

目次

H-CR-★16-12号証	2
H-CR-★17-13号証	15
H-CR-★18-14号証-反訳書	18
H-CR-★19-15号証-反訳書	19
H-CR-★20-16号証	23
H-CR-★21-17号証	24
H-CR-★22-18号証	25
H-CR-★23-19号証	26
H-CR-★1-告訴状20200304	39
H-CR-★2-補充書20200325	50
H-CR-★3-補充書20200616	52
H-CR-★4-証拠20200325	55
H-CR-★5-利根沼田農協の定款	59
H-CR-★6-2号証	74
H-CR-★7-3号証	75
H-CR-★8-4号証	94
H-CR-★9-5号証	97
H-CR-★10-6号証-反訳書	98
H-CR-★12-8号証	102
H-CR-★13-9号証	103
H-CR-★14-10号証	104
H-CR-★15-11号証-反訳書	106
H-CR★11-7号証-反訳書	108

470YS642720170710-00100

J A コード 470

JA名 JA利根沼田

〒3791303 群馬県利根郡みなかみ町上牧
3158-1

013-6341034 今井 豊 様

青果販売代金精算書

2017/07/10 作 成

出荷期間 2017年07月03日 ~ 2017年07月03日

精 算 日 2017年07月07日

品名：ズッキーニ

第一口座 013-1-***3495 4,565

上記の通り精算いたしました。
利根沼田農業協同組合

精算金額合計 A	5,668
消費税額 B	453
合計金額 C (A+B)	6,121

控除合計 D	1,556
概算払控除 E	0
支払金額 (C - D - E)	4,565

J A コード 470

J A 名 J A 利根沼田

〒3791303 群馬県利根郡みなかみ町上牧
3158-1

013-6341034 今井 豊 様

品名：ズッキーニ

青果販売代金精算書

2017/07/13 作 成

出荷期間 2017年07月07日 ~ 2017年07月07日
精算日 2017年07月12日

第一口座 013-1-***3495 5,431

精算金額合計 A	6,615
消費税額 B	529
合計金額 C (A+B)	7,144

控除合計 D	1,713
概算払控除 E	0

上記の通り精算いたしました。

利根沼田農業協同組合

青果販売代金精算書

J A コード 470

J A 名 J A 利根沼田

〒3791303 群馬県利根郡みなかみ町上牧
3158-1

013-6341034 今井 豊 様

品名：ズッキーニ

2017/07/18 作 成

出荷期間 2017年07月10日 ~ 2017年07月10日
精算日 2017年07月14日

第一口座 013-1-***3495 7,953

精算金額合計 A	9,446
消費税額 B	756
合計金額 C (A+B)	10,202

控除合計 D	2,249
概算払控除 E	0

上記の通り精算いたしました。

利根沼田農業協同組合

青果販売代金精算書

J A コード 470

J A 名 J A 利根沼田

〒3791303 群馬県利根郡みなかみ町上牧
3158-1

013-6341034 今井 豊 様

品名：ズッキーニ

2017/08/10 作 成

出荷期間 2017年07月14日 ~ 2017年07月14日

精 算 日 2017年08月09日

第一口座 013-1-***3495 15,615

精算金額合計 A	21,706
消費税額 B	1,736
合計金額 C (A+B)	23,442

控除合計 D	7,827
概算払控除 E	0

上記の通り精算いたしました。

利根沼田農業協同組合

青果販売代金精算書

J A ノ - ド 470

JA名 JA利根沼田

〒3791303 群馬県利根郡みなかみ町上牧
3158-1

013-6341034 今井 豊 様

品名：ズッキーニ

2017/07/24 作 成

出荷期間 2017年07月17日 ~ 2017年07月17日
精算日 2017年07月21日

第一口座 013-1-***3495 10,979

精算金額合計 A	16,845
消費税額 B	1,348
合計金額 C (A+B)	18,193

控除合計 D	7,214
概算払控除 E	0

上記の通り精算いたしました。

利根沼田農業協同組合

青果販売代金精算書

J A コード 470

J A 名 JA 利根沼田

〒3791303 群馬県利根郡みなかみ町上牧
3158-1

013-6341034 今井 豊 様

品名：ズッキーニ

第一口座 013-1-***3495 5,610

上記の通り精算いたしました。
利根沼田農業協同組合

精算金額合計 A	8,949
消費税額 B	716
合計金額 C (A+B)	9,665

- 1 -

控除合計 D	4,055
概算払控除 E	0
支払金額 (C - D - E)	5,610

5,610

青果販売代金精算書

J A コード 470

J A 名 JA 利根沼田

〒3791303 群馬県利根郡みなかみ町上牧
3158-1

013-6341034 今井 豊 様

2017/07/26 作 成

出荷期間 2017年07月19日 ~ 2017年07月19日
精算日 2017年07月25日

品名：ズッキーニ

第一口座 013-1-***3495 2,548

精算金額合計 A	3,534
消費税額 B	283
合計金額 C (A+B)	3,817

控除合計 D	1,269
概算払控除 E	0

上記の通り精算いたしました。

利根沼田農業協同組合

青果販売代金精算書

J A コード 470

J A 名 J A 利根沼田

〒3791303 群馬県利根郡みなかみ町上牧
3158-1

013-6341034 今井 豊 様

品名：ズッキーニ

2017/07/28 作 成

出荷期間 2017年07月23日 ~ 2017年07月23日
精算日 2017年07月27日

第一口座 013-1-***3495 2,876

精算金額合計 A	3,761
消費税額 B	301
合計金額 C (A+B)	4,062

控除合計 D	1,186
概算払控除 E	0

上記の通り精算いたしました。

利根沼田農業協同組合

青果販売代金精算書

J A コード 470

J A 名 J A 利根沼田

〒3791303 群馬県利根郡みなかみ町上牧
3158-1

013-6341034 今井 豊 様

品名：ズッキーニ

2017/08/07 作 成

出荷期間 2017年07月31日 ~ 2017年07月31日
精算日 2017年08月04日

第一口座 013-1-***3495 1,898

精算金額合計 A	2,300
消費税額 B	184
合計金額 C (A+B)	2,484

控除合計 D	586
概算払控除 E	0

上記の通り精算いたしました。

利根沼田農業協同組合

青果販売代金精算書

J A コード 470

JA名 JA利根沼田

〒3791303 群馬県利根郡みなかみ町上牧
3158-1

013-6341034 今井 豊 様

品名：ズッキーニ

2017/08/08 作 成

出荷期間 2017年08月01日 ~ 2017年08月01日
精算日 2017年08月07日

第一口座 013-1-***3495 1,519

上記の通り精算いたしました。

利根沼田農業協同組合

精算金額合計 A	1,739
消費税額 B	139
合計金額 C (A+B)	1,878

控除合計 D	359
概算払控除 E	0
支払金額 (C - D - E)	1,519

青果販売代金精算書

J A コード 470

JA名 JA利根沼田

〒3791303 群馬県利根郡みなかみ町上牧
3158-1

013-6341034 今井 豊 様

2017/08/10 作 成

出荷期間 2017年08月03日 ~ 2017年08月03日
精算日 2017年08月09日

品名：ズッキーニ

第一口座 013-1-***3495 1,583

精算金額合計 A	1,861
消費税額 B	149
合計金額 C (A+B)	2,010

上記の通り精算いたしました。

利根沼田農業協同組合

控除合計 D	427
概算払控除 E	0
支払金額 (C - D - E)	1,583

青果販売代金精算書

J A コード 470

J A 名 J A 利根沼田

〒3791303 群馬県利根郡みなかみ町上牧
3158-1

013-6341034 今井 豊 様

品名：ズッキーニ

2017/08/17 作 成

出荷期間 2017年08月11日 ~ 2017年08月11日
精算日 2017年08月16日

第一口座 013-1-***3495 3,262

上記の通り精算いたしました。

利根沼田農業協同組合

精算金額合計 A	5,338
消費税額 B	427
合計金額 C (A+B)	5,765

控除合計 D	2,503
概算払控除 E	0
支払金額 (C - D - E)	3,262

青果販売代金精算書

J A コード 470

J A 名 J A 利根沼田

〒3791303 群馬県利根郡みなかみ町上牧
3158-1

013-6341034 今井 豊 様

2017/08/24 作 成

出荷期間 2017年08月17日 ~ 2017年08月17日
精算日 2017年08月23日

品名：ズッキーニ

第一口座 013-1-***3495 3,158

精算金額合計 A	3,937
消費税額 B	315
合計金額 C (A+B)	4,252

上記の通り精算いたしました。
利根沼田農業協同組合

控除合計 D	1,094
概算払控除 E	0
支払金額 (C - D - E)	3,158

利根沼田農協 御中

協力依頼

今月のズッキーニ出荷価格の推移をご覧下さい。

今まで延べ20日の出荷日のうち、価格が違ったのは7日のたった一回だけです。

後は全て判で押したように同じ価格(400円)となっています。

これは市場経済が麻痺している状態を意味していると思います。

参加者全員が事前にその価格にすることのコンセンサスが無ければ成立しえない状態であることは言うまでもありません。

その意味では、調べるまでもなく、不当な取引制限(価格カルテルもしくは入札談合)に該当していることはあきらかです。

複数の市場において同じ結果となっている点も重要です。

もう一つの問題はその数字です。

例えば28日は実勢価格は1080円(東京シティ青果ホームページ)でした。

実に三倍近い価格差があります。

他の日の実勢価格はまだ調べていませんが、400円よりかなり上で推移している可能性が極めて高いです。

つまり、不公正な取引方法(差別価格)が成立しているのも間違ひありません。

400円という数字の根拠を入札した者に尋ねてみてください。

きっとまともな答えは返ってこないはずです。

同時にこの二点を満たしてしまっているので、明らかに違法な状況であり、申告して公正取引委員会の摘発を待つべきだと思います。

経緯

原因はセクハラです。

もう10年以上前からネット包囲網が形成され、様々な経済的迫害を受けてきました。

叔母も殺害されました。この件は係争中です。

敢えて同じ数字を続けて見せるのも実勢とかけ離れた数字にしてみせるのも包囲網の威力を誇示するためでしょう。

更に言えば、公正取引委員会すらも抱き込んで揉み消してみせる、という自信の表れでもあります。

しかしこれはまるで絵に書いたような違法です。

具体的には独占禁止法第二条第九項に違反しております。

もしかりにこれが罷り通るならば今度は公正取引委員会が裁かれます。

利根沼田農協や他の出荷者の皆さんにはご迷惑を掛けてしまってたいへん申し訳ありません

んが、しかしそれは私が意図したことではありません。

このまま摘発されずに放置すれば、これからは全国のズッキーニが巻き添えになるのは明らかですし、他の作物への波及も必至です。

マコモダケには既にはっきりと同じ兆候が現れていますし、将来的には例えばナスも同じ事になりますかねません。

それに農協も差別価格による機会損失の直接の被害者です。

申告は個人でも可能ですし、巻き込むつもりは毛頭ありませんが、公正取引委員会への申告は農協名の方が自然だと思いますし、過去の市場データの収集に当たっても個人名よりはやりやすかろうと思います。

そんなわけで、なにとぞ申告にご協力下さい。

この「顕在化してしまった暴力」を見逃すつもりはありません。

まずはこの価格推移の違法性を申告によって認めてもらうことです。

申告資料としてあわせて調査するべき事項

①出荷額と実勢価格との時系列比較

できれば日別で、また遡れるだけなるべく古くまで

いつからどれぐらいのバイアスがかかっているのかを把握する為です。

目的は機会損失の推計です。

直感的には今年が最大だと思います。出荷額としてもダントツで過去最悪でしょう。

もし仮に今年の利根沼田の価格水準が全国的に定着した場合、三年以内に七割以上の農家がズッキーニから撤退すると思います。

②私が出荷を始める前と後(ここ三年)の価格の比較

絶対額としてどれくらい低下してきているのか?これも機会損失の推計です。

困難なら月別でも年度でも構いませんが数量を加重平均しないと正確ではなくなります。

以前に総務課の瀧澤さんにお願いして入手したデータがありますので添付します。

③出荷価格のメモを確保しておいてください

毎日ボードに貼ってくださっているあの手書きの紙です。

貴重な資料になると思います。

特に7月27日の出荷分などについては状況を裏づける結果が出ています。

県央に回った私の名前の入った分に関しては200円、シティに回った他の2軒の分には400円と、ほぼ倍の価格差がでています。

④被害に遭っているのは利根沼田農協分だけなのか、それとも群馬全体なのか

他の農協と連携する余地があるのか否か

考慮すべき事項

①今後のクレーム対応について

タクシー運転手だった頃に因縁めいたクレームを何回か受けました。

農業ではいまのところクレームは皆無ですが、もし今後クレームがあつたら、その内容を慎

重に吟味するとともに、相手を特定できるようにしてください。

それでかなり防げると思います。

②差別価格について

もし仮に当農協にマイナスのブランド力が元々存在するならば、つまりたとえば「北部ものはどうも品質が悪いね」といったレッテルが貼られている状況ならば、実勢価格との価格差は可能性として存在しうるとは思います。

しかしそれとて倍以上の開きになることは考えられません。

それでは A 品と B 品以上の差になってしまいますので。

それにもしも価格差がこの三年に限ってみられるとしたならば、それは品質からは説明がつかないことになります。

なぜならば私は自分が置かれている特殊事情を元々充分に認識しており、クレームの可能性もはじめから常に念頭に置いております。

それに他の 2 軒よりも草刈もマメにやっているつもりです。

品質面で農協の足を引っ張っているとは思っていません。

蛇足ですが 8 月以降は品質はどうしても悪くなります。

一つには株が成長するとどうしても倒伏して横這いとなり果実が地面に近くなります。

そうすると腐りやすくなりますし病気や害虫にもやられやすくなります。

もう一つは雑草が急激に伸びて草刈が追いつかなくなりマイマイなどの害虫がたかりやすくなるからです。

(農薬を使うとどれくらい状況が改善するのか経験が無いのでわかりません)

品質低下については長野も事情は同じはずで、むしろ定植が早い分だけ長野の方が深刻なはずです。

実際に市場関係者に事情聴取すれば言い訳としていろいろと列挙すると思いますが、具体的に長野との比較としてはどれぐらい違うのかとか吟味する必要があると思います。

鵜呑みにしないことが肝心だと思います。

以上です。言葉足らずで申し訳ありません。

なにとぞ申告にご協力をお願い申し上げます。

〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 今井豊(携帯 090-3087-1577)

20190805 原告 今井豊

20190719 12:29 利根沼田農業協同組合みなかみ集荷所(群馬県利根郡みなかみ町月夜野 425)
でのトミザワ所長らとの会話録音の反訳書

(トミザワ) すいません、上のほうに相談致しましたら、訴訟中なんで、う、受けるなとゆうことで。他のことは何もしゃべるなと。ただ、訴訟中なんで、受けるなということです。

(私) それ、全く道理が通ってませんが?

(トミザワ) だから、他はもう、そ、訴訟中なんで、

(私) じゃ、上の人の名前を言って下さい、名前を言って下さい、そこまで言うんだったら。

(トミザワ) スズキシンイチ課長です、

(私) どこの課長ですか?

(トミザワ) 販売部の販売課の課長です、あの、昭和村のあの、総合センターに居ますんで、はい、そちらのほうへもしあれだったら言って下さい。俺はそうに言われて、訴訟中なんで、

(私) 訴訟中は全然関係無いでしょ? 誰にでも裁判を受ける権利有りますよね?

(トミザワ) や、だけど、

(私) 関係無いでしょ? 裁判を受ける権利を否定するつもりですか? 私の。

(トミザワ) 上、上い、あの、上司が居ますんで、上司のほうに、

(私) いや、このまま私が帰ったほうが問題が大きくなりますけど、いいんですね?

(トミザワ) はい、あの、しようがないすよね、

(私) いいんですね? はい、わかりました、

以上

20190805 原告 今井豊

20190719 13:20 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158 番地1)から利根沼田農業協同組合(群馬県沼田市東原新町 1940 番地1)リスク管理室イシクラへの通話録音の反訳書

(交換手) はい、電話代りました、

(私) もしもし? あ、あのう、リスク管理室でしょうか?

(交換手) はい、そうです、

(私) ええと、すいません、今あの、出荷しに行ったら、あの、出荷拒否されたんですけど? 訴訟をしている人は受けられないと、

(交換手) はい、

(私) 私はイマイユタカと申しますけども、それを、

(交換手) ちょっと待って下さい、

(イシクラ) お電話代りました、イシクラです、

(私) ああ、どうも、お世話になります、

(イシクラ) はい、お世話になります、

(私) 以前、お話したイマイユタカなんんですけども、

(イシクラ) あ、はい、

(私) ええと、今あの、出荷に行ったところ、しゅ、引受を拒否されちゃったんですけど?

(イシクラ) あ、はい、

(私) あの、訴訟をしているから、受けられないと、

(イシクラ) はい、

(私) それ、理由なんですか?

(イシクラ) なるとと思いますけど?

(私) なんないでしょうね? あの、訴訟をしているとどうして引受られないんですか?

(イシクラ) あのう、今回訴訟がズッキーニの件で争ってるわけじゃないですか? で、今回ナスってゆうことで、たぶん、出荷のほう来ていただいたんだかもしんないんですけど、その、同じ取引中でのことだと思うんですね? あの、荷を受けて、それを市場に出荷して、その値段でゆうことで今争ってるわけなんで、それ、ズッキーニとナス、品物は違いますけど、あの、その一連の流れ、価格付ける流れってゆうのは、一緒の行為なんで、そこがまだはっきり決まって、決まってないってゆうか、そこで今争っている途中にも拘らず、また新たにナスの荷を受けるってゆうことは、ちょっと難しいってゆうことで、断らせて、断らさせてもらったんだと思うんですよ?

(私) いや、ちょっと難しいってゆうか、断る根拠なんないでしょ?

(イシクラ) あの、結局、今回このナスを受けたことによって、また、ズッキーニと同じことが起きる可能性もあるわけじゃないですか?

(私) 起きたってしょうがないでしょ? あの、犯罪、価格操作をされて、犯罪をされて、訴える権利は誰にでも有りますよね? それを理由に、ど、どうしてそれが理由となるの? 裁判を受ける権利を否定する気ですか?

(イシクラ) 逆に、イマイさん、そうゆうことをされたにも拘らず、またやられてもいいっ

てゆうことに出してるってゆうことですか？

(私) やられてもいいとかじゃなくて、過去の話とこれからの話は全然別でしょってゆうの？

(イシクラ) ただ、過去の話がまだはっきり、あの、

(私) はっきりしてなくても、断る理由なんないでしょ？

(イシクラ) それ、イマイさんの考え方で、うちの考えは、そこが決まらない限りは、ちょっと荷は受けられないってゆう考え方で居るんですよ、

(私) いやいや、だから、そうゆう考えがおかしいでしょ？ それはあの、前例の有る取扱ですか？ 今までそら、農協だってなん、何度か訴訟は起して、起きてますよね？ 全部そうやってあの、出荷を引受拒否してるんですか？

(イシクラ) いや、過去に訴訟が有ったかどうかとゆうのは、私のほうではわからないんで、

(私) いや、利根沼田だけじゃなくて、農協、全農協としては、いくらも受けてるでしょ？ 同じ取扱をしてます？

(イシクラ) そこはちょっとうちはわかりませんので、

(私) いや、それわかんなきや、そうゆう取扱できないでしょ？

(イシクラ) 当農協のほうの考え方としますと、今、訴訟してるんで、やはりあの、受けられないってゆう立場には変わりありませんので、

(私) いや、そうすると、これから大量に出荷する分、全部受けられないわけ？

(イシクラ) あ、そうですね、そのズッキーニのほうの裁判のほうがはっきりするまでは、

(私) それは当然あの、既得権益をあの、私の既得権を侵害しますよね？ 箱や袋、どうな、どうな、どうするんですか、引き取ってくれるんですか？

(イシクラ) いや、引き取りません、うちは。

(私) そうすると、詐欺ですよね？ まるで。なんで農協の箱なのに引き取れないの？

(イシクラ) あの、その買ったとかってゆうのは、騙してうちは販売したわけじゃないですね？

(私) いや、使えなきや、騙してのと一緒ですよね？

(イシクラ) だ、うちは、あのう、荷は受けられないんで、

(私) なぜ受けられないんですか？ その極めてあの、異常なお答えをされてるから抗議しるんですけども？

(イシクラ) あの、すごく常識的な答えかなって、

(私) いや、凄く異常だと思うのは、例えば警察が、訴訟を起こされた、訴えられたからって言って、110番通報で対応しなきや、大問題ですよね？

(イシクラ) それとはまた、話が違うと思います、

(私) は、どこが違うんですか？ どうして農協ごときがそれを理由に断れるんですか？ 考えてみて下さい、

(イシクラ) うちとすれば、その訴訟の原因がまだはっきりしていないにもかかわらず、

(私) 訴訟の原因は、犯罪だつってるんです？ 犯罪は、正当に摘発されて処罰されるんが社会正義ですよね？ 誰にでも裁判を受ける権利は有りますよね？ それを否定するつも

りですか？

(イシクラ) いや、そこは否定しません、

(私) しないでしょ？ じゃあなんで、それが引受拒否の理由なんなるんですか？

(イシクラ) あの、うちのほう、じゃ、一切拒否はできないってゆうふうにお考えなんですか？

(私) 当り前でしょ？ 訴訟とこれとは話が別なんだから、理由なんなるわけないでしょ？ そう申し上げましたよ？ 私はトミザワ所長にも。それを聴く耳持たなかつたんです、このまま帰つちやうと大問題なんりますよ？と、念を押して、このまま帰らして貰いましたけど。

(イシクラ) はい、

(私) あの、それで通ると思ってます？ 本気で、正気で？

(イシクラ) はい、

(私) ですから、私の既得権どうするんですか？ 私は出荷したいんですよ？ どうして妨害できるんですか？

(イシクラ) うちはだからその、荷物は扱えないってゆう拒否、

(私) どうして扱えないんですか？ どうして扱えないん？

(イシクラ) え？ 今言った通りのことです、

(私) 今言った通り？ だから、理屈んなってないって言ってるでしょ？

(イシクラ) (苦笑) そう言われても、あのう、こちらとしては

(私) 今まで通りでいいんですか？って、あの、そちらの処理するようにしか処理されないですよね？ 私が値段決められるわけじゃないでしょ？ 何、寝言言ってるんですか？ 今までだってそうでしょ？ 勝手に値段決めてたんでしょう？ 私とかあの、意思を無関係に。そうゆうものでしょ？

(イシクラ) それが不満で、今回訴えを起こしたわけじゃないんですか？

(私) 違うでしょ？ それが正当価格じゃないつつってるでしょ？ それが立証されてないのに、どうして断れるんですか？ 正当業務行為ならね、あの、農協と出荷者、生産者ですから、委託者と受託者ですよ、正当業務行為じゃないつつってますでしょ？ 犯罪の価格を訴えて、価格操作を訴えてるんですよ？ 犯罪を。それを否定する根拠が無いのに、どうして断れるんですか？ 正当行為、正当価格だったらね、そういうことは言えるかもしれませんよ？ 正当価格じゃないつつってるんですよ？ どうしてそれを理由に断れるんですか？

(イシクラ) あの、そ、そうゆう状況んなってまで、農協で、農協に出荷したいってゆう理由は何なんですかね？

(私) 他に無いからですよ、書いてあるでしょ？ 訴状に。大量出荷する途は他に無いからですよ、だから、貴方がたのやってるのは、それはあの、そうゆう意図は無くとも、生命に対する脅迫となるんですよ。道の駅で、何箱も捌けると思います？

(イシクラ) いや、それはわかんないですよ、私は。

(私) や、それはやってみて下さい、じゃ、それがわかんなくて、農協が務まりますか？ そもそも。出荷事業が務まりますか？ それが。1カ所20袋が限界なんですよ、そりゃあね、五つも、一日かけて五つも廻ればね、少しほ捌けますよ、だけど、何箱も出荷する場合は、

絶対、農協以外には捌きようが無いです、それは常識です。農協、農協に身を置く者として、知つといて下さい、それは。で、どうなさるんですか?

(イシクラ) 荷受は拒否します、

(私) 私はあの、ちゃんと理由は申し上げましたけども、拒否する理由にならないと思いませんけども?

(イシクラ) うちの理由はあの、そそう、訴訟中なんで、あの、荷のほうの取扱は控えさせていただきます、

(私) 訴訟中だとどうして、あの、拒否される、あの、引受拒否されるんですか?

(イシクラ) 同じことを招く惧れが有るからです、

(私) 同じことを招くのはそちらの勝手でしょう? 私の責任じゃないでしょ?

(イシクラ) そうならない為に、うちは、あの、荷受を、あの、今回は、あの、お断りさせていただきます、

(私) いや、そうするつもりなんですか? また、価格操作するつもりなんですか?

(イシクラ) いや、そんなつもりは一切無いです、

(私) 無いでしょう? 無いんだったら何の問題も無いじゃないですか? 私や、過去の話を訴訟にしてるだけで、今後のことなんか問題にしてませんよ?

(イシクラ) これが今後の話となる可能性も有るんで、そこはあの、今回は控えさせていただきたいってゆう考えです、

(私) だからそれが理由んならないでしょ? つってるの、

(イシクラ) それがうちの理由なんで、イマイさんの理由にはなりま、ならないかも知れないんですけど、うちの考える理由とすれば、そうゆう理由になりますんで、あの、イマイさんからの荷に関しては、この訴訟がある、決着するまでは受付られません。

(私) イシクラさん、役職をおっしゃっていただけますか? あの、できれば理事長さんと代りたいんですけど、お話にならないようなんで、

(イシクラ) 対応は同じなんで、変りませんので、電話も代ることはしません。

(私) いや、理由んなってませんけど? 理由んなってませんけどね?

(イシクラ) うちの方針がそうゆう方針ですので、あの、訴訟が終るまでは、あの、荷の取扱については控えさせていただきます、

(私) 凄まじい不法行為が新たに出来てしまいましたね? わかりました、お楽しみに。

(イシクラ) はい、

以上

令和元年9月30日

今井 豊 殿

(〒370-0861) 群馬県高崎市八千代町二丁目1番1号



高橋三兄弟法律事務所

TEL. 027-325-6603/FAX. 027-325-9936

利根沼田農業協同組合代理人

弁護士 高橋伸二

(担当) 弁護士 原田英明

(担当) 弁護士 福島翔也



ご連絡

前略 当職らは、利根沼田農業協同組合（以下「当組合」といいます。）の代理人として、貴殿の令和元年9月19日付当組合に対する組合加入申し込みに対し、以下のとおりご連絡いたします。

- 1 貴殿は、当組合に対し、前橋地方裁判所平成31年（ワ）第118号、令和元年（ワ）第412号の訴訟（以下「本件各訴訟」といいます。）を提起しており、現在も2件の訴訟事件は係属中です。
- 2 当組合としては、本件各訴訟における貴殿の主張は、何ら理由のない不当なものであり、「法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき」（当組合定款第19条第1項第6号）等の貴殿が組合員であれば除名事由に該当するものと判断しています。
貴殿がこのような行為を繰り返すことにより、当組合と貴殿との間の信頼関係はすでに破壊されており、今後貴殿が当組合に加入した場合には、当組合の業務に多大な支障を来すおそれが十分に予想されます。
- 3 したがって、当組合が貴殿の当組合加入申し込みを拒否することについては、「正当な理由」（農業協同組合法第19条）があるものと判断いたしますので、貴殿の当組合への加入は拒絶させていただきます。
- 4 貴殿が令和元年9月19日に加入申込書と同時に当組合窓口に持参された出資金1万円については、加入申込書記載の貴殿名義の口座に振り込む方法により返金させていただきます。
- 5 今後、本件各訴訟及び今回の加入拒絶に対する件についてのご連絡は、当職らが一切を受任しておりますので、当組合への電話・訪問等一切の接触はお控えいただき、当職ら宛て（担当：原田、福島）にいたしますようお願いいたします。

草々

20191007 15:52、私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158 番地 1)から、被告訴訟代理人・高橋三兄弟法律事務所(群馬県高崎市八千代町二丁目 1 番 1 号)福島翔也への通話録音の反訳書

20191128 原告 今井豊

(交換手) 高橋法律事務所でございます、

(私) もしもし、ええと、今井と申しますけども、ハラダさんかフクシマさんお願ひします、

(交換手) はい、あ、はい、今井さんの下のお名前は何とおっしゃいます?

(私) 豊です、

(交換手) 豊さんですね、ちょっとお待ち下さい、

(フクシマ) お電話代りました、弁護士のフクシマと申します、

(私) もしもし、ええとあの、現在訴訟中の、原告の今井豊ですけども、ええ、この間のあの、く、農協への加入の断りの連絡なんですけども、

(フクシマ) ええ、ええ、ええ、

(私) ええ、根拠にあの、定款第 19 条と書いてあるんで、定款の内容を確認したいんですけども?

(フクシマ) はい、はい、はい、はい、

(私) 書いた物を頂けるのが一番有り難いんですが、どつかあの、ホームページ見ればわか、出るとかいう答えでも構わないんですが?

(フクシマ) ええとですね、ちょっとごめんなさい、定款がインターネット上に上がっているかどうかがですね、

(私) ええとね、ホームページ見たところ、ちょっと見当たらないんで、

(フクシマ) 無さそうですか?

(私) ええ、3 時前にあの、農協に打診してみたんですが、お返事が来ないんですよ?

(フクシマ) はあ、はあ、はあ、はあ、

(私) そうゆう状態なんですが?

(フクシマ) ううんと、ああ、承知しました、ちょっとじゃあ、こちらのほうで、ごめんなさい、ネットに在るかどうかがわからないので、そのへんも確認をして、あの、無い場合にどうするのかってのも含めて、あの、またご連絡を差し上げる形でもよろしいですか?

(私) はい、一応あの、訴訟うんぬんと言うよりはあの、元加入者として、元々貰つ、頂いてないので、知りたいなとゆう、ええ、観点からお願ひします、

(フクシマ) ええ、ええ、ええ、あ、わかりました、じゃ、そしたら、そういうお話をありましたとゆうことで、こちらのほうでもあの、定款に関して、検討させていただきますので、今いただいている番号に折り返す形で宜しいですか?

(私) はい、

(フクシマ) はい、承知しました。じゃあ、ええ、またこちらからご連絡差し上げますので。

(私) はい、お願ひします、

(フクシマ) はい、失礼いたします。

以上

乙第3号証
3

14-18号証

【平成28年7月28日】野菜相場表

品名	产地	単位kg	荷姿	等階級	市況	価格	品名	产地	単位kg	荷姿	等階級	市況	価格	品名	产地	単位kg	荷姿	等階級	市況	価格
だいこん	北海道	10	DB	2L	→	1,836	デンゲンサイ	茨城	2	DB	AL	→	648	メークイン	静岡	10	DB	秀L	→	—
	青森	10	DB	2L		—	タアサイ	静岡	2	HP	AL		—	男爵	静岡	10	DB	A2L		—
かぶ	千葉	0.8	束	2L	→	162	エンダイブ	長野	2.7	DB	L	→	2,484	石川さといも	鹿児島	1	ネット	L		—
にんじん	北海道	10	DB	M	→	2,592	きゅうり	福島	5	CT	A	↓	1,944	ながいも	青森	10	DB	A3L	→	4,644
ごぼう	群馬	10	DB	M	→	2,700	岩芋	5	DB	A	↓	1,728	やまといも	千葉	4	DB	A株	↓	3,456	
れんこん	茨城	2	HP	AM	→	2,700	かぼちゃ	茨城	10	DB	5玉	→	2,700	たまねぎ	佐賀	20	DB	秀L	→	3,780
ラディッシュ	愛知	0.5	HP	秀2L	→	2,700	神奈川	10	DB	6玉	→	3,456	兵庫	20	DB	秀2L	→	4,644		
はくさい	長野	15	DB	AL	→	1,296	トマト	2	DB	AM	→	1,080	にんにく	青森	1	ネット	A2L	→	2,160	
みず葉	茨城	0.2	FG	AM	↓	54	なす	群馬	0.4	FG	AM	→	184	エシャレット	静岡	1	DB	AL		—
こまつな	埼玉	0.4	束	AM	→	162	茨城	0.4	FG	AM	→	162	ペコロス	愛知	5	DB	M	→	7,020	
キャベツ	群馬	10	DB	L	↓	1,296	水なす	大阪	2.5	DB	24		—	わさび	静岡	2	ST		→	27,000
ほうれんそう	埼木	0.2	FG	M	→	173	ごなす	高知	0.7	DB	AM	→	2,160	根しょらが	高知	4	DB	AL	→	3,888
	茨城	0.2	FG	M	→	173	丸なす	新潟	2	DB	AM	→	2,700	葉しょらが	千葉	0.1	束	L	→	86
ねぎ	茨城	5	DB	M	↓	1,944	べいなす	高知	2.5	DB	AM	→	1,620	静岡	0.1	束	L		—	
	埼玉	5	DB	L	↓	1,728	長なす	茨城	4	DB	AS	→	1,620	たで	福岡	0.1	PK	AM	→	378
こねぎ	福岡	0.1	束	AM	→	194	トマト	群馬	4	DB	AL	→	1,404	おおば	愛知	0.1	PK	秀L	→	702
あさつき	埼玉	0.2	木箱	10入	→	864	福島	4	DB	AM	→	1,620	ほじそ	愛知	0.1	PK	秀L	→	378	
うど	茨城	4	DB	4-6本	→	3,240	ミニトマト	福島	0.2	PK	AM	↗	184	みよらが	高知	0.05	PK	AL	→	130
切りつば	茨城	1.2	束	上	→	10,800	茨城	3	DB	AM	→	2,160	もろきゅうり	宮城	0.1	袋	A2S		—	
糸みつば	千葉	1	DB	A	→	540	ヒーマン	岩手	0.15	袋	AM	↓	86	なましまたけ(菌床)	秋田	0.1	PK	秀	→	194
しゅんぎく	青森	0.15	袋	AL	→	108	茨城	0.15	袋	AM	↓	76	柄木	0.1	PK	A2L	→	216		
	千葉	0.15	袋	A	→	130	ししうがらし	千葉	3	DB	AM	→	194	まつたけ	新潟	1	HP	↓	→	8,640
あしたば	東京	0.15	束	20入	→	324	高知	0.1	PK	AM	→	140	なめこ	山形	0.1	袋	AS	→	108	
にら	山形	0.1	束	AL	→	65	とうもろこし	群馬	5	DB	A2L	↗	1,296	えのきだけ	長野	0.1	PK	AA	→	43
	柄木	4	DB	AL	→	2,160	オクラ	高知	0.1	ネット	AM	→	86	しめじ	長野	0.1	PK	A	→	65
セルリー	長野	10	DB	2L	→	2,700	トウガン	愛知	10	DB	秀		—	マッシュルーム	千葉	0.1	PK	M	→	238
アスパラガス	柄木	0.15	束	AL	→	124	シロワリ	千葉	5	DB	M	→	2,700	まいたけ	新潟	0.1	PK	A	→	108
	佐賀	0.1	束	L	→	97	レイシ	茨城	5	DB	A		—	エリンギ	長野	0.1	PK	AS	→	270
カリフラワー	長野	6	DB	L	↗	2,484	インゲン	福島	2	DB	AM	→	1,620	ゆず	高知	0.2	PK	A2L	→	864
	北海道	4	DB	6玉		—	スナップえんどう	北海道	1	HP	AM	→	2,160	すだち	徳島	1	DB	2L	→	1,836
ブロッコリー	北海道	6	HS	20玉	→	3,456	きぬさやえんどう	北海道	1	DB	秀	→	2,700	かぼす	大分	1	DB	秀M	→	1,080
レタス	長野	10	DB	L16	→	1,944		青森	1	HP	AM		—	ぎんなん	埼玉	1	木箱	2L		—
サニーレタス	長野	4	DB	AL	↓	1,944	えだまめ	群馬	0.25	FG	A	↓	302							
G.リーフレタス	長野	4	DB	AL	↓	1,620		新潟	0.5	束	A	→	216							
ハセリ	長野	5	DB	A	↗	10,800	かんしょ	高知	5	DB	AL		—							

※市況の記号【↑:強い、↗:強保合、→:保合、↓:弱保合、↓:弱い】※価格は消費税込みの価格です

東京シティ青果株式会社

副本

青果市況明細表

J A C O D 470

J A 名 J A 利根沼田

1 ページ

2020/01/21 10:48:06 作成

検索条件【出荷日 2017/07/01 ~ 2017/08/31 売立日

品名 プール 集荷場 39 登録日 市場 】

共 個 プール 集荷場 エラー	送り状 出荷日 売立日	品 名 市 場	合計数量 元売金額 消費税額 合計金額	市場手数料 引取運賃 その他課税	その他非課税 系統手数料 奨励金	差引金額	荷姿 量目	等 階 級 数 量 単 価 金 額			
0	20431	34270 ズッキーニ	27	707	0	7,709	01-DB	014 AL		015 AM	016 AS
42	2017/07/02	2102150ぐんま県央青果	7,700	0	41		0200		2	23	2
39	2017/07/03		616	0	-141				200	300	200
			8,316						400	6,900	400
0	20432	34270 ズッキーニ	72	2,079	0	22,554	01-DB	013 A2L		014 AL	015 AM
42	2017/07/02	2130110東京シティ青果	22,650	0	244		0200		1	3	15
39	2017/07/03		1,812	0	-415				350	400	400
			24,462						350	1,200	6,000
								016 AS			
								16			
								250			
								4,000			
0	20448	34270 ズッキーニ	17	312	0	3,404	01-DB	014 AL		015 AM	016 AS
42	2017/07/03	2102150ぐんま県央青果	3,400	0	18		0200		2	14	1
39	2017/07/04		272	0	-62				200	200	200
			3,672						400	2,800	200
0	20449	34270 ズッキーニ	34	1,267	0	13,742	01-DB	013 A2L		015 AM	015 AM
42	2017/07/03	2130110東京シティ青果	13,800	0	148		0200		2	10	17
39	2017/07/04		1,104	0	-253				250	500	400
			14,904						500	5,000	300
										6,800	1,500
0	20470	34270 ズッキーニ	41	753	0	8,209	01-DB	014 AL		015 AM	016 AS
42	2017/07/05	2102150ぐんま県央青果	8,200	0	44		0200		4	32	5
39	2017/07/06		656	0	-150				200	200	200
			8,856						800	6,400	1,000
0	20471	34270 ズッキーニ	38	1,198	0	12,995	01-DB	013 A2L		014 AL	015 AM
42	2017/07/05	2130110東京シティ青果	13,050	0	140		0200		3	3	22
39	2017/07/06		1,044	0	-239				200	500	500
			14,094						600	1,500	350
								016 AS			
								7			
								250			
								1,750			

青果市況明細表

J A C O D 470

J A 名 J A 利根沼田

2 ページ

2020/01/21 10:48:06 作成

検索条件【出荷日 2017/07/01 ~ 2017/08/31 売立日

品名 プール 集荷場 39 登録日 市場】

共 個 プール 集荷場 エラー	送り状 出荷日 売立日	品 名 市 場	合計数量 元売金額 消費税額 合計金額	市場手数料 引取運賃 その他課税	その他非課税 系統手数料 奨励金	差引金額	荷姿 量目	等階級 数 量 単 価 金 額			
0	20491	34270 ズッキーニ	18	330	0	3,605	01-DB	014 AL	015 AM	016 AS	
42	2017/07/06	2102150 ぐんま県央青果	3,600	0	19		0200		12	5	
39	2017/07/07		288	0	-66			200	200	200	
			3,888					200	2,400	1,000	
0	20510	34270 ズッキーニ	18	330	0	3,605	01-DB	014 AL	015 AM	016 AS	
42	2017/07/07	2102150 ぐんま県央青果	3,600	0	19		0200	• 1 •	• 12 •	• 5 •	
39	2017/07/08		288	0	-66			• 200	• 200	• 200	
			3,888					200	2,400	1,000	
0	20511	34270 ズッキーニ	21	1,056	0	11,452	01-DB	013 A2L	013 A2L	015 AM	015 AM
42	2017/07/07	2130110 東京シティ青果	11,500	0	123		0200	• 2	• 2	• 10	• 5
39	2017/07/08		920	0	-211			• 600	• 300	• 600	• 500
			12,420					1,200	600	6,000	2,500
								016 AS			
								• 2			
								• 600			
								1,200			
0	20527	34270 ズッキーニ	43	592	0	6,458	01-DB	014 AL	015 AM	016 AS	
42	2017/07/09	2102150 ぐんま県央青果	6,450	0	34		0200	2	31	10	
39	2017/07/10		516	0	-118			150	150	150	
			6,966					300	4,650	1,500	
0	20528	34270 ズッキーニ	74	3,066	0	33,259	01-DB	013 A2L	014 AL	015 AM	015 AM
42	2017/07/09	2130110 東京シティ青果	33,400	0	360		0200	5	1	14	44
39	2017/07/10		2,672	0	-613			400	400	600	400
			36,072					2,000	400	8,400	17,600
								016 AS			
								10			
								500			
								5,000			
0	20553	34270 ズッキーニ	25	386	0	4,205	01-DB	014 AL	015 AM	016 AS	015 AM
42	2017/07/10	2102150 ぐんま県央青果	4,200	0	22		0200	• 2 •	• 16 •	• 4 •	• 3
39	2017/07/11		336	0	-77			• 150	• 150	• 150	300
			4,536					300	2,400	600	900

青果市況明細表

J A コード 470

J A 名 J A 利根沼田

3 ページ

2020/01/21 10:48:06 作成

検索条件【出荷日 2017/07/01 ~ 2017/08/31 売立日

品名 プール 集荷場 39 登録日 市場 】

共 個 プール 集荷場 エラー	送り状 出荷日 売立日	品 名 市 場	合計数量 元売金額 消費税額 合計金額	市場手数料 引取運賃 その他課税	その他非課税 系統手数料 奨励金	差引金額	荷姿 量目	等階級 数 量 単 価 金 額			
0	20554	34270 ズッキーニ	58	3,002	0	32,562	01-DB	013 A2L	014 AL	015 AM	016 AS
42	2017/07/10	2130110 東京シティ青果	32,700	0	352	0200		• 10	• 1	• 44	• 3
39	2017/07/11		2,616	0	-600			• 400	• 500	• 600	• 600
			35,316					4,000	500	26,400	1,800
0	20565	34270 ズッキーニ	54	1,735	0	18,821	01-DB	013 A2L	014 AL	015 AM	015 AM
42	2017/07/11	2130110 東京シティ青果	18,900	0	203	0200		4	2	5	10
39	2017/07/12		1,512	0	-347			300	400	600	400
			20,412					1,200	800	3,000	4,000
								015 AM	016 AS		
								25	8		
								300	300		
								7,500	2,400		
0	20566	34270 ズッキーニ	36	1,271	0	13,687	01-DB	016 AS	015 AM	014 AL	013 A2L
42	2017/07/11	2130210 東京青果	13,850	0	0	0200		4	27	4	1
39	2017/07/12		1,108	0	0			400	400	300	250
			14,958					1,600	10,800	1,200	250
0	20584	34270 ズッキーニ	90	2,589	0	28,080	01-DB	013 A2L	014 AL	015 AM	015 AM
42	2017/07/12	2130110 東京シティ青果	28,200	0	304	0200		5	4	2	1
39	2017/07/13		2,256	0	-617			200	400	600	500
			30,456					1,000	1,600	1,200	500
								015 AM	016 AS		
								5	62	11	
								400	300	300	
								2,000	18,600	3,300	
0	20585	34270 ズッキーニ	32	1,092	0	11,760	01-DB	016 AS	015 AM	014 AL	
42	2017/07/12	2130210 東京青果	11,900	0	0	0200		3	23	6	
39	2017/07/13		952	0	0			400	400	250	
			12,852					1,200	9,200	1,500	
0	20615	34270 ズッキーニ	99	2,832	0	30,720	01-DB	013 A2L	013 A2L	014 AL	015 AM
42	2017/07/13	2130110 東京シティ青果	30,850	0	332	0200		2	3	8	8
39	2017/07/14		2,468	0	-566			200	150	350	600
			33,318					400	450	2,800	4,800

青果市況明細表

J A C O D 470

J A 名 J A 利根沼田

4 ページ

2020/01/21 10:48:06 作成

検索条件【出荷日 2017/07/01 ~ 2017/08/31 売立日

品名 プール 集荷場 39 登録日 市場】

共 個 プ ル 集 荷 場 エ ラ ー	送り状 出荷日 売立日	品 名 市 場	合計数量 元売金額 消費税額 合計金額	市場手数料 引取運賃 その他課税 系統手数料 奨励金	差引金額	荷姿 量目	等 階 級 数 量 単 価 金 額			
0	20615	34270 ズッキーニ	99	2,832	0	30,720	01-DB	015 AM	016 AS	016 AS
42	2017/07/13	2130110 東京シティ青果	30,850	0	332	0200		65	3	10
39	2017/07/14		2,468	0	-566			300	300	200
			33,318					19,500	900	2,000
0	20616	34270 ズッキーニ	56	959	0	10,327	01-DB	016 AS	015 AM	014 AL
42	2017/07/13	2130210 東京青果	10,450	0	0	0200		3	40	11
39	2017/07/14		836	0	0			200	200	150
			11,286					600	8,000	1,650
0	20628	34270 ズッキーニ	99	2,864	0	31,068	01-DB	013 A2L	013 A2L	014 AL
42	2017/07/14	2130110 東京シティ青果	31,200	0	336	0200		4	3	6
39	2017/07/15		2,496	0	-672			300	200	400
			33,696					1,200	600	2,400
							015 AM		015 AM	015 AM
								8	57	6
								350	300	500
								2,800	17,100	3,000
							026 BS		016 AS	025 BM
								3	8	4
								300	300	200
								900		800
0	20629	34270 ズッキーニ	99	909	0	9,783	01-DB	016 AS	015 AM	014 AL
42	2017/07/14	2130210 東京青果	9,900	0	0	0200		6	72	18
39	2017/07/15		792	0	0			100	100	100
			10,692					600	7,200	1,800
0	20644	34270 ズッキーニ	65	675	0	7,358	01-DB	013 A2L	014 AL	014 AL
42	2017/07/17	2102150 ぐんま県央青果	7,350	0	39	0200		5	14	2
39	2017/07/18		588	0	-134			50	100	320
			7,938					250	1,400	400
							015 AM	10	2	100
								200	50	3,200
								2,000	100	

青果市況明細表

J A C O D 470

J A 名 J A 利根沼田

5 ページ

2020/01/21 10:48:06 作成

検索条件【出荷日 2017/07/01 ~ 2017/08/31 売立日

品名 プール 集荷場 39 登録日 市場】

共 個 プール 集荷場 エラー	送り状 出荷日 売立日	品 名 市 場	合計数量 元売金額 消費税額 合計金額	市場手数料 引取運賃 その他課税	その他非課税 系統手数料 奨励金	差引金額	荷姿 量目	等 階 級 数 量 単 価 金 額			
0	20645	34270 ズッキーニ	117	2,763	0	29,973	01-DB	013 A2L	014 AL	015 AM	015 AM
42	2017/07/17	2130110 東京シティ青果	30,100	0	324		0200	• 7	• 13	• 3	• 20
39	2017/07/18		2,408	0	-552			• 200	• 300	• 500	• 300
			32,508					1,400	3,900	1,500	6,000
								015 AM	016 AS	025 BM	026 BS
								• 54	• 15	• 3	• 2
								• 250	• 200	• 200	• 100
								13,500	3,000	600	200
0	20646	34270 ズッキーニ	45	207	0	2,223	01-DB	015 AM	014 AL	013 A2L	
42	2017/07/17	2130210 東京青果	2,250	0	0		0200	• 30	• 12	• 3	
39	2017/07/18		180	0	0			• 50	• 50	• 50	
			2,430					1,500	600	150	
0	20662	34270 ズッキーニ	62	285	0	3,103	01-DB	013 A2L	014 AL	014 AL	015 AM
42	2017/07/18	2102150 ぐんま県央青果	3,100	0	16		0200	• 2	• 11	• 1	• 42
39	2017/07/19		248	0	-56			• 50	• 50	• 50	• 50
			3,348					100	550	50	2,100
								015 AM	016 AS		
								• 5	• 1		
								• 50	• 50		
								250	50		
0	20663	34270 ズッキーニ	164	3,140	0	34,055	01-DB	013 A2L	014 AL	015 AM	015 AM
42	2017/07/18	2130110 東京シティ青果	34,200	0	368		0200	• 9	• 23	• 25	• 60
39	2017/07/19		2,736	0	-627			• 100	• 250	• 250	• 200
			36,936					900	5,750	6,250	12,000
								015 AM	016 AS	016 AS	016 AS
								• 21	• 1	• 3	• 17
								150	• 400	• 300	• 250
								3,150	400	900	4,250
								025 BM	026 BS		
								• 3	• 2		
								100	• 150		
								300	300		

青果市況明細表

JAコード 470

JA名 JA利根沼田

6 ページ

2020/01/21 10:48:06 作成

検索条件【出荷日 2017/07/01 ~ 2017/08/31 売立日

品名 プール 集荷場 39 登録日 市場】

共 個 プール 集荷場 エラー	送り状 出荷日 売立日	品 名 市 場	合計数量 元売金額 消費税額 合計金額	市場手数料 引取運賃 その他課税	その他非課税 系統手数料 奨励金	差引金額	荷姿 量目	等 階 級 数 量 单 価 金 額	等 階 級 数 量 单 価 金 額	等 階 級 数 量 单 価 金 額	等 階 級 数 量 单 価 金 額
0	20674	34270 ズッキーニ 2102150 ぐんま県央青果	16 1,450	133 0	0 7	1,452 0200	013 A2L 014 AL	015 AM 015 AM	016 AS 016 AS	016 AS 016 AS	016 AS 016 AS
42	2017/07/19							• 1 • • 1 •	• 13 • • 13 •	• 1 • • 1 •	• 1 • • 1 •
39	2017/07/20		116 1,566	0 -	-26			• 50 50	• 50 50	• 100 1,300	• 50 50
0	20675	34270 ズッキーニ 2130110 東京シティ青果	114 27,400	2,515 0	0 295	27,285 0200	013 A2L 014 AL	015 AM 015 AM	015 AM 015 AM	015 AM 015 AM	015 AM 015 AM
42	2017/07/19							• 4 • 4	• 14 250	• 3 • 400	• 50 • 250
39	2017/07/20		2,192 29,592	0 -	-503			• 250 1,000	3,500	1,200	12,500
								015 AM • 18 • 200 3,600	016 AS • 8 250 2,000	016 AS • 15 • 200 3,000	025 BM • 2 • 300 600
0	20682	34270 ズッキーニ 2102150 ぐんま県央青果	15 2,700	248 0	0 14	2,703 0200	013 A2L 014 AL	015 AM 2 100 100	015 AM 12 200 200	015 AM 12 200 2,400	015 AM 12 200
42	2017/07/20							1	2	12	
39	2017/07/21		216 2,916	0 -	-49			100 100	100 200	200 2,400	
0	20683	34270 ズッキーニ 2130110 東京シティ青果	115 33,600	3,084 0	0 362	33,458 0200	013 A2L 014 AL	013 A2L 1 300 300	014 AL 5 200 1,000	014 AL 2 500 1,000	014 AL 6 400 2,400
42	2017/07/20							1	5	2	
39	2017/07/21		2,688 36,288	0 -	-616			300 300	200 1,000	500 1,000	
								300 3,900	600 5,400	500 1,500	400 2,000
								13 9	9 52	3 8	
								11 300 3,300	200 10,400	300 2,400	
0	20693	34270 ズッキーニ 2102150 ぐんま県央青果	10 1,600	147 0	0 8	1,602 0200	013 A2L 014 AL	015 AM 1 100 100	015 AM 6 100 300	015 AM 6 200 1,200	
42	2017/07/21							1	3	6	
39	2017/07/22		128 1,728	0 -	-29			100 100	100 300	200 1,200	

青果市況明細表

J A C O D 470

J A 名 J A 利根沼田

7 ページ

2020/01/21 10:48:06 作成

検索条件【出荷日 2017/07/01 ~ 2017/08/31 売立日

品名 プール 集荷場 39 登録日 市場】

共 個 プール 集荷場 エラー	送り状 出荷日 売立日	品 名 市 場	合計数量 元売金額 消費税額 合計金額	市場手数料 引取運賃 その他課税	その他非課税 系統手数料 奨励金	差引金額	荷姿 量目	等階級 数 量 単 価 金 額			
0	20694	34270 ズッキーニ	152	3,761	0	40,797	01-DB	013 A2L	013 A2L	013 A2L	013 A2L
42	2017/07/21	2130110東京シティ青果	40,970	0	442		0200	3	3	6	3
39	2017/07/22		3,278	0	-752			260	250	230	220
			44,248					780	750	1,380	660
								013 A2L	013 A2L	014 AL	014 AL
								2	1	1	21
								200	150	500	350
								400	150	500	7,350
								015 AM	015 AM	016 AS	016 AS
								8	80	20	4
								400	250	250	200
								3,200	20,000	5,000	800
0	20704	34270 ズッキーニ	24	308	0	3,353	01-DB	013 A2L	014 AL	015 AM	
42	2017/07/23	2102150ぐんま県央青果	3,350	0	18		0200	1	4	19	
39	2017/07/24		268	0	-61			100	100	150	
			3,618					100	400	2,850	
0	20705	34270 ズッキーニ	148	4,209	0	45,656	01-DB	013 A2L	013 A2L	014 AL	014 AL
42	2017/07/23	2130110東京シティ青果	45,850	0	494		0200	7	3	10	7
39	2017/07/24		3,668	0	-841			200	150	300	200
			49,518					1,400	450	3,000	1,400
								015 AM	015 AM	015 AM	015 AM
								6	11	8	3
								600	500	400	350
								3,600	5,500	3,200	1,050
								015 AM	015 AM	016 AS	
								26	50	17	
								300	250	350	
								7,800	12,500	5,950	
0	20717	34270 ズッキーニ	4	64	0	701	01-DB	014 AL	015 AM		
42	2017/07/24	2102150ぐんま県央青果	700	0	3		0200	1	3		
39	2017/07/25		56	0	-12			100	200		
			756					100	600		

青果市況明細表

J A コード 470

J A 名 J A 利根沼田

8 ページ

2020/01/21 10:48:06 作成

検索条件【出荷日 2017/07/01 ~ 2017/08/31 売立日

品名 プール 集荷場 39 登録日 市場】

共 個 プール 集荷場 エラー	送り状 出荷日 売立日	品 名 市 場	合計数量 元売金額 消費税額 合計金額	市場手数料 引取運賃 その他課税	その他非課税 系統手数料 奨励金	差引金額	荷姿 量目	等階級 数 量 単 価 金 額			
0	20718	34270 ズッキーニ	131	3,337	0	36,196	01-DB	013 A2L	014 AL	015 AM	015 AM
42	2017/07/24	2130110 東京シティ青果	36,350	0	392		0200		10	16	6
39	2017/07/25		2,908	0	-667				200	250	500
			39,258						2,000	4,000	400
											3,000
											3,600
								015 AM		015 AM	016 AS
									7	12	58
									350	300	300
									2,450	3,600	900
								016 AS			
									6	4	
									250	200	
									1,500	800	
0	20729	34270 ズッキーニ	17	257	0	2,803	01-DB	013 A2L	014 AL	015 AM	016 AS
42	2017/07/26	2102150 ぐんま県央青果	2,800	0	15		0200		1	4	1
39	2017/07/27		224	0	-51				100	100	200
			3,024						100	400	100
										2,200	100
0	20730	34270 ズッキーニ	77	1,914	0	20,762	01-DB	013 A2L	014 AL	015 AM	015 AM
42	2017/07/26	2130110 東京シティ青果	20,850	0	224		0200		8	11	5
39	2017/07/27		1,668	0	-382				250	250	400
			22,518						2,000	2,750	350
								015 AM		2,000	2,450
									33	1	12
									250	400	250
									8,250	400	3,000
0	20741	34270 ズッキーニ	9	156	0	1,702	01-DB	014 AL	015 AM		
42	2017/07/27	2102150 ぐんま県央青果	1,700	0	9		0200		1	8	
39	2017/07/28		136	0	-31				100	200	
			1,836						100	1,600	
0	20742	34270 ズッキーニ	69	1,928	0	20,911	01-DB	013 A2L	014 AL	015 AM	015 AM
42	2017/07/27	2130110 東京シティ青果	21,000	0	226		0200		4	5	13
39	2017/07/28		1,680	0	-385				300	250	500
			22,680						1,200	1,250	250
										6,500	11,250

青果市況明細表

J A コード 470

J A 名 JA利根沼田

9 ページ

2020/01/21 10:48:06 作成

検索条件【出荷日 2017/07/01 ~ 2017/08/31 売立日

品名 プール 集荷場 39 登録日 市場 】

共 個 プール 集荷場 エラー	送り状 出荷日 売立日	品 名 市 場	合計数量 元売金額 消費税額 合計金額	市場手数料 引取運賃 その他課税	その他非課税 系統手数料 奨励金	差引金額	荷姿 量目	等 階 級 数 量 単 価 金 額			
0	20742	34270 ズッキーニ	69	1,928	0	20,911	01-DB	016 AS			
42	2017/07/27	2130110 東京シティ青果	21,000	0	226		0200		2		
39	2017/07/28		1,680	0	-385				400		
			22,680						800		
0	20749	34270 ズッキーニ	7	110	0	1,202	01-DB	014 AL		015 AM	
42	2017/07/28	2102150 ぐんま県央青果	1,200	0	6		0200		2	5	
39	2017/07/29		96	0	-22				100		
			1,296						200	200	
									1,000		
0	20750	34270 ズッキーニ	80	2,277	0	24,695	01-DB	013 A2L		014 AL	015 AM
42	2017/07/28	2130110 東京シティ青果	24,800	0	267		0200		5	6	30
39	2017/07/29		1,984	0	-455				300	250	250
			26,784						1,500	1,500	9,100
								016 AS			015 AM
									13		26
									400		350
									5,200		250
0	20761	34270 ズッキーニ	11	174	0	1,902	01-DB	013 A2L		014 AL	015 AM
42	2017/07/30	2102150 ぐんま県央青果	1,900	0	10		0200		1	2	8
39	2017/07/31		152	0	-34				100	100	200
			2,052						100	200	1,600
0	20762	34270 ズッキーニ	96	2,754	0	29,873	01-DB	013 A2L		013 A2L	014 AL
42	2017/07/30	2130110 東京シティ青果	30,000	0	323		0200		3	3	4
39	2017/07/31		2,400	0	-550				300	250	400
			32,400						900	750	250
								015 AM		1,200	1,000
									4	3	42
									500	400	250
									2,000	1,200	8,050
								016 AS			10,500
									11		
									400		
									4,400		

青果市況明細表

J A C O D 470

J A 名 J A 利根沼田

10 ページ

2020/01/21 10:48:06 作成

検索条件【出荷日 2017/07/01 ~ 2017/08/31 売立日

品名 プール 集荷場 39 登録日 市場 】

共 個 プール 集荷場 エラー	送り状 出荷日 売立日	品 名 市 場	合計数量 元売金額 消費税額 合計金額	市場手数料 引取運賃 その他課税	その他非課税 系統手数料 奨励金	差引金額	荷姿 量目	等 階 級 数 量 単 価 金 額			
0	20779	34270 ズッキーニ	6	92	0	1,001	01-DB	014 AL	015 AM	4	
42	2017/07/31	2102150ぐんま県央青果	1,000	0	5		0200	2	4		
39	2017/08/01		80	0	-18			100	200		
			1,080					200	800		
0	20780	34270 ズッキーニ	23	909	0	9,858	01-DB	013 A2L	014 AL	015 AM	016 AS
42	2017/07/31	2130110東京シティ青果	9,900	0	106		0200	6	4	12	1
39	2017/08/01		792	0	-181			300	400	500	500
			10,692					1,800	1,600	6,000	500
0	20785	34270 ズッキーニ	4	64	0	701	01-DB	014 AL	015 AM		
42	2017/08/01	2102150ぐんま県央青果	700	0	3		0200	1	3		
39	2017/08/02		56	0	-12			100	200		
			756					100	600		
0	20786	34270 ズッキーニ	38	2,111	0	22,904	01-DB	013 A2L	014 AL	015 AM	015 AM
42	2017/08/01	2130110東京シティ青果	23,000	0	247		0200	7	5	15	8
39	2017/08/02		1,840	0	-422			400	600	700	600
			24,840					2,800	3,000	10,500	4,800
								016 AS	1	2	
									700	600	
									700	1,200	
0	20807	34270 ズッキーニ	5	64	0	701	01-DB	013 A2L	014 AL	015 AM	
42	2017/08/03	2102150ぐんま県央青果	700	0	3		0200	2	2	1	
39	2017/08/04		56	0	-12			100	150	200	200
			756					200	300		
0	20808	34270 ズッキーニ	42	2,286	0	24,795	01-DB	013 A2L	013 A2L	014 AL	015 AM
42	2017/08/03	2130110東京シティ青果	24,900	0	268		0200	1	8	1	10
39	2017/08/04		1,992	0	-457			600	500	800	700
			26,892					600	4,000	800	7,000
								015 AM	15	7	
									600	500	
									9,000	3,500	

青果市況明細表

J A コード 470

J A 名 J A 利根沼田

11 ページ

2020/01/21 10:48:06 作 成

検索条件【出荷日 2017/07/01 ~ 2017/08/31 売立日

品名 プール 集荷場 39 登録日 市場

共 個 プ ル 集 荷 場 エ ラ ー	送り 状 出 荷 日 売 立 日	品 名 市 場	合 計 数 量 元 売 金 額 消 費 税 額 合 計 金 額	市 場 手 数 額 引 取 運 費 そ の 他 課 稅	そ の 他 非 課 稲 系 統 手 数 額 獎 励 金	差 引 金 額	荷 姿 量 目	等 階 級 数 量 単 価 金 額				
0	20820	34270 ズッキーニ	7	431	0	4,681	01-DB	013 A2L	015 AM			
42	2017/08/04	2130110東京シティ青果	4,700	0	50		0200		1	6		
39	2017/08/05		376	0	-86				500	700		
			5,076						500	4,200		
0	20830	34270 ズッキーニ	43	2,644	0	28,678	01-DB	013 A2L	014 AL	015 AM	016 AS	
42	2017/08/06	2130110東京シティ青果	28,800	0	310		0200		6	3	27	7
39	2017/08/07		2,304	0	-528				500	900	700	600
			31,104						3,000	2,700	18,900	4,200
0	20842	34270 ズッキーニ	17	308	0	3,353	01-DB	013 A2L	014 AL	015 AM		
42	2017/08/07	2102150ぐんま県央青果	3,350	0	18		0200		11	1	5	
39	2017/08/08		268	0	-61				150	200	300	
			3,618						1,650	200	1,500	
0	20843	34270 ズッキーニ	58	2,593	0	28,131	01-DB	013 A2L	014 AL	015 AM	015 AM	
42	2017/08/07	2130110東京シティ青果	28,250	0	304		0200		9	3	6	33
39	2017/08/08		2,260	0	-518				300	550	650	500
			30,510						2,700	1,650	3,900	16,500
								016 AS				
									7			
									500			
									3,500			
0	20861	34270 ズッキーニ	66	3,663	0	39,731	01-DB	013 A2L	014 AL	015 AM	015 AM	
42	2017/08/09	2130110東京シティ青果	39,900	0	430		0200		9	4	24	22
39	2017/08/10		3,192	0	-732				400	700	700	600
			43,092						3,600	2,800	16,800	13,200
								016 AS				
									7			
									500			
									3,500			
0	20877	34270 ズッキーニ	36	367	0	4,005	01-DB	013 A2L	014 AL	015 AM	023 B2L	
42	2017/08/11	2102150ぐんま県央青果	4,000	0	21		0200		27	4		2
39	2017/08/12		320	0	-73				100	100	200	100
			4,320						2,700	300	800	200

青果市況明細表

J A コード 470

J A 名 J A 利根沼田

12 ページ

2020/01/21 10:48:06 作成

検索条件【出荷日 2017/07/01 ~ 2017/08/31 売立日

品名 プール 集荷場 39 登録日 市場】

共 個 プール 集荷場 エラー	送り状 出荷日 売立日	品 名 市 場	合計数量 元売金額 消費税額 合計金額	市場手数料 引取運賃 その他課税	その他非課税 系統手数料 奨励金	差引金額	荷姿 量目	等階級 数 量 単 価 金 額			
0	20878	34270 ズッキーニ	42	1,551	0	16,829	01-DB	013 A2L	013 A2L	014 AL	015 AM
42	2017/08/11	2130110 東京シティ青果	16,900	0	182	0200		3	4	5	• 23
39	2017/08/12		1,352	0	-310			200	150	300	• 500
			18,252					600	600	1,500	11,500
								016 AS	025 BM		
								5	2		
								500	100		
								2,500	200		
0	20912	34270 ズッキーニ	15	151	0	1,653	01-DB	013 A2L	014 AL	015 AM	023 B2L
42	2017/08/17	2102150 ぐんま県央青果	1,650	0	8	0200		7	1	5	2
39	2017/08/18		132	0	-30			100	100	150	50
			1,782					700	100	750	100
0	20913	34270 ズッキーニ	23	1,368	0	14,837	01-DB	013 A2L	013 A2L	014 AL	015 AM
42	2017/08/17	2130110 東京シティ青果	14,900	0	160	0200		4	3	4	• 9
39	2017/08/18		1,192	0	-273			600	500	800	600
			16,092					2,400	1,500	3,200	5,400
								016 AS			
								3			
								800			
								2,400			
0	20924	34270 ズッキーニ	19	1,221	0	13,244	01-DB	013 A2L	013 A2L	014 AL	014 AL
42	2017/08/18	2130110 東京シティ青果	13,300	0	143	0200		2	4	1	2
39	2017/08/19		1,064	0	-244			600	500	800	650
			14,364					1,200	2,000	800	1,300
								015 AM	016 AS		
								9	1		
								800	800		
								7,200	800		
0	20933	34270 ズッキーニ	29	413	0	4,482	01-DB	025 BM	026 BS	013 A2L	013 A2L
43	2017/08/20	2130110 東京シティ青果	4,500	0	47	0200		1	1	200	5
39	2017/08/21		360	0	-82			150	150	600	150
			4,860					150	150	600	750

M
た
け
か
わ
安
い

青果市況明細表

J A コード 470

J A 名 J A 利根沼田

13 ページ

2020/01/21 10:48:06 作成

検索条件【出荷日 2017/07/01 ~ 2017/08/31 売立日

品名 プール 集荷場 39 登録日 市場】

共 個 プール 集荷場 エラー	送り状 出荷日 売立日	品 名 市 場	合計数量 元売金額 消費税額 合計金額	市場手数料 引取運賃 その他課税	その他非課税 系統手数料 奨励金	差引金額	荷姿 量目	等 階 級 数 量 单 価 金 額			
0	20933	34270 ズッキーニ	29	413	0	4,482	01-DB	014 AL	015 AM	016 AS	023 B2L
43	2017/08/20	2130110東京シティ青果	4,500	0	47	0200		7	9	1	1
39	2017/08/21		360	0	-82			150	150	150	150
			4,860					1,050	1,350	150	150
							024 BL				
								1			
								150			
								150			
0	20955	34270 ズッキーニ	6	312	0	3,386	01-DB	013 A2L	015 AM		
42	2017/08/23	2130110東京シティ青果	3,400	0	36	0200		2	4		
39	2017/08/24		272	0	-62			300	700		
			3,672					600	2,800		
0	20988	34270 ズッキーニ	19	812	0	8,813	01-DB	013 A2L	013 A2L	015 AM	016 AS
42	2017/08/27	2130110東京シティ青果	8,850	0	95	0200		3	4	10	1
39	2017/08/28		708	0	-162			350	300	600	300
			9,558					1,050	1,200	6,000	300
							026 BS				
								1			
								300			
								300			
0	21017	34270 ズッキーニ	22	959	0	10,406	01-DB	013 A2L	013 A2L	014 AL	015 AM
42	2017/08/30	2130110東京シティ青果	10,450	0	112	0200		3	4	1	10
39	2017/08/31		836	0	-191			350	300	600	600
			11,286					1,050	1,200	600	6,000
							016 AS				
								4			
								400			
								1,600			
		*** 合計 ***				933,959					

告訴状H

令和2年3月4日

前橋地方検察庁 御中

告訴人

住所 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業
氏名 今井豊(昭和36年3月9日生) 電話 携帯 090-3087-1577 FAX 0278-72-5353

被告訴人

利根沼田農業協同組合(以下、被告農協と略称)の、
みなかみ集出荷所長トミザワに対し、脅迫罪、犯人隠避罪、証拠隠滅罪、
リスク管理室イシクラに対し、犯人隠避罪、
訴訟代理人の高橋伸二、原田英明、福島翔也に対し、脅迫罪、
ぐんま県央青果株式会社(以下、県央青果と略称)の、被疑者不詳2に対し、詐欺罪、
被疑者不詳3に対し、脅迫罪、被疑者不詳5に対し、詐欺罪、
東京青果株式会社(以下、東京青果と略称)の、被疑者不詳1に対し、脅迫罪

第1 告訴の趣旨

被告訴人らの以下の所為は、掲げた罪状に該当すると考えるので、厳罰に処することを求め、
告訴いたします。

第2 罪名と告訴事実

本件のうち、差別対価は、前橋地裁H31ワ118慰謝料請求事件(控訴中)、被告農協の取引拒絶は、前橋地裁R1ワ412慰謝料請求事件として、いずれも係属中です。

なお、私の全出荷日とも差別対価であったと思われ、その場合は延べ二百日前後にもなりますが、事案の単純化の為、告訴事実はそのうちの一部に絞ります。

なお原則、文中の日付は、集荷日であり、落札は翌日です。 価格は、Mサイズです。

県央青果の被疑者不詳2、被疑者不詳5に対し、詐欺罪(刑法第二百四十六条)

「人を欺いて財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。」

20170711(事実経過⑦の一部、12、19号証)、県央青果の被疑者不詳2は、高崎市場(群馬県高崎市下大類町1258番地)において、被告農協出荷分のズッキーニのうち、私の分に一箱150円を付けましたが、これは、同じ高崎市場の他家のイエローの300円や、築地市場(シティ青果)に回った他家の分の600円、更には、他産地のグリーントスカの価格(検査待ち)と比較して、格安です。

20170818(事実経過⑦の一部、12、19号証)、県央青果の被疑者不詳5は、高崎市場において、被告農協出荷分のうち、私のズッキーニに対し、一箱150円を付けましたが、これは、

告訴状H

築地市場(シティ青果)に回った他家の分の 600 円、更には、他産地のグリーンストカの価格(検査待ち)と比較して、格安です。

これらは後述の通り、いずれも公正価格ではなく、この価格差の口実であった濃緑嗜好による価格差が虚偽であることや、青果物の場合、主要産地以外の相場情報を、一般には公開していない現状(相場の密室状態)を悪用していることから、市場価格一般の公信力の高さを利用して、私の生活破壊を狙った差別対価、つまり公正価格の欺罔であり、常態的な差別対価であることを知っていたならば売らなかつたので、もつて、私を欺いて、公正価格よりも廉価で出荷物を交付させた(20170711 は@600 円×22 箱=13,200 円のところを@150 円×22 箱=3,300 円で差額は 9,900 円、20170818 は@600 円×12 箱=7,200 円のところを@150 円×12 箱=1,800 円で差額は 5,400 円)ので、詐欺罪です。

(説明)

後述の通りの委託関係ですので、解釈次第では、私ではなく、被告農協への詐欺罪です。

被告農協のトミザワ、高橋伸二、原田英明、福島翔也、東京青果の被疑者不

詳 1、県央青果の被疑者不詳 3、に対し、脅迫罪（刑法第二百二十二条）

「生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する」

20170718(事実経過⑦の一部、12、19 号証)、東京青果の被疑者不詳 1 は、東京大田市場(東京都大田区東海三丁目 2 番 1 号)において、被告農協出荷分のうち、私のズッキーニに一箱 50 円を付けましたが、これは、高崎市場(県央青果)に回った私の分の 100 円や、他家の分のイエローの 200 円や、築地市場(東京シティ青果)に回った他家の分の 272 円、更には、他産地のグリーンストカの価格(検査待ち)と比較して、格安かつ、実質的なマイナス価格です。

20170719(事実経過⑦の一部、12、19 号証)、県央青果の被疑者不詳 3 は、高崎市場において、被告農協出荷分のうち私のズッキーニに一箱 50 円を付けましたが、これは、築地市場に回った他家の分の 201 円や、他産地分のグリーンストカの価格(検査待ち)と比較して、格安の最安値であり、実質的なマイナス価格です。

上記のような、箱代 53 円よりも安い、実質マイナス価格が続けば、いずれ餓死は必至であること、また後述の通り、価格は可視的であることから、価格による害意の表示行為と言え、私の財産、ひいては生命への無言の脅迫の害意を価格に表示して、「お前を、餓死させるぞ」との気勢と威力を示して私を脅し、恐怖させたので、脅迫罪です。

同時にこれらは、差別対価、つまり公正価格の欺罔です。

20190719 12:29(事実経過⑪、独 2、14 号証)、被告農協トミザワは、みなかみ集出荷所(群馬県利根郡みなかみ町月夜野 425)において、私の提訴開始を理由に、抗議をも無視して、私が出荷したナス 32 袋の販売受託を拒否しました。

これは後述の通り、不当な理由なので、被告農協の、私への、取引拒絶です。

またこれは、被告農協が当地の営農出荷における実質的地域的独占機関であることに付け込

告訴状H

み、出荷の道を閉ざすことによって私を生活難に陥れて餓死させる狙いであり、被告訴人らの意思的事前共謀により、農協の職務を装って、その職権を濫用して、私への脅迫の意図を持って、その害意を不当な取引拒絶行為として表示して「お前を餓死させるぞ」との気勢と威力を示し、もって、私の財産、ひいては生命への害意の無言の脅迫を行ない、私を恐怖させたので、脅迫罪です。

20190919 16:00頃(事実経過⑬、独4)、私が、被告農協みなかみ支店金融店舗(群馬県利根郡みなかみ町月夜野437)の窓口において、現金1万円を係員に渡して準組合員の加入申込をしたのに、被告農協の訴訟代理人の、高橋伸二、原田英明、福島翔也は、その後、同月末日付の不当な理由の書面(16号証)を20191001頃、私宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1)に郵送し、これを拒絶しました。

この加入拒否は、正当な理由が無いので、被告農協の、私への、取引拒絶です。

この理由書(16号証)は下記通り、論理的破綻は明らかですから、被告農協が当地の営農出荷における実質的地域的独占機関であることに付け込み、出荷の道を閉ざすことによって私を生活難に陥れて餓死させる狙いであり、被告訴人らの意思的事前共謀により、農協の職務を装って、その職権を濫用して、私への脅迫の意図を持って、その害意を不当な取引拒絶行為として書面に表示して「お前を餓死させるぞ」との気勢と威力を示し、もって、私の財産、ひいては生命への害意の無言の脅迫を行ない、私を恐怖させたので、脅迫罪です。

また、全人格を否定するような言動は、すべからく、生命への害意であることを免れません。

(説明) 上記の独2と独4共通 被告農協の不当な論理(16号証)が暗示する害意

被告農協は、当該訴訟における私の訴えの内容が、被告農協の定款第19条第1項第6号の「法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき」に当り、除名理由にも当るとしていますが、これは以下の通り、当り前の論理則や当り前の経験則を幾つも無視しており、また、農協という巨大機関の独占本質が公知であることに照らして、明らかに差別的取扱であること、などを総合すれば、論理的破綻は自明で、通常は取り得ない論理であることから、既述の意図に加え、「お前の訴えなど、握り潰してくれん」という意図と、その為の、非合法手段の実行の決意、が当り前に、推定されます。

繰り返しになりますが、価格や論理の不当性を、価格や書面に残す選択自体が、当り前に、自殺行為なので、上記の意図の気勢を価格や書面に表示して脅した、と言えます。

第一に、定款は、行為の外形規定であり、そのような解釈の余地が無いこと(論理則違反) 例えば、直接乗り込んで、暴力的言動によって不当な要求をした場合などのことです。

それは、裁判を受ける権利を否定する結果に繋がることからも自明です(論理則違反)。

さらには、そのような解釈の前例が有るはずもありません(経験則違反)。

第二に、裁判は、法的な責任を超えない(不当な部分は棄却される)こと(論理則違反)

第三に、未確定(係属中)の裁判は、理由になり得ないこと(論理則違反)

第四に、組合員資格の有無を問題にしたことは、差別であること(公序良俗違反)

普段は問題にしていない実態は、全出荷者の加入率から、事実上推定できます。

告訴状H

第五に、トミザワの虚偽(欺罔)が脱退の原因であること(事実経過冒頭、信義則違反)
一般人なら、当り前に、脱退前に、被告農協に確認することは、蓋然性として明らかです。

組合員でなくとも、既得権の侵害です

既得権の法源は、既成事実(既存秩序)の尊重ないし取引の安定だと思います。

脱退後の出荷実績は、平成28年(西暦2016年、告訴8号証)は、延べ68回で¥942,378、平成29年(西暦2017年、告訴12号証)は延べ66回で¥562,635でした。

これなら、トミザワの言葉通り、組合員資格とは無関係だと、信じて当然だと思います。
また、組合員資格の有無の確認を怠り続けたことは、被告農協の過失です。

皆で当り前の蓋然性を認めなければ、当り前に、公序良俗違反です

本件の当り前の蓋然性とは、主に価格の異常性、つまり、統計的希少性と、時系列的ないし横断的な相対比較のことであり、数字を摘示して差別対価を訴えているのですから、被告訴人らは当り前に、抗弁事実を示す必要が有りますし、その検証の為の市場価格データは一般公開されていないので、当り前に、被告訴人らの開示を待つしかありません。

被告農協トミザワ、イシクラに対し、犯人隠避罪(刑法第百三条)

「罰金以上の刑に当たる罪を犯した者又は拘禁中に逃走した者を藏匿し、又は隠避させた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する」

20190510 13:07(事実経過⑨、6号証) 被告農協みなかみ集出荷所において、トミザワは、私が訴訟目的と告知して、各元請の責任者の身元を訊ねたのに、根拠無く無視しました。
また、価格に文句を言うなら、もう出荷を引受けない旨の、暴言を吐きました。

これは、東京青果・被疑者不詳1が、20170718の東京大田市場において行った落札が、脅迫罪ないし詐欺罪ないし独禁法違反の差別対価に当ることを承知の上で、同人への処罰を免れさせる為に、私の告訴を阻止せんとする意図であり、もって、罰金以上の刑に当たる罪を犯した同人を隠避したので、犯人隠避罪です。

20190514 11:47(事実経過⑩、7号証)、私の自宅から被告農協(群馬県沼田市東原新町1940番地1)への通話において、リスク管理室イシクラは、訴訟目的と告知して、トミザワの身元を訊ねたのに、根拠無く、無視しました。

これは前項の、トミザワが、20190510 13:07、被告農協みなかみ集出荷所において、各元請責任者の身元の開示要請を無視したことが、犯人隠避罪に当ることを承知の上で、同人への処罰を免れさせる為に、私の告訴を阻止せんとする意図であり、もって、罰金以上の刑に当たる罪を犯した同人を隠避したので、犯人隠避罪です。

被告農協トミザワに対し、証拠隠滅罪(刑法第百四条)

「他人の刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する」

20170629午後(事実経過⑤)、被告農協みなかみ集出荷所において、トミザワは、その前年

告訴状H

から私が再三コピーの交付を要請していた、20160727 分の同所メモ原紙を「廃棄した」と答えましたが、これは私が 13 号証の 2 頁下段で、「③出荷価格のメモを確保しておいてください」と適時に、はっきりと要請した(この会見の録音も有)ことを無視しています。これは、県央青果の被疑者不詳 1 が、その翌日の 20160728 に、高崎市場において行った落札が、詐欺罪ないし脅迫罪ないし独禁法違反の差別対価に当ることを承知の上で、同人への処罰を免れさせる為に、私の告訴を阻止せんとする意図であり、もって、同人の刑事事件に関する証拠である、20160727 分の集出荷所メモ原紙を隠滅したので、証拠隠滅罪です。

第3 事実経過

平成 27 年(西暦 2015 年)7 月から 10 月頃、つまり、平成 28 年 2 月に私が被告農協を脱退する前、みなかみ集出荷所(群馬県利根郡みなかみ町月夜野 425)で、私がトミザワ所長に「出荷に必要な株数は何株か?」と訊ねたところ、「関係無い」と答え、「ではゼロでもいいのか?」と更に訊ねたところ、「構わない」と答えましたが、これは虚偽(欺罔)です。

なお、一般人なら当たり前に、脱退前に被告農協に確認することは、蓋然性として明らかです。

①(1 号証) 東京シティ青果株式会社(以下、シティ青果と略称)は、20160724 から 20160825 の間、築地市場での、当地のズッキーニの落札価格を 400 円に固定しました。

これは市場機能や過去の価格推移から見て、稀有な人為現象であり、極めて不審です。

② 20160727 分のズッキーニの出荷において、被告農協トミザワは、私の分のうち M サイズ 91 箱だけを高崎市場に出し、他の二家の分を築地市場に出しました。

これは農協という機関が、個人を識別する必要が無いことから見て、極めて不審です。

③(2、8 号証) 翌日 20160728、県央青果の被疑者不詳 1 は、高崎市場(群馬県高崎市下大類町 1258 番地)で、私の分に 200 円と 300 円を付け、シティ青果の被疑者不詳 1 は、築地市場(東京都中央区築地五丁目 2 番 1 号)で、当地の他の二家の分に 400 円を付けました。

また、この日の精算価格は、S355 円、M310 円、L355 円となりました(8 号証)。

M サイズの価格が、L や S よりも安かったのは、史上初であり、極めて不審です。

なお、この同日 20160728 の、シティ青果の H. P. での、ズッキーニの実勢価格は、1080 円(長野産)と表示されており(18 号証)、当地の落札価格 400 円の 2.7 倍でした。

私の参入前のトレンドとして、長野産と群馬産の価格差は、約 1.5 倍と推定されることから見て、この日の当地の公正(実勢)価格は、正しくは 600~700 円だったと思われます。

つまり、Ⅱ当地分の落札価格と、Ⅲ当地分の公正価格との、常態的乖離を暗示しています。

④ シティ青果は、私が被告農協宛「協力依頼」(13 号書証)で、前項の乖離を指摘した直後の 20160830 頃から、同社 H. P. でのズッキーニの実勢価格の表示を中止しました。

⑤ 20170629 14:00 頃、被告農協みなかみ集出荷所において、トミザワは、以前から再三、コピーの交付を要請していた、20160727 分の同所メモを「廃棄した」と答えました。

⑥ 20170630 朝(独 1)、シティ青果の被疑者不詳 2 は、同社(東京都江東区豊洲六丁目 3 番 1 号)から被告農協みなかみ集出荷所(群馬県利根郡みなかみ町月夜野 425)のトミザワ所長への通話において、「グリーントスカは濃緑ではないので、人気が無くて売れ行きが悪い為、築地市場では今後は受けない」旨を通告しました。

告訴状H

この通告内容は虚偽(欺罔)なので、シティ青果の、被告農協への、取引拒絶です。

同日 14 頃、同所で、トミザワは、虚偽と承知の上で、私にそれを通告しました(欺罔)。

また、その後事実上、私のズッキーニは一切、築地市場に出荷されておりません(捜査待ち)。

⑦(12、19 号証) 被告訴人らは、以下の各日において、I 私の分の落札価格、II 当地分の落札価格、III 当地分の公正(実勢)価格、の三つの価格が、常に乖離する形の、二重の差別対価を重ねました。 例えば、I 50 円、II 300 円、III 1,000 円、です。日付は集荷日です。

20170703 I (高崎) 200 円、II (築地) 437 円、III 不明

20170707 I (高崎) 200 円、II (築地) 566 円、III 不明

20170710 I (高崎) 150 円、I (高崎) 他家イエロー 300 円、II (築地) 600 円、III 不明

20170714 I (東京大田) 100 円、II (築地) 322 円、III 不明

20170717 I (東京大田) 50 円、I (高崎) 100 円、I (高崎) 他家イエロー 200 円、II (築地) 272 円、III 不明

20170718 I (高崎) 50 円、II (築地) 201 円、III 不明

20170719 I (高崎) 100 円、II (築地) 243 円、III 不明

20170723 I (高崎) 150 円、II (築地) 325 円、III 不明

20170731 I (高崎) 200 円、II (築地) 500 円、III 不明

20170801 I (高崎) 200 円、II (築地) 665 円、III 不明

20170803 I (高崎) 200 円、II (築地) 640 円、III 不明

20170811 I (高崎) 200 円、II (築地) 500 円、III 不明

20170817 I (高崎) 150 円、II (築地) 600 円、III 不明

⑧ 20170704、被告農協みなかみ集出荷所において、トミザワは、既述の廃棄したメモに代わる、青果市況明細表の fax を私に手交しましたが、不鮮明で読めませんでした。

止む無く私は、昭和村の被告農協センターに出向いて、自力でこの原紙を入手しました。

⑨(6 号証) 20190510 13:07、被告農協みなかみ集出荷所において、トミザワは、私が訴訟目的と告げて、各元請の責任者の身元を訊ねたのに、根拠無く、この要請を無視しました。

また、価格に文句を言うなら、もう出荷を引受けない旨の暴言を、根拠無く、吐きました。

⑩(7 号証) 20190514 11:47、私の自宅から被告農協(群馬県沼田市東原新町 1940 番地 1)への通話において、リスク管理室イシクラは、訴訟目的と告知して、トミザワの身元を訊ねたのに、根拠無く、無視しました。

⑪(14 号証) 20190719 12:29、被告農協みなかみ集出荷所において、トミザワは、訴訟中を理由に、私のナス 32 袋の販売の受託を拒否(取引拒絶)し、更に、抗議も無視しました。

⑫(15 号証) 20190719 13:20、私の自宅から被告農協への通話において、リスク管理室・イシクラは、訴訟中を理由に、前項の販売受託の拒否(取引拒絶)への抗議を無視しました。

⑬ 独 4 20190919 16:00 頃、私が、被告農協みなかみ支店金融店舗(群馬県利根郡みなかみ町月夜野 437)の窓口において、現金 1 万円を係員に渡して準組合員の加入申込をしたのに、被告訴訟代理人の高橋伸二、原田英明、福島翔也らは、その後、同月末日付の不当な理由の書面(16 号証)を 20191001 頃、私宅に郵送し、これを拒絶しました。

この加入拒否は、正当な理由が無いので、被告農協の、私への、取引拒絶です。

告訴状H

⑯(17号証) 20191007 15:52、私の自宅から被告農協の訴訟代理人・高橋三兄弟法律事務所(群馬県高崎市八千代町二丁目1番1号)への通話において、福島翔也は、私が被告農協の定款の交付ないし開示を求めたのに、回答を約しながら、その後、根拠無く無視しました。

第4 加害の動機

「据膳喰わぬは男の恥」との偏見に基いて、ネット上で不当に拡がった、私へ社会的村八分の輪を「包囲網」と通称しており、その包囲網としての加害だと思います。

包囲網については、既提出の、被害届2018と恣意性一覧表に集約しており、各事件の相互関連性や加害類型の一貫性などにより、包囲網の実在を訴求しております。

第5 前提事項

A 私の出荷物に、品質の問題は在りません

ナスやマコモダケも同様ですが、出荷時に注意を受けた実績は、ほぼ皆無です。

B 青果物の場合、産地別の相場情報は、一般個人には入手不可能です

被告訴人の元請三社のうち、ズッキーニの相場情報を公開しているのは、シティ青果だけであり、しかも直近の市場日の分だけであり、しかも最も主要な産地だけです。

このように、青果物の場合、主要産地以外の相場情報を、一般公開していない現状(相場の密室状態)を悪用して、本件差別対価を隠蔽(価格波及効果を遮断)しています。

C 私は被告農協への販売委託者であり、被告農協は各市場の元請への包括委託者です

現在はセリではなく、相対(アイタイ)と呼ばれる落札方式であり、各市場の元請とは、被告訴人らが所属する青果各社のことであり、その傘下には多数の仲卸が居り、また、包括委託とは、市場として落札に責任を持つ(売れ残さない)ということだと思います。

なお、出荷用ダンボールには、生産者の個人氏名が予め印刷されています。

D ズッキーニの価格の趨勢として、私の参入以前は、年平均で約700円でした(検査待ち)

E 私の参入後(2014年から)の価格の趨勢が、差別対価を暗示しています(検査待ち)

私の出荷年は、ズッキーニとマコモダケは2014年から2017年、ナスは2017年のみです。

私の参入前後を比較すると、趨勢として、参入前の半値以下にまで下がって来ている状況や、年々更に、史上最安値を更新しつつある状況は、需給面からは、全く説明が付きません。

また、私の三作物とも同様の趨勢を示しており、私が狙いであることを暗示しています。

また、ズッキーニについては、私の経験上、9月が最も安いのに、過去の推移では、逆に9月が最も高かったことから、価格差の乖離の幅は、9月が最大と思われます。

なお、趨勢を見たのは被告農協の常置資料ですが、データの出典に不安が有ります。

F 私の全出荷日において、以下のような二重構造の差別対価が行われていたと思われます

①私の分の落札価格、②当地分の落札価格、③当地分の公正(実勢)価格、の三価格が常に乖離する、二重の差別対価、例えば①50円、②300円、③1,000円、だったと推定されます。差別対価とは、①と③の差、または、①と②の差と②と③の差の合計、です。

G 差別対価は無条件に違法(公序違反)であり、行為が在る以上は、動機も必ず在ります

第6 差別対価の蓋然性 本件の核心

告訴状H

以下の通り、主に、統計的希少性と、時系列的ないし横断的な相対比較による、程度問題としての価格の異常性ですが、その他にも、幾つかの不審行動(行動の恣意性)が有ります。

(1) 濃緑嗜好による価格差が虚偽(欺罔)であること

20170630 朝(事実経過⑥、独1)、シティ青果の被疑者不詳1は、同社(東京都江東区豊洲六丁目3番1号)から被告農協みなかみ集出荷所(群馬県利根郡みなかみ町月夜野425)のトミザワ所長への通話において、「グリーントスカは濃緑ではないので、人気が無くて売れ行きが悪い為、築地市場では今後は受けない」旨を通告しました。

これは虚偽(故意の原因の錯誤)なので、シティ青果の、被告農協への、取引拒絶です。

同日14頃、同所で、トミザワは、虚偽と承知の上で、私にそれを通告しました(欺罔)。

また、その後事実上、私のズッキーニは一切、築地市場に出荷されておりません(捜査待ち)。

(説明)

1 サカタのタネが、この価格差の存在を認識していないこと

グリーントスカは、作付面積日本一という謳い文句の、ズッキーニの有力品種ですから、日本全国に出荷者が居るはずですが、グリーントスカの種の販売元である、サカタのタネお客様相談室ヨシハラ氏は、20191206 12:35 の通話(11号証)の中で、「品種として、価格差別を受けたという話は聞いていない」と言っています。

2 この価格差の横断的普遍性が無いこと(捜査待ち)

被告三社以外の市場も含め、同じ日の、他産地の分のグリーントスカにも同様の価格差が出ていなければ、虚偽です。

一般論として、種苗会社は、どこでどれくらい、その種が売れたか、把握しているはずですし、各地の単位農協は、地域内のグリーントスカの出荷者を把握しているはずです。

ちなみに、2015年初頭に、私が別件で、JA佐久浅間にe-mailで取扱品種を訊ねたところ、ゼルダ・ネロ、ラベン、コンテ、パスコラ、グリーントスカでした。

また現状、各地の農協が、グリーントスカの出荷者を、特に認識していないとしても、それは出荷者が居ないからではなく、価格差が無かったからです。

3 この価格差の時間的普遍性が無いこと(捜査待ち)

被告三社以外の市場も含め、その前後の日の、他産地の分のグリーントスカにも同様の価格差が出ていなければ、虚偽です。

4 グリーントスカの種の価格が、特に安くないこと(蓋然性)

ズッキーニの種は、自家採取では無理(品種特性が変化)なので、買うしかないですが、もし本件のような価格差が、出荷時に実在するなら、グリーントスカを手掛ける生産者は激減し、種の価格も、他の濃緑品種と比べ、もっと暴落するはずですが、そうなっていません。

5 出荷3年目(2017年)になって、初めて言い出したのは不自然であること(蓋然性)

1年目は約600箱(3割)、2年目は約1,400箱(7割)のグリーントスカを出荷しました。

6 逆棲の合わない色への嗜好であること(3号証)

20170710と20170717は、イエロー(黄)とグリーントスカ(緑)の価格が逆転しています。

特に20170717は、グリーントスカよりもイエローのほうが四倍も高く、極めて不審です。

告訴状H

7 他の青果物で、同様の価格差の実例が無いこと(捜査待ち)

ズッキーニはパプリカと同じイタリア野菜であり、本場には濃緑嗜好など在りません。

8 道の駅での不買運動(9、10号証)も、同じ動機を暗示していること(捜査待ち)

被告らが品種の色のせいにしたものは、世界的有名人であった私個人に対する、包囲網の不買運動であり、その差別ないし排除の意図が、本件と共通しています。

●反論 「シティが築地市場からの締出しを通告した証拠は無い」旨について

第一に、私の分が、その後一切、築地市場に出荷されていないことは、精算書の数量から確定できますから、そうなれば事実上、通告があったものと推定せざるを得ません。

第二に、その後の東京大田と高崎市場でも、通告されてもいないのに、品種の色によるとしか説明が付かない価格差が、事実上続いたこと、も精算書の数量から確定できます。

(2) 20160727 分の、被告農協の不審な出荷行動(事実経過②)

20160727 分ズッキーニの出荷において、被告農協トミザワは、私のMサイズ91箱だけを、高崎市場に出すとともに、他の二家の分を築地市場に出しました(2号証)。

これは農協が、個人を識別する必要が無いことから見て、無意味な、不審な行動です。

この日の私の出荷分は正確には、A2L5、AL11、AM91、AS9、合計116箱でした(8号証)。

このように、Mサイズの比率が突出しているのは、もちろん意識的に増やしたからです。

なぜなら、Mサイズが経験的に常に最も高価格だからであり、私のMサイズ比率が、他の2家よりも未だ低かった頃には、Mサイズだけが、LやSの倍の価格になった日も在りました。ところが、私がMサイズ比率を他家よりも増やすと、今度はこの日のように、逆にMサイズの価格だけを下げたのです。

この日の精算書の価格(8号証)は、S355円、M310円、L355円であり、史上初の現象です。

被告農協は、こうした私の努力を、日頃からよく知っていたので、しかもこの日は、年に数度しかない、三連休明けの大量出荷日だったので、特にこの、Mサイズ91箱という数字には、私にとって、特別の思い入れがあるはずなので、Mサイズの箱数だけは記憶しているに違いないし、差別対価による心理的打撃効果も、Mサイズが、最も大きいに違いない、と。間違いなく、ここまで読んで、Mサイズの数字を集出荷所メモに表示して見せたのです。

つまりこれは、差別対価の対象者を、はっきりと表示して見せることによる威力の誇示です。このように被告訴人らは、常に私を狙った差別対価によって、上げ足を取っているのです。

① Mサイズの価格が、LやSよりも、同時に低かったのは、史上初です。

2016/7/27は、三重の意味で異常な日(←4号証2頁)

② また、大量出荷日に限って、普段より価格が下がる現象も極めて不審です(4号証2頁)。

この日を差別対価とする根拠は、価格差よりも、以上2点の統計的恣意性に加え、何よりも、被告農協の不審な出荷行動の意味が、この価格差によって、暗示されたことです。

このように、Mサイズ91箱という数字にこそ意味が在ったわけですし、そもそも、偶然に91箱という数字が一致する確率は、1%以下なのです。

これを偶然と考えるのは、確率的に不可能ですから、明らかな経験則違反です。

告訴状H

もっとも、被告農協については、この日に限らず、常に、別扱いに協力しています。

(3) 被告農協トミザワの、20160727 分のメモ原紙の破棄は、証拠隠滅です

ですから、この日の集出荷所メモの原紙こそが、威力の表示の証拠なのであって、「数字は青果市況明細票(2号証)で代用できるのだから、隠滅とは言えない」旨は、見当外れです。なお、13号証の2頁下段で、「③出荷価格のメモを確保しておいてください」と適時に、はっきりと要請していますし、この時の会見の録音も有ります。

(4) 20160728 の、シティ青果の H.P. (18号証)での実勢価格の乖離(事実経過③)

20160728 のシティ青果 H.P. の相場表では、ズッキーニの実勢価格は 1080 円(長野産)と表示されており、当地の価格 400 円の 2.7 倍でした。

長野産と群馬産の価格差は、私の参入前のトレンドとして、約 1.5 倍ですから、そこから推定して、この日の当地の実勢価格は、本当は 600~700 円だったと思われます。

これは、II 当地分の落札価格と、III 当地分の実勢価格との、常態的乖離を示唆しています。

(5) シティ青果が、相場表の表示を中止したこと(事実経過④)

その不審な乖離を、私が被告農協宛「協力依頼」(4号証)で指摘した直後、20160830 頃から、シティ青果が、H.P. 上での相場表のズッキーニの実勢価格の表示を中止しました。

これは、当り前に、この常態的乖離を隠蔽する為に、表示を中止したものと思われます。またこれでは、私の依頼内容が筒抜けなので、当り前に、両者の共謀を示唆しています。

●反論 「シティ青果が表示を中止したという証拠は無い」旨について

18号証と同様に開示させれば、記録を改竄していない限り、証明できます。

(6) 400 円が続いたこと(事実経過①)

重要なのは、価格の異常性や実害の有無よりも、行動の恣意性です。

つまり、一月以上も同じ価格を続けるのは、過去の推移や、市場機能として、尋常ではなく、稀有な人為現象だから、何か特別な意図が在るのではないか、ということです。

それは、本格的な差別対価の予兆としての威力の誇示だったのではないか、ということです。

(7) 20170703 から 20170817 の差別対価(事実経過⑦) 核心

端的な焦点として、以下の、20170717 と 20170718 の価格(50 円)に絞ります。

20170717 I (東京大田)私の分①50 円、I (高崎)私の分②100 円、II (高崎)他家分イエロー 200 円、II (築地)他家分 272 円、III 当地分の公正価格は不明

20170718 I (高崎)私の分 50 円、II (築地)他家分 201 円、III 当地分の公正価格は不明

(8) 価格の異常性 比較による程度問題として、在り得ないこと(捜査待ち)

A 統計的に稀有な異常値であること(経験則、偶発性は直感的に 1/100000000)

20170717 の 272 円対 50 円は、272 円が、そもそも過去最低水準なのに、そこから更に 5.4

告訴状H

分の1という、説明が付かない、有り得ない、異常値です。

また、一箱50円とは、箱代53円よりも安く、殺意溢れる、実質的なマイナス価格です。

0円なら、誰でも異常だと感じるはずですが、実質的なマイナス価格というのは、0円以下であり、出荷する意味の無い価格です。

このようなマイナス価格(絶対赤字)の実例は、他の青果物を含めて、統計的に極めて稀有なはずであり、それは、データを集めれば証明できます。

B 生活防衛ラインを無視していること(経験則)

生活防衛ラインが下値抵抗線になる理由は、既述のように、基本的人権だと思います。

産地の違いだけなら、最大でも2倍以内だと思います。

C 極端な一物二価であること(経験則) 市場間の価格裁定が働いていないこと

東京青果と県央青果からの色のクレームは聞いておりませんが、事実上、以後の推移がそれを暗示しております、同時に、被告訴人らの共謀を示唆しています。

●反論 「この価格が私の分だという証拠が無いから、私を狙ったとは言えない」、「環境や前提条件や需要の程度は市場毎に異なるから、価格差が在っても不合理ではない」旨→12、19号書証を追加しますので、私の分への価格であることを確認して下さい。

重要なのは、私個人狙いではない場合でも、当地への差別対価と言えます(間接的被害)。

いずれも当地分の価格であることは間違いないので、市場の違いだけで、272円対50円という極端な一物二価は、在り得ないことから、安い方が当地への差別対価であると言えます。(市場の違いだけなら、価格差は、せいぜい2割までだと思います)

このように、私個人を狙った害意ではないとして済む話ではありません。

第7 損害

経済的被害(法益侵害)は、極めて概算ですが、差別対価による逸失利益は、三作物合計で、年当り約100万円であり、出荷を開始した2014年からの累計では、約600万円です。

精神的被害(法益侵害)について、

実質マイナス価格が今後も続ければ、餓死は必至ですから、大変な恐怖と絶望です。

加害と損害の因果関係 因果関係は明らかなので省略します。

第8 挙証方法 証拠説明書に記載の1から19の全号証

第9 附属書類 証拠説明書と1から19の各書証

以上

告訴状H補充書

令和2年3月25日

前橋地方検察庁 御中

今井豊

令和2年3月4日付で提出済の告訴状Hにつき、以下の通り訂正と補充いたします。

被告訴人の追加

ぐんま県央青果株式会社の被疑者不詳6に対し、詐欺罪

告訴事実の追加

20160728(事実経過③、2、8号証)、ぐんま県央青果の被疑者不詳6は、高崎市場(群馬県高崎市下大類町1258番地)で、私の分に200円と300円を付け、シティ青果は、築地市場(東京都中央区築地五丁目2番1号)で、当地の他の二家の分に400円を付けました。

この日の精算価格は、S355円、M310円、L355円となりました(8号証)。

Mサイズの価格が、LやSよりも同時に安かったのは、史上初であり、極めて不審です。

なお、この同日20160728の、シティ青果のH.P.での、ズッキーニの実勢価格は、1080円(長野産)と表示されており、当地の落札価格400円の2.7倍でした(18号証)。

私の参入前のトレンドとして、長野産と群馬産の価格差は、約1.5倍と推定されることから、この日の当地の公正(実勢)価格は、正しくは600~700円だったと思われ、またこの数字は、参入前の平均値とも一致します。

つまり、この日のいずれの価格も差別対価だったということですから、同時に、II当地分の落札価格と、III当地分の公正価格との、常態的乖離をも暗示しています。

これらは既提出の通り、この価格差の口実であった濃緑嗜好による価格差が虚偽であり、また、青果物の場合、主要産地以外の相場情報を、一般には公開していない現状(相場の密室状態)を悪用していることから、いずれも公正価格ではなく、市場価格一般の公信力の高さを利用して、私の生活破壊を狙った差別対価、つまり公正価格の欺罔であり、このような常態的な差別対価であることを知っていたならば売らなかつたので、もって、私を欺いて、公正価格よりも廉価で出荷物を交付させた(@600円×91箱=54,600円のところを@300円×41箱=12,300円+@200円×50箱=10,000円=22,300円で、差額は32,300円)ので、詐欺罪です。

(説明) 20160727分の、被告農協の不審な出荷の仕方との関連(事実経過②)

20160727分ズッキーニの出荷において、被告農協トミザワは、私のMサイズ91箱だけを、高崎市場に出すとともに、他の二家の分を築地市場に出しました(2号証)。

しかしこれは、農協は個人を識別する必要が無いので、説明の付かない行動であり、また、偶然に91箱という数字が一致する確率は1%以下ですから、これを偶然と考えるのは、確率的に不可能(経験則違反)なので、差別対価の予備行為に相違ありません。

価格現象としても極めて不審です

① Mサイズの価格が、LやSよりも、同時に低かったのは、史上初です。

告訴状H補充書

② また同時に、大量出荷日に限って、普段より価格が下がる現象です(4号証2頁)。
この日を差別対価とする根拠は、価格差の大小よりも、以上2点の統計的恣意性に加え、何よりも、被告農協の不審な出荷行動の意味が、この価格差によって、暗示されたことです。

告訴事実の訂正(____線部分) 被告農協トミザワに対する犯人隠避罪(4頁)

20190510 13:07(事実経過⑨、6号証) 被告農協みなかみ集出荷所において、トミザワは、私が訴訟目的と告知して、各元請の責任者東京青果・被疑者不詳1の身元を訊ねたのに、根拠無く無視しました。

告訴事実の訂正(____線部分) 被告農協トミザワに対する証拠隠滅罪(5頁)

これは、県央青果の被疑者不詳1が、その翌日の20160728に、高崎市場において行った落札が、詐欺罪ないし脅迫罪ないし独禁法違反の差別対価に当ることを承知の上で、同人への処罰を免れさせる為に、私の告訴を阻止せんとする意図であり、もって、同人の刑事事件に関する証拠である、20160727分の集出荷所メモ原紙を、20160901から20170629までの間に、同集出荷所において、廃棄したので、証拠隠滅罪です。

文中の(捜査待ち)の意味

断定しているけれども、告訴人個人の自助努力では、確定できない事柄なので、貴庁の捜査権限で確定願います、という未確定の意味です。

例えば青果物の場合、主要産地以外の産地別の相場情報は、一般個人には入手不可能です。

文中の「独(英数字)」の意味

独禁法違反の被疑事実の識別番号を表しています。

差別対価は独禁法違反であると同時に、詐欺罪および脅迫罪にも当たります(観念的競合)。

グリーンストスカの比率

当地でグリーンストスカを出荷したのは、後にも先にも私だけだと思います。

2015年は3割、2016年は7割、2017年は全部、をグリーンストスカで出荷しました。

なお、イエローへの価格差は元々有るので、このように呼称で区別されています。

証拠説明書の訂正

19号書証の説明(本件差別対価の検証手順)を改めましたので提出します。

以上

告訴状H・H②補充書

令和2年6月16日

前橋地方検察庁 御中

今井 豊

深緑嗜好による価格差(の虚偽)の立証が先決

深緑嗜好による価格差が虚偽であれば、それだけで、正当性の無い価格差であったことが、ほぼ確定し、残りの検査がやりやすくなると思います。

経済合理性として、市場の違いだけでは、本件のような何倍もの価格差は、有り得ません。前堤が虚偽ということは、推して知るべしであり、「御用だ、神妙にしろ」となるわけです。シティ青果の信用毀損罪および偽計業務妨害罪、県央青果の詐欺罪、東京青果の詐欺罪等が、ほぼ確定します。

もっとも、被疑者らは元々、差別対価についての抗弁事実の立証責任が有りますから、鶴の一声で被疑者らに訊ねるのが単純明解な正攻法だと思います。

深緑嗜好による価格差(の虚偽)の動機

売れ行き不振現象は実際に有ったのかもしれません、その実態は、私個人の生産物に対する不買運動だったのに、それを正直に言ってしまうと、不特定多数による個人攻撃(不買運動)の実態を暴露してしまうことになるので、同じ包囲網として隠蔽し、なおかつ、私個人への価格差を付ける為の口実(因縁)として、当地では私しかグリーントスカの生産者が居ないことに目をつけ、グリーントスカという品種の色のせいにしたものと思われます。

そうするとしかし、他産地のグリーントスカへの価格波及効果が必然的に発生し、つまり、同様の価格差が、他産地のグリーントスカにも出るはずですが、そこは、青果物市場の密閉性、つまり、産地別の価格を公表していない現状に付け込んで、隠蔽し切れると踏んだのだと思います(偽装の手抜き)。

サカタのタネが価格差の存在を知らなかったことが、この偽装の手抜きの証左です。

つまり、他産地のグリーントスカに、本件三市場以外の市場で付いた価格まで調べようとはしないだろうし、訊ねてみたところで、皆が包囲網だから、本当のことは言わない(偽証・捏造・改竄)だろうという寸法です。

差別対価が顕著な日(再掲)

I 私分、II 当地分、III 公正(実勢)価格、の三者が、常に著しく乖離していたと推定されます。

20170703 I 県央(高崎)200円、II シティ(築地)437円、III 不明

20170707 I 県央(高崎)200円、II シティ(築地)566円、III 不明

★20170710 I 県央(高崎)150円、★イエロー300円、II シティ(築地)600円、III 不明

20170714 I 東京(大田)100円、II シティ(築地)322円、III 不明

★20170717 I 県央(高崎)100円、★イエロー200円、★東京(太田)50円、II シティ(築地)272円、III 不明

★20170718 I ★県央(高崎)50円、II シティ(築地)201円、III 不明

告訴状H・H②補充書

20170719 I 県央(高崎)100 円、II シティ(築地) 243 円、III 不明
20170723 I 県央(高崎)150 円、II シティ(築地) 325 円、III 不明
20170731 I 県央(高崎)200 円、II シティ(築地) 500 円、III 不明
20170801 I 県央(高崎)200 円、II シティ(築地) 665 円、III 不明
20170803 I 県央(高崎)200 円、II シティ(築地) 640 円、III 不明
20170811 I 県央(高崎)200 円、II シティ(築地) の 500 円、III 不明
20170817 I 県央(高崎)150 円、II シティ(築地) の 600 円、III 不明

検証の要点

★調べることは、価格差の有無(深緑の品種とグリーントスカ)

本件三市場で出ている価格差は、当り前に、他の市場でも出ているはず

★★★20170717 と 20170718 の、本件三市場以外の有力市場を含む、全ズッキーニの価格と数量 さしあたり、この二日に絞る

ズッキーニの取扱が多い市場 全農から裏付を取る

漏れや改竄等の防止の為、農協の市況明細表的な検証用資料も、当然に必要

全農 ズッキーニの一定以上の出荷実績の有る単位農協の一覧

なお、2015 年の長野県の JA 佐久浅間の取扱品種にグリーントスカが有りました。

各被疑者への指摘

シティ青果

- ①20170630 申出の理由とした売れ行き不振現象の証拠は有るか?
- ②その売れ行き不振現象がグリーントスカの色のせいだという根拠は有るか?
- ③前年(2016) や前々年(2015) には、グリーントスカの売れ行き不振は無かったのか?
- ④申入れ以後、他産地のグリーントスカの受け入れ実績は無いか?

ぐんま県央青果

- ①20170718 について、シティと 4 倍もの価格差が有るのはなぜか?
- ②前項は色が理由だと認めるか? それは利根沼田農協に告知したか?
後はシティ青果への①と②に同じ
- ③20170710 と 20170717 について、グリーントスカよりイエローが何倍も高いのはなぜか?
黄色より薄緑のほうが深緑に近いのに、深緑嗜好と矛盾している

東京青果

- ①20170717 について、シティと 5 倍もの価格差が有るのはなぜか?
- ②前項は色が理由だと認めるか? それは利根沼田農協に告知したか?
後はシティ青果への①と②に同じ

各連絡先

利根沼田農業協同組合 所在地 〒378-0053 群馬県沼田市東原新町 1940 番地 1
代表理事 林康夫 群馬県沼田市原町 88 番地

告訴状H・H②補充書

訴訟代理人 高橋 伸二 TEL 027-325-6603 FAX 027-325-9936

東京シティ青果株式会社 所在地 〒135-0061 東京都江東区豊洲六丁目 3 番 1 号

代表取締役 鈴木敏行 東京都練馬区南大泉三丁目 20 番 10 号

訴訟代理人 桑原 紀昌 TEL 03-5537-0483 FAX 03-5537-0484

ぐんま県央青果株式会社 所在地 〒370-0034 群馬県高崎市下大類町 1258 番地

代表取締役 阿久澤吉廣 群馬県高崎市江木町 985 番地 2

訴訟代理人 富岡 桂三 TEL 027-326-8028 FAX 027-323-8419

東京青果株式会社 所在地 〒143-0001 東京都大田区東海三丁目 2 番 1 号

代表取締役 川田一光 東京都品川区旗の台六丁目 22 番 32 号

訴訟代理人 岩崎 政孝 TEL 03-5215-7465 FAX 03-5211-7055

以上

番号と分類	標目	媒体等	立証趣旨
1号書証 (H-1)	201608月 青果市 況明細表 4枚	コピー 20171011 農協が作成	立証すべき事実は、シティ青果が、20160724～20160825に、400円の価格固定を続けたことです。 これは市場機能や過去の価格推移から見て、稀有な人為現象です。 20160728のシティ青果のH.P.では、ズッキーニの実勢価格は1080円と表示されており、当地の価格400円の2.7倍でした。 ④シティ青果は、私が被告農協宛「協力依頼」で、この乖離を指摘した直後の、20160830頃から同社H.P.でのズッキーニの実勢価格の表示を中止しました。
2号書証 (H-2)	20160727 青果市 況明細表	コピー 20170705 農協が作成	立証すべき事実は、「翌日20160728には、高崎市場では200円と300円、築地市場では400円と、倍近くの価格差」です。 なお、こちらは私が昭和村の農協のセンターに出向いて自力で入手した物です。
3号書証 (H-3)	2017年7月の集出 荷所メモ (日別9枚)	コピー 出荷日毎に 農協が作成	立証すべき事実は、2017年7・8月の当該日(事実経過⑦)において、被告訴人らが共謀して、私の出荷分だけ別扱いし、それに対して安値を突き付ける形の、既述の通りの、二重の差別対価を行ったことです。 8月分4枚は未入手です。
4号書証 (H-4)	20170118原告から 被告農協宛の「協 力依頼」	プリント原本 20170118 原告が作成	立証すべき事実は、「なお、これ以前にも予兆的な価格操作現象が有りました。」という記述の、予兆現象の内容です。 ①2016年8月頃に400円が続いた件 ②他家とのサイズ別比率の違いを狙った差別対価(私の比率が高いサイズが最も安くなる現象) ③連休明けの大量出荷日に限って価格が安くなる現象 ④2016/7/27は三重に異常な日(Mサイズが最も安くなる等) 私個人への差別対価を封じ、摘発する為に、連名による公取堤訴を、農協に再度要請しました。
5号書証 (H-5) (H II-3)	村八分の通告が自 由と名誉への脅迫 に当る (判例)	コピー 20190210 原告が作成	直接的に立証すべき事実は有りません。 <u>大阪高等裁判所 昭和30(う)1561 暴力行為等処罰に関する法律違反被告事件 昭和32年9月13日 破棄自判抜粋</u> 村八分の通告が、自由と名誉への脅迫に当る、としております。 本件は通告ではなく、無言の村八分の実行だと思います。
6号書証 (反証書) (H-6)	20190510 13:07 集出荷所でのトミ ザワとの会話録音	プリント原本 20190519 原告が作成	立証すべき事実は、経過⑨です。 私が訴訟目的と告知して、被告訴人BからDの各責任者の開示を求めたのに、根拠無く無視し、彼らを隠避しました。 また、価格に文句を言うなら、もう出荷を引き受けない旨の暴言を、根拠無く行いました。

7号書証 (反証書) (H-7)	20190514 11:47 私の自宅からイシ クラへの通話録音	プリント原本 20190519 原告が作成	立証すべきは、経過⑩の事実です。 彼は通話において、私が訴訟目的と告知して、 <u>トミザワの氏名の開示を求めたのに、根拠無くこれを無視し、使用者としての説明責任を放棄して、被害を放置し、彼を隠避しました。</u> 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158番地1)から利根沼田農業協同組合(群馬県沼田市東原新町1940番地1)
8号書証 (H-8)	20160727出荷分の 青果販売代金精算 書	コピー 20191015 農協が作成	立証すべき事実は、この日に高崎市場へ出荷されたMサイズ91箱が、私の分であることです。 <u>農協という機関の性質上、個別生産者を識別する必要が無く、また、偶然に箱数が一致する確率は1%以下であることから、説明の付かない不審な出し方であり、私への差別ないし排除の意図を、極めて強く示唆しています。</u>
9号書証 (H-9) (H II-4)	20190908沼田警察 署への被害届	プリント原本 20190908 原告が作成	立証すべきは、包囲網による不買運動と思われる、この価格現象との動機的関連性です。 <u>まるで晒し者です。</u> <u>一袋100円のナスが、市価の約1/3の超激安なのに、ほぼそっくり売れ残るという、価格機能の麻痺現象です。</u> 20190908 13:15頃、群馬県警沼田署みなかみ交番、塚越ら2名に届出・手交済です。 なお、品質面に全く問題は有りません。
10号書証 (H-10) (H II-5)	20190831～0909 ナス売れ残り記録 表	コピー 20190919 原告が作成	立証すべきは、前項の不買運動と思われる現象のうち、 <u>この売れ残りのほとんどが私の分であることです。</u> 8月末から、突如、売れ残りが激増し、連日、7割を超える返品率となつた為、以後の出荷を断念し、既存の全品を回収しました。 他の出荷者(10名前後)の分は、ほとんど売れ残っておりません。 なお、私の売上シェアは、2割に満たないはずです。
11号書証 (反証書) (H-13)	20191206 12:35サ カタのタネ・ヨシ ハラ氏との通話録 音の反証書	プリント原本 20191212 原告が作成	立証すべきは、 <u>本件の差別対価の口実である、消費者の濃緑嗜好によるグリーントスカへの価格差、が虚偽であることです。</u> 反証書P1中段「 <u>この品種だから値下げだったとかってゆうような、あの、そうゆうことは、あの、聞いてはいないんですが</u> 」 なお同氏には、 <u>20191129に、Eメールで、本件の訴状一式を送っており、また、同社も、当り前に、被害者であるはずなのに、頑なに本件への関与を拒んでおり、この品種の市場シェアも順位も知らないそうで、極めて不審な対応です。</u> サカタのタネ(〒224-0041 神奈川県横浜市都筑区仲町台2-7-1 TEL 045-945-8800 (代表))から私の自宅への通話です。
12号書証 (H-14)	事実経過⑦の各日 の青果販売代金精 算書 (日別13枚)	コピー 各出荷の数 日後に農協 が作成	立証すべき事実は、事実経過⑦の差別対価の各日の最低価格が、私の分であったことです。 なお、 <u>日によっては、集出荷所メモと精算書の数字が一致しておらず、その原因是不明ですが、私個人狙いではないとしても、いずれも当地分であることは間違いないので、市場の違いだけで、272円対50円という極端な一物二価は、在り得ないことから、安い方が当地への差別対価であると言えます。</u>

13号書証 (H-15)	2016.8.30付の被告農協への協力依頼	プリント原本 20160830 原告が作成	立証すべき事実は主に、 <u>20160727分の集出荷所メモが廃棄される前に、被告農協に保全を要請したこと</u> です。 <u>「③出荷価格のメモを確保しておいてください」(2頁下段)</u> <u>①20160728の東京シティ青果ホームページでは、ズッキーニの実勢価格は1080円と表示されており、当地の価格400円の2.7倍であったのは、長野産と群馬産の価格差が、トレンドとして約1.5倍と推定されることから、II当地分の落札価格と、III当地分の実勢価格との、常態的乖離を示唆していること。</u> ②2016年8月に一月以上同じ価格が続いたことは極めて不審。 これらは価格カルテルないし入札談合、不公正な取引方法(差別価格)の疑いが強いので、 <u>公取への共同提訴を要請しました</u> 。
14号書証 (反訳書) (H II-1)	20190719 12:29 集荷所でのトミザワとの会話録音	プリント原本 20190719 原告が作成	立証すべき事実は、 <u>トミザワみなかみ集荷所長が、販売の受託を拒否(取引拒絶)したこと</u> です。 反訳書の通り、私の抗議を無視して、「上司の命令だから」と繰り返しています。 みなかみ集荷所(群馬県利根郡みなかみ町月夜野425)
15号書証 (反訳書) (H II-2)	20190719 13:20 自宅からイシクラへの通話録音	プリント原本 20190719 原告が作成	立証すべき事実は、 <u>リスク管理室・イシクラが、販売の受託の拒否(取引拒絶)への抗議を無視したこと</u> です。 反訳書の通り、 <u>私の抗議を、ことごとく無視し、「また同じことになると困るから」と繰り返しています</u> 。 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158番地1)から利根沼田農業協同組合(群馬県沼田市東原新町1940番地1)
16号書証 (H II-6)	20190930付の被告からの「ご連絡」	コピー 20190930 農協が作成	立証すべきは、 <u>私の被告農協への再加入の申込を、不当に拒絶したこと</u> です。 <u>私が訴訟を提起したことが、被告農協の定款第19条第1項第6号「法的な責任を超えた、不当な要求行為をしたとき」という除名理由に当るとしており、また、再加入を許せば、業務に多大な支障を来たすことが予想されるとしております。</u> しかし、①定款の規定は、 <u>行為の外形規定であり、そのような解釈の余地は無いこと</u> 、それは裁判を受ける権利を否定する結果となることからも自明であること、②裁判は、 <u>法的な責任を超えないこと</u> 、③私への差別であること、④未確定事項は、 <u>当り前に、正当な理由にはなり得ないこと</u> から、 <u>幾重にも論理則違反</u> です。
17号書証 (反訳書) (H II-7)	20191007 15:52 私の自宅から福島翔也への通話録音	プリント原本 20191128 原告が作成	立証すべきは、 <u>福島翔也が、折り返し回答を約束したこと</u> です。その後これを反故にしました。 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158番地1)から被告訴訟代理人・高橋三兄弟法律事務所(群馬県高崎市八千代町二丁目1番1号)への通話です。

18号書証 (H-乙ろ -3)	20160728シティ青 果H.P.の野菜相場 表	コピー 20191001 シティ作成	立証すべきは、ズッキーニの実勢価格が、1080円と表示されていたことです。 当地の落札価格400円の2.7倍でした。但し、産地に長野と表示されており、これは当時も表示されていたかどうか、憶えていませんが、長野産と群馬産の価格差は、私の参入前のトレンドとして、約1.5倍ですから、そこから推定して、この日の当地の実勢価格は、本当は600~700円だったと思われますから、その差額は、II当地分の落札価格と、III当地分の実勢価格との、常態的乖離を示唆しています。また、このように同社は、当時の相場表を、現在でも取れるということです。
19号書証 (H-16)	2017年7月と8月の みなかみ集出荷所 分の青果市況明細 表 13枚	コピー 出荷日の数 日後に被告 農協が作成	立証すべきは、事実経過⑦に記載の差別対価の各日の安値が、確かに私の出荷分への価格であることです。 ★検証方法は、まず12号書証(青果販売代金精算書、個人毎)で、そのサイズの数量を特定し、次に、3号書証(集出荷所メモ、集出荷所毎)で、その価格を特定し、最後に、19号書証(青果市況明細表、集出荷所毎)で、そのサイズの数量と価格を探します。これによって、集出荷所メモや青果販売代金精算書が正しいことが精査できます。他のサイズも、この手順を繰り返します。注意すべきは、青果市況明細表では、私のMサイズが、複数ロットに分かれている場合もよく有り、その場合は、メモや精算書では、数量で加重平均された価格になります。すんなり見つからない場合の原因是、ほとんどこれだと思います。なお、M以外のサイズの数量が微妙に異なる日も散見され、その原因は、荷降し時の混在なのか、数え間違いなのか、転記ミスなのか、判りませんが、いずれにせよ、大勢に影響は有りません。

利根沼田農業協同組合定款

平成 3年	1月	15日	制定
平成 4年	3月	1日	施行
平成 4年	1月	18日	改正
平成 5年	4月	21日	改正
平成 6年	4月	21日	改正
平成 7年	4月	21日	改正
平成 8年	4月	24日	改正
平成 10年	4月	23日	改正
平成 11年	4月	21日	改正
平成 12年	5月	18日	改正
平成 13年	5月	22日	改正
平成 14年	5月	30日	改正
平成 14年	1月	18日	改正
平成 16年	5月	26日	改正
平成 17年	5月	24日	改正
平成 18年	5月	27日	改正
平成 19年	5月	26日	改正
平成 20年	5月	24日	改正
平成 21年	5月	23日	改正
平成 21年	10月	15日	改正
平成 22年	5月	22日	改正
平成 25年	5月	26日	改正
平成 26年	5月	24日	改正
平成 27年	5月	28日	改正
平成 28年	5月	28日	改正
平成 29年	5月	27日	改正
平成 30年	5月	26日	改正
令和 元年	5月	25日	改正

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
 第2章 事業（第7条—第11条）
 第3章 組合員（第12条—第21条）
 第4章 出資及び経費分担（第22条—第26条）
 第5章 役職員（第27条—第36条）
 第5章の2 会計監査人（第36条の2—第36条の7）
 第6章 総会（第37条—第49条）
 第6章の2 総代会（第49条の2—第49条の4）
 第7章 理事会（第50条—第54条）
 第8章 会計（第55条—第65条）
 第9章 雜則（第66条—第67条）

附 則

第1章 総 則

（目的）

第1条 この組合は、地域の農業生産の振興を旨として、組合員の相互扶助の精神に基づき、協同して組合員の事業及び生活のために必要な事業を行い、もってその経済状態を改善し、かつ、社会的地位の向上を図ることを目的とする。

（名称）

第2条 この組合は、利根沼田農業協同組合という。

（地区）

第3条 この組合の区域は、群馬県沼田市、群馬県利根郡片品村、群馬県利根郡川場村、群馬県利根郡みなかみ町、群馬県利根郡昭和村の区域とする。

（事務所）

第4条 この組合は、主たる事務所を沼田市に置き、従たる事務所を次の各地に置く。

1 沼田市

- 2 みなかみ町
- 3 昭和村
- 4 片品村

(公告の方法)

第5条 この組合の公告は、この組合の掲示場に掲示し、かつ、群馬県において発行する上毛新聞に掲載する方法によってこれをする。

- ② 前項の規定にかかるわらず、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第3条第1項の規定による公告は、電子公告により行う。
- ③ 第1項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知するものとする。

(組合員に対する通知又は催告)

第6条 この組合の組合員に対する通知又は催告は、組合員名簿に記載し、又は記録したその組合員の住所に、その組合員が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先をこの組合に通知したときは、その場所又は連絡先にあててこれをする。

- ② 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

第2章 事業

(事業)

第7条 この組合は、組合員のために次に掲げる事業を行う。

- 1 組合員のためにする農業の経営及び技術の向上に関する指導
- 2 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け
- 3 組合員の貯金又は定期積金の受入れ
- 4 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
- 5 組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設（医療又は老人の福祉に関するものを除く。）の設置
- 6 農作業の共同化その他農業労働の効率の増進に関する施設
- 7 農業の目的に供される土地の造成、改良若しくは管理、農業の目的に供するための土地の売渡し、貸付け若しくは交換又は農業水利施設の設置若しくは管理
- 8 組合員の委託を受けて行う農地等の貸付けの方法による運用又は売渡しを目的とする信託の引受け
- 9 組合員の委託を受けて行う農業の経営の事業
- 10 この組合の地区内にある農地又は採草放牧地のうち、地域農業の維持のために、担い手が不足し、又は担い手が不足すると見込まれる農地等を利用して行う農業の経営
- 10の2 農地利用集積円滑化団体として研修等事業を行う場合における農業の経営
- 11 この組合の地区内にある農業用施設のうち、地域農業の維持のために、担い手が不足し、又は担い手が不足すると見込まれる農業用施設を利用して行う農業の経営
- 11の2 この組合の地区内にある農業用施設を利用して研修等事業を行う場合における農業の経営
- 12 組合員の生産する物資の運搬、加工、保管又は販売
- 13 農村工業に関する施設
- 14 共済に関する施設
- 14の2 共栄火災海上保険株式会社の業務の代理又は事務の代行
- 15 老人の福祉に関する施設
- 16 農村の生活及び文化の改善に関する施設（旅行に関するものを除く。）
- 17 旅行に関する施設
- 18 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- 19 組合員の委託を受けて行うその所有に係る転用相当農地等（農地その他の土地で農業以外の目的に供されることが相当と認められるものをいう。以下同じ。）の売渡し若しくは貸付け（住宅その他の施設を建設してする当該土地又は当該施設の売渡し又は貸付けを含む。）又は区画形質の変更の事業
- 20 組合員からのその所有に係る転用相当農地等の借入れ及びその借入れに係る土地の貸付け（その借入れに係る土地の区画形質を変更して、又は住宅その他の施設を建設してする当該土地の貸付け又は当該施設の売渡し若しくは貸付けを含む。）の事業
- 21 組合員からのその所有に係る転用相当農地等の買入れ及びその買入れに係る土地の売渡し又は貸付け（その買入れに係る土地の区画形質を変更して、又は住宅その他の施設を建設してする当該土地又は当該施設の売渡し又は貸付けを含む。）の事業
- 22 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条第2項に規定する特定農地貸付け
- 23 手形の割引
- 24 内国為替取引
- 25 債務の保証
- 26 有価証券の貸付け
- 27 国債、地方債若しくは政府保証債（以下「国債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを

- 除く。) 又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い
- 28 金銭債権(農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第1条に規定する証書をもって表示されるものを含む。)の取得又は譲渡(金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、金融商品取引法第2条第8項第1号から第6号まで及び第8号から第10号までに掲げる行為を行うことを含む。)
- 29 農林中央金庫その他信用事業規程に定める者の業務の代理
- 30 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
- 31 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- 32 振替業
- 33 両替
- 34 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第10条の定めるところにより、預金保険機構からの委託を受けて行う休眠預金等代替金の支払等に係る業務
- 35 農業研修・実習生受入れ事業
- 36 職業紹介事業
- 37 貨物運送取扱い事業
- 38 貨物・旅客自動車運送事業
- 39 前各号の事業に付帯する事業
- ② この組合は、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、次に掲げる事業を行う。
- 1 地方公共団体又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっているか若しくはその基本財産の額の過半を拠出している非営利法人に対する資金の貸付け
 - 2 農村地域における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金で、農業協同組合法施行令第4条に規定するものの貸付け(前号に掲げる者を除く。)
 - 3 銀行その他の金融機関に対する資金の貸付け
 - 4 国債等の売買その他の金融商品取引法第33条第2項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う事業(前項の規定により行う事業を除く。)

第8条 削除

(員外利用)

第9条 この組合は、組合員の利用に差し支えない限り、組合員以外の者に第7条第1項第1号から第38号までの事業(第18号の事業を除く。)及びこれらに附帯する事業並びに同条第2項の事業を利用させることができ。ただし、組合員以外の者の利用は、農業協同組合法(以下「法」という。)第10条第17項、第18項、第20項及び第22項に規定する範囲内とし、第7条第1項第2号、第23号、第25号及び第26号の事業の利用については、信用事業規程に定めるものに限るものとする。

- ② 前項の規定にかかわらず、第7条第1項第14号の2の事業の組合員以外の者の利用については、農林水産省令で定める範囲とする。
- ③ この組合は、第1項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、組合員の生産する物資と併せて販売を行うことが適当であると認められる物資を生産する他の組合の組合員その他の農林水産省令で定める基準に適合する者に第7条第1項第12号の事業を利用させることができる。
- (事業規程等)

第10条 第7条第1項第2号、第3号及び第23号から第34号までの事業並びにこれらに附帯する事業並びに第2項の事業の実施に当たっては、信用事業規程の定めるところによるものとする。

- ② 第7条第1項第7号の事業のうち農地利用集積円滑化事業(農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業をいう。)の実施に当たっては、農地利用集積円滑化事業規程の定めるところによるものとする。
- ③ 第7条第1項第8号の事業の実施に当たっては、農地信託規程の定めるところによるものとする。
- ④ 第7条第1項第9号の事業の実施に当たっては、農業経営受託規程の定めるところによるものとする。
- ⑤ 第7条第1項第14号の事業の実施に当たっては、共済規程の定めるところによるものとする。
- ⑥ 第7条第1項第19号から第21号までの事業の実施に当たっては、宅地等供給事業実施規程の定めるところによるものとする。
- ⑦ 第7条第1項第22号の事業の実施に当たっては、特定農地貸付規程の定めるところによるものとする。

(子会社)

- 第11条 この組合の事業を行う上で必要な場合には、子会社(法第11条の2第2項に規定する子会社をいう。以下同じ。)を設けることができる。
- ② 前項の場合において、組合は、子会社管理規程の定めるところに従い、その適切な運営管理に努めるものとする。
- ③ 前項の子会社管理規程は、理事会の決議を経てこれを定める。

第3章 組合員

(組合員の資格)

第12条 この組合の組合員は、正組合員及び准組合員とする。

② 次に掲げる者は、この組合の正組合員となることができる。

1 10アール以上の土地を耕作する農業を営む個人であって、その住所又はその経営に係る土地又は施設がこの組合の地区内にあるもの

2 1年のうち60日以上農業に従事する個人であって、その住所又はその従事する農業に係る土地又は施設がこの組合の地区内にあるもの

3 農業を営む法人（その常時使用する従業員の数が300人を超えるか、かつ、その資本の額又は出資の総額が3億円を超える法人を除く。）であって、その事務所又はその経営に係る土地がこの組合の地区内にあるもの

③ 次に掲げる者は、この組合の准組合員となることができる。

1 この組合の地区内に住所を有する個人で、この組合の事業を利用するが適當であると認められるもの

2 この組合から第7条第1項第2号から第4号まで又は第12号の事業に係る物資の供給又は役務の提供を1年以上継続して受けているこの組合の地区内に勤務地を有する個人であって、引き続きこの組合の事業を利用することが適當であると認められるもの

3 この組合から第7条第1項第4号、第10号又は第21号の事業に係る物資の供給又は役務の提供を1年以上継続して受けているこの組合の地区外に住所を有する個人であって、引き続きこの組合の事業を利用するが適當であると認められるもの

4 この組合の地区の全部又は一部を地区とする農業協同組合

5 農業経営基盤強化促進法第23条第1項の認定を受けた農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う団体（その農用地利用改善事業の実施区域の全部又は一部がこの組合の地区内にある団体であって、前項第1号又は第2号に該当する正組合員（同項第1号に該当する正組合員にあっては、その住所がこの組合の地区内にある者に限る。）が主たる構成員となっているものに限る。以下「農用地利用改善事業実施団体」という。）であって、この組合の事業を利用するが適當であると認められるもの（前項第3号及び前号に掲げる者を除く。）

6 農事組合法人等この組合の地区内に住所を有する前項第1号又は第2号に掲げる者が主たる構成員となっている団体で協同組織のもとに当該構成員の共同の利益を増進することを目的とするもの、その他この組合又はこの組合の地区内に住所を有する同号に掲げる者が主たる構成員又は出資者となっている団体であって、この組合の事業を利用するが適當であると認められるもの（前項第3号及び前2号に掲げるものを除く。）

④ 前2項の規定にかかわらず、別表各項の1に該当する者は、この組合の組合員となることができない。

（農用地利用改善事業実施団体の構成員に係る組合員資格の特例）

第12条の2 農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによつて利用権を設定したことにより前条第2項第1号又は第2号に該当しなくなった者であつて、同項第3号又は同条第3項第4号若しくは第5号に該当する組合員である農用地利用改善事業実施団体の構成員であるもののうち、当該利用権の設定前に又は設定後遅延なくこの組合に申出をし、理事会において次の各号に掲げる要件に該当する者である旨の確認を受けたものは、引き続きこの組合の正組合員とする。

1 その住所がこの組合の地区内にある者であること又はその住所が別に定める地区内にある者であつて、この組合の事業（農業に必要な事業に限る。）を利用するが適當であると認められるものであること。

2 利用権を設定した土地の全部又は一部がその者が構成員となっている農用地利用改善事業実施団体の農用地利用規程において定める農用地利用改善事業の実施区域（この組合の地区内に限る。）の地区内にあること。

3 第12条第2項各号に該当する正組合員と協同してその農業の生産能率を高め、経済状態を改善し、社会的地位の向上に貢献すると認められる者であること。

（加入）

第13条 この組合の組合員になろうとする者は、引き受けようとする出資口数を記載した加入申込書を組合に提出しなければならない。この場合においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1 暴力団員等（別表第1項に規定する暴力団員等をいう。）及び別表第2項各号の1に該当しないことの表明並びに将来にわたっても該当しないことの確約

2 自ら又は第三者を利用して第19条第1項第3号から第8号までの1に該当する行為を行わないことの確約

② 前項の場合において、第12条第2項第3号及び同条第3項第4号から第6号までに該当する者は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

1 定款又はこれに代わるべき書類

2 加入についての総会の議事録の抄本等当該団体の加入の意思を証する書面

3 代表者の氏名及び住所を記載した書面

③ この組合は、第1項の申込書を受け取った場合において、その加入を承諾しようとするときは、書面をもつてその旨を加入申込みをした者に通知し、出資の払込みをさせるとともに組合員名簿に記載し、又は記録するものとする。

④ 加入申込みをした者は、前項の規定による出資の払込みをすることによって組合員となる。

⑤ 組合員になろうとする者が、組合員たる資格を有するかどうか明らかではないときは、理事会においてこれを決定する。

⑥ 出資口数を増加しようとする組合員については、第1項及び第3項の規定を準用する。ただし、第1項各号の表明及び確約並びに第2項各号に掲げる書類の提出は、これを必要としない。

(資格変動の申出)

第14条 組合員は、前条の規定により提出した書類の記載事項に変更があったとき又は組合員たる資格を失い若しくはその資格に変動があったときは、直ちにその旨を書面でこの組合に届け出なければならない。

(持分の譲渡)

第15条 組合員は、この組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡す事ができない。

② 組合員でない者が、持分を譲り受けようとするときは、第13条第1項から第5項までの規定を準用する。この場合において、同条第3の出資の払込みをすることは必要とせず、同条第4項中「出資の払込み」とあるものは「通知」と読み替えるものとする。

(相続による加入)

第16条 組合員の相続人で、その組合員の死亡により、持分の払戻請求権の全部を取得した者が、相続終了後直ちにこの組合に加入の申込みをし、組合がこれを承諾したときは、その相続人は被相続人の持分を取得したものとみなす。ただし、相続開始後10ヶ月を経過しても相続が終了しない場合は、相続による加入手続きは適用しない。

② 前項の規定により加入の申込みをしようとするときは、当該持分の払戻請求権の全部を取得したことを証する書面を提出しなければならない。

(加入の承諾及び持分譲渡の承認の停止)

第17条 この組合は、前条の加入の場合を除き、総会の日の2週間前から総会の終了する時までの間は、加入の承諾及び持分譲渡をしないものとする。

(脱退)

第18条 組合員は、いつでも、その持分の全部を譲渡することによって脱退することができる。この場合において、その持分を譲り受ける者がないときは、当該組合員はこの組合に対しその持分を譲り受けるべきことを請求することができる。

② 前項の規定に基づく請求があったときは、組合はその請求の日から60日を経過した日以後に到来する事業年度末においてその持分を譲り受けるものとする。この場合、その譲受けの価格は、第20条第1項の規定に従って算定した払い戻すべき持分相当額とする。

③ この組合が前項の規定により組合員の持分を譲り受ける場合には、第15条の規定は適用しない。

④ この組合は、第2項の規定に基づき組合員の持分を取得したときは、速やかに当該持分を他の組合員又は新たにこの組合に加入しようとする者に譲渡するものとする。この場合において、当該持分の譲渡を受ける者がないときは、この組合が当該持分を譲り受けた日から起算して2年を経過する日の属する事業年度末において当該持分にかかる出資額を減ずることにより、当該持分を消却するものとする。

⑤ 第20条第2項の規定は、第2項の場合に準用する。

⑥ 組合員は、第1項の規定による持分全部の譲渡によるほか、次の事由によって脱退する。

1 組合員たる資格の喪失

2 死亡又は解散

3 除名

(除名)

第19条 組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議を経てこれを除名することができる。この場合には、総会の日の10日前までにその組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えるなければならない。

1 1年間この組合の事業を全く利用しないとき

2 第22条及び第23条の規定による出資の払込み及び第24条の規定による賦課金の納入その他この組合に対する義務の履行を怠ったとき

3 この組合の事業を妨げる行為をしたとき（第三者を利用したときを含む。以下本項各号において同じ）

4 法令、法令に基づいてする行政庁の処分又はこの組合の定款若しくは規約に違反し、その他故意又は重大な過失によりこの組合の信用を失わせるような行為をしたとき

5 暴力的な要求行為をしたとき

6 法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき

7 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をしたとき

8 その他前各号に準ずる行為をしたとき

② 第13条第1項各号の表明又は確約に関する虚偽の申告をしたことが判明したとき。

③ 除名を決議したときは、その理由を明らかにした書面をもって、これをその組合員に通知しなければならない。

(持分の払い戻し)

第20条 第18条第6項各号の規定により組合員が脱退した場合には、組合員のこの組合に対する出資額（その脱退した事業年度末時点の貸借対照表に計上された資産の総額から負債の総額を控除した額が出資の総額に満たないときは、当該出資額から当該満たない額を各組合員の出資額に応じて減算した額）を限度として持分を払い戻すものとする。

② 脱退した組合員が、この組合に対して払い込むべき債務を有するときは、前項の規定により払い戻すべき額と相殺するものとする。

(出資口数の減少)

第21条 組合員は、事業を休止したとき、事業の一部を廃止したとき、その他やむを得ない理由があるときは、理事会の承認を得てその出資の口数を減少することができる。

② 組合員が、その出資の口数を減少したときは、減少した口数に係る払込済出資金に対する持分額として前条第1項の例により算定した額を払い戻すものとする。

第4章 出資及び経費分担

(出資義務)

第22条 組合員は、出資1口以上を持たなければならない。ただし、3,000口を超えることができない。

(出資1口の金額及び払込方法)

第23条 出資1口金額は、金1,000円とし、全額一時払込みとする。

② 組合員は、前項の規定による出資の払込みについて、相殺をもってこの組合に対抗することができない。

(経費の賦課)

第24条 この組合は、第7条第1項第1号、第6号、第7号（農業の目的に供するための土地の売渡し、貸付け又は交換の事業を除く。）及び第16号の事業並びにこれらの事業に附帯する事業に必要な経費に充てるために、組合員に経費を賦課することができる。

② 組合員は、前項の経費の支払について、相殺をもってこの組合に対抗することができない。

③ 第1項の賦課金の額、賦課方法、徴収時期及び徴収方法は、総会でこれを定める。

(賦課金の不変更)

第25条 この組合は、前条の賦課金について、組合員につきその賦課金額の算定の基準となった事項に変更があつても、既に賦課した金額は、これを変更しない。

(過怠金)

第26条 この組合は、組合員が出資払込み及び賦課金納付の義務をその期限までに履行しないときは、未払込金額又は未納金額につき年14.5パーセントの割合で、その期限の翌日から履行の日までの日数によって計算した金額を過怠金として徴収することができる。

第5章 役員

(役員の定数)

第27条 この組合に、役員として理事20人以上27人以内及び監事5人以上7人以内を置く。

② 理事のうち3人以上及び監事のうち1人以上は、常勤とする。

③ 理事のうち3人は、この組合の業務につき学識経験を有するものをもって充てることができる。

④ 前2項の理事及び監事は、この組合の業務を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならない。

⑤ 監事のうち1人は、法第30条第14項に規定する者をもって充てるものとする。

⑥ 理事の定数の過半数は、この組合の第12条第2項第1号又は第2号に該当する正組合員でなければならない。

⑦ 前項の規定の適用については、第12条の2の規定による正組合員である理事で、任期中に第12条第2項第1号又は第2号に該当しなくなった者は、その任期中は第12条第2項第1号又は第2号に該当する正組合員である理事とみなす。

(役員の欠格事由)

第28条 次に掲げる者は、役員となることができない。

1 未成年者

2 法人

3 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

4 破産手続開始の決定を受け復権していない者

5 法第30条の4第1項第3号に定める者

6 法第30条の4第2項第2号に定める者

7 前2号に定める者以外の者にあって、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。ただし、刑の執行猶予中の者はこの限りでない。

(役員の選任)

第29条 役員は、附属書役員選任規程の定めるところにより選任する。

(役員の改選請求)

第30条 正組合員は、正組合員の5分の1以上の連署をもって、その代表者から役員の改選を請求することができる。

② 前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について同時にしなければならない。ただし、法令、法

令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、信用事業規程、共済規程、農地信託規程若しくは宅地供給事業実施規程の違反を理由とする改選の請求は、この限りではない。

- ③ 第1項の規定による請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出してなければならない。
- ④ 第1項の規定による請求があったときは、理事は、これを総会の議に付さなければならない。
- ⑤ 第3項の規定による書面の提出があったときは、理事は、総会の7日前までに、その請求に係る役員にその書面又はその写しを送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。
- ⑥ 第1項の規定による請求につき第4項の総会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る役員は、その時にその職を失う。

(代表理事)

第31条 組合を代表すべき理事は、理事会の決議により理事のうちから選任する。

(会長、組合長、専務及び常務理事)

第32条 理事のうち農業協同組合中央会又は農業協同組合連合会等の常勤役員となった者は、理事会の決議により会長に選任することができる。

- ② 理事のうち1人を組合長とし、理事会の決議により理事のうちから選任する。
- ③ 専務理事及び常務理事は、必要に応じ、理事会の決議により理事のうちから選任することができる。
- ④ 常務理事は、必要に応じ理事会の決議により、第27条第3項の理事のうちから選任することができる。
- ⑤ 組合長は、組合の業務を統括する。
- ⑥ 専務は、組合長を補佐してこの組合の業務を処理し、あらかじめ理事会の決議により定めた順位に従い、組合長に事故あるときはその職務を代理する。
- ⑦ 常務理事は、組合長、専務を補佐してこの組合の業務を処理し、あらかじめ理事会の決議により定めた順位に従い、組合長・専務に事故あるときはその職務を代理する。
- ⑧ 組合長は、代表理事でなければならない。

(監事の職務)

第33条 監事は、理事の職務の執行を監査する。

- ② 監事は、いつでも理事及び参事その他の使用人に対し事業の報告を求め、又は組合の業務及び財産の状況を調査することができる。
- ③ 理事は、組合に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに、その事実を監事に報告しなければならない。
- ④ 監事は、その職務を行うために必要があるときは、子会社等（法第93条第2項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に対して事業の報告を求め、又は子会社等の業務及び財産の状況を調査することができる。
- ⑤ 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- ⑥ 監事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができる。
- ⑦ 第50条第4項の規定は、前項の請求した監事についてこれを準用する。
- ⑧ 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- ⑨ 監事は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する総会議案の内容を決定する。
- ⑩ 監事は、その職務を行うために必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。
- ⑪ 理事は、監事の選任に関する議案を総会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。
- ⑫ 監事は、理事に対し、監事の選任を総会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。
- ⑬ 監事は、理事が総会に提出しようとする議案及び書類又は電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。
- ⑭ 監事は、理事が組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって組合に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。
- ⑮ 監査の実施その他監事に関する事項は、監事監査規程として監事がこれを作成し、理事会に報告するものとする。

(役員の責任)

第34条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、信用事業規程、共済規程、農地信託規程、宅地等供給事業実施規程、農業経営規程、農地利用集積円滑化事業規程、農業経営受託規程、特定農地貸付規程及び総会の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

- ② 役員は、その職務上知り得た秘密を正当な理由なく他人に漏らしてはならない。
- ③ 役員がその任務を怠ったときは、この組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- ④ 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、その役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

⑤ 次の各号に掲げる者が、その各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者がその行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

1 理事 次に掲げる行為

イ 法第36条第1項又は第2項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

2 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

⑥ 役員が、前3項の規定により、この組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員もその損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(役員の任期)

第35条 役員の任期は、就任後3年以内に終了する最後の事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。ただし、補欠選任並びに第30条及び法第95条第2項の規定による改選並びに法第96条の規定による決議の取消しによる選任によって選任される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

② 前項ただし書の規定による選任が、役員の全員にかかるときは、その任期は、同項ただし書の規定にかかわらず、就任後3年以内に終了する最終の事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。

③ 役員の数が、その定数を欠くこととなつた場合においては、任期の満了又は辞任によって退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。代表理事が欠けた場合についても同様とする。

(参考)

第36条 この組合に参考若干名を置くことができる。

② 参考は、理事会の決定により組合の名において行う権限を有する一切の業務を誠実に善良なる管理者の注意をもって行わなければならない。

第5章の2 会計監査人

(会計監査人の設置)

第36条の2 この組合は、会計監査人を設置する。

(会計監査人の選任)

第36条の3 会計監査人は、総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第36条の4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

② 会計監査人は、前項の通常総会において別段の決議がされなかつたときは、当該通常総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の権限等)

第36条の5 会計監査人は、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案、注記表及びこれらの附属明細書を監査する。この場合において、会計監査人は、農林水産省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

② 会計監査人は、いつでも、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧及び謄写をし、又は理事及び参考その他の使用者に対し、会計に関する報告を求めることができる。

③ 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、子会社等に対して会計に関する報告を求め、又はこの組合若しくはその子会社等の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(監事に対する報告)

第36条の6 会計監査人は、その職務を行うに際して理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときには、遅滞なく、これを監事に報告しなければならない。

(会計監査人の報酬等の決定)

第36条の7 理事は、会計監査人の報酬等を定める場合には、監事の過半数の同意を得なければならない。

第6章 総会

(総会の招集)

第37条 組合長は、理事会の決議を経て、毎事業年度1回5月又は6月に通常総会を招集する。

② 組合長は、次の場合に理事会の決議を経て臨時総会を招集する。

1 理事会が必要と認めたとき

2 正組合員がその5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して招集を請求したとき

3 正組合員が、法第38条の規定により役員の改選を請求したとき

③ 理事会は、前項第2号又は第3号の請求があったときは、その請求があつた日から20日以内の日を会日として、総会を招集すべきことを決しなければならない。

④ 監事は、組合長若しくは組合長の職務を代理する者がないとき、又は第2項第2号若しくは第3号の請求があつた場合において組合長若しくは組合長の職務を代理する者が正当な理由がないのに総会招集の手続きをしないときは、総会を招集する。

(総会の招集手続)

第38条 総会を招集する場合には、理事会の決議により、次に掲げる事項を定めなければならない。

1 総会の日時及び場所

2 総会の目的である事項があるときは、その事項

3 前2号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

② 総会を招集するには、組合長は、その総会の日の10日前までに、正組合員に対して書面をもってその通知を発しなければならない。

③ 総会招集の通知に際しては、農林水産省令で定めるところにより、正組合員に対し、書面による議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類（以下「総会参考書類」という。）及び正組合員が議決権を行使するための書面（以下「議決権行使書面」という。）を交付しなければならない。

④ 通常総会の招集の通知に際しては、正組合員に対し、法第36条第7項に規定する決算関係書類を提供しなければならない。

⑤ 第3項の総会参考書類に記載すべき事項又は第4項の決算関係書類に表示すべき事項にかかる情報のうち特定のものについては、農林水産省令で定めるところにより、書面による提供に代えて、インターネットを利用する方法で開示することにより、正組合員に対し提供することができる。

(総会の決議事項)

第39条 次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。

1 定款の変更

2 規約、信用事業規程、共済規程、農地信託規程、宅地等供給事業実施規程、農業経営規程、農地利用集積円滑化事業規程、農業経営受託規程、特定農地貸付規程及び総会議事運営規程の設定、変更及び廃止

3 第7条第1項第18号の団体協約の締結

4 この組合の事業の運営に関する中長期計画の設定及び変更

5 毎事業年度の事業計画の設定及び変更

6 理事及び監事の報酬

7 貸借対照表、損益計算書、剩余金処分案又は損失処理案、注記表及び事業報告

8 解散、合併、法第70条第1項の規定による権利義務の承継（以下「包括承継」という。）及び新設分割

9 事業の全部又は重要な一部の譲渡、信用事業（第7条第1項第2号及び第3号の事業（これらに附帯する事業を含む。）並びに同条第2項各号の事業をいう。以下同じ。）の全部又は一部の譲渡、共済事業（第7条第1項第14号の事業（これに附帯する事業を含む。）をいう。以下同じ。）の全部又は一部の譲渡及び共済契約の包括移転

10 事業の全部又は重要な一部の譲受け、信用事業の全部又は一部の譲受け、共済事業の全部又は一部の譲受け及び共済契約の包括移転につき移転先となること

11 共済契約に係る法第11条の52に規定する契約条件の変更

12 農業協同組合連合会その他の団体の設立の発起人となり、又は設立準備会の議事に同意すること

13 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農林中央金庫その他の団体への加入及びこれらの団体からの脱退

14 この組合の事業を行うため必要がある場合において、会社の株式を取得し、又は法人若しくは団体（農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫及び農業信用基金協会を除く）に対して出資若しくは出資すること

15 法第35条の6第4項及び法第37条の3第2項の規定による責任の免除

16 会計監査人の選任、解任（監事による解任を除く。）及び不再任

17 この組合の行う農業経営の内容に関すること

17の2 農業協同組合連合会が行う農業の経営に対して同意すること

18 組合員の除名

19 前各号に定めるもののほか、総会において必要と認めた事項

② 共済規程の変更のうち、農林水産省令で定める軽微な事項等に係るものについては、前項の規定にかかわらず、理事会においてこれを決する。

③ 法第37条の2第4項で準用する会社法第439条に定める要件に該当する場合は、第1項の規定にかかわらず、貸借対照表、損益計算書及び注記表については、総会の決議を経ることを要しない。この場合においては、組合長は総会にこれらの書類を提出し、その内容について報告しなければない。

④ 第1項第8号の合併のうち、合併によって消滅する組合（以下「消滅組合」という。）の正組合員の数が合併後存続する組合（以下「存続組合」という。）の正組合員数の5分の1を超えない場合であって、かつ、消滅組合の最終

貸借対照表の資産の額が存続組合の最終の貸借対照表の資産の額の5分の1を超えない場合における存続組合の合併は、第1項の規定にかかわらず、理事会においてこれを決する。

- ⑤ 第1項第8号の新設分割のうち、新設分割によって設立する組合に承継させる資産の帳簿価額の合計額が新設分割をする組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の5分の1を超えない場合における新設分割は、第1項の規定にかかわらず、理事会においてこれを決する。
- ⑥ 第1項第10号の信用事業の全部又は一部の譲受けのうち、その対価の額が最終の貸借対照表における純資産の額の5分の1を超えないときは、第1項の規定にかかわらず、理事会においてこれを決する。
- ⑦ 前項の信用事業の全部又は一部の譲受けに伴って第1項第10号の共済事業の全部又は一部の譲受け及び共済契約の包括移転を行う場合は、第1項の規定にかかわらず、理事会においてこれを決する。
- ⑧ 第1項第14号の株式の取得、出資又は出えんのうち、当該株式の取得、出資又は出えんの額が400万円以下である場合には、同項の規定にかかわらず、理事会においてこれを決する。

(総会の報告事項)

第40条 次に掲げる事項は、総会にこれを報告しなければならない。

- 1 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（以下「信用事業再編強化法」という。）第3条の規定に基づく指導を受けた場合における当該指導に対する改善措置の内容
- 2 信用事業再編強化法第4条の規定に基づき農林中央金庫が定める基本方針の内容
- 3 総会で決議した事項の処理状況
- 4 前各号に定めるもののほか、総会において必要と認めた事項

(総会の定足数)

第41条 総会は、正組合員の半数以上が出席し、その出席者の半数以上が第12条第2項の規定による正組合員である場合でなければ議事を開き決議することができない。この場合において、第47条の規定により、書面又は代理人をもって議決権を行う者は、これを出席者とみなす。

- ② 前項に規定する正組合員の出席がないときは、当該総会の日から20日以内の日を会日とする総会を再度招集しなければならない。この場合には、前項の規定にかかわらず、出席者の半数以上が第12条第2項の規定による正組合員である場合には、議事を開き決議することができる。

(緊急議案)

第42条 総会では、第38条の規定によりあらかじめ通知した事項に限って決議するものとする。ただし、第39条第1項第9号から第14号まで、第16号及び第45条に規定する事項並びに役員の選任（第30条及び法第95条第2項の規定による改選を除く。）を除き、緊急を要する事項についてはこの限りでない。

(総会における役員の説明義務)

第43条 役員は、総会において、正組合員から特定の事項について説明を求められた場合には、その事項について必要な説明をしなければならない。ただし、次の各号に定める場合にあっては、この限りでない。

- 1 正組合員が説明を求めた事項が総会の目的である事項に関しないものである場合
- 2 その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合
- 3 正組合員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合（その正組合員が総会の日より相当の期間前に説明を求める事項をこの組合に対して通知した場合及びその事項について役員が説明をするために必要な調査が著しく容易である場合を除く。）
- 4 正組合員が説明を求めた事項について説明することによりこの組合及びその他の者（その正組合員を除く。）の権利を侵害することとなる場合
- 5 正組合員がその総会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
- 6 前各号に掲げる場合のほか、正組合員が説明を求めた事項について説明をすることができないことにつき正当な事由がある場合

(総会の決議方法及び議長)

第44条 総会の議事は、出席した正組合員の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- ② 議長は、総会において総会に出席した正組合員の中から正組合員がこれを選任する。
- ③ 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

(総会の特別決議事項)

第45条 次の事項は、正組合員の半数以上が出席し、その出席者の半数以上が第12条第2項の規定による正組合員である場合において、その出席者の議決権の3分の2以上の多数による決議を必要とする。

- 1 定款の変更
- 2 解散、合併、包括承継及び新設分割
- 3 組合員の除名
- 4 事業の全部の譲渡、信用事業の全部の譲渡、共済事業の全部の譲渡及び共済契約の包括移転であって全部を移転するもの
- 5 法第35条の6第4項及び法第37条の3第2項の規定による責任の免除
- 6 この組合の行う農業経営の内容に関すること

6の2 農業協同組合連合会が行う農業の経営に対して同意すること

7 農業の経営を行う法人に係る株式の取得出資又は出えんであって、当該法人の議決権の過半を占めることとなるもの

8 共済契約に係る法第11条の52に規定する契約条件の変更

(特別決議に関する特例)

第45条の2 次に掲げる決議は、第41条及び第45条の規定にかかわらず、出席した組合員の議決権の3分の2以上に当たる多数を持って、仮にすることができる。

1 39条第1項第11号の決議又はこれとともに行なう第45条第1項第1号、第2号若しくは第4号に掲げる事項に係る決議

2 農水産業協同組合貯金保険法第83条第1項の管理を命ずる処分があつた場合における第45条第1号から4号までに掲げる事項に係る決議

② 前項の規定により仮にした決議（以下この条において「仮決議」という。）があつた場合には、組合員に対し、当該仮決議の趣旨を通知し、当該仮決議の日から1月以内に再度の総会を招集しなければならない。

③ 前項の総会において第1項に規定する多数をもつて仮決議を承認した場合には、当該承認のあつた時に、当該仮決議をした事項に係る決議があつたものとみなす。

(総会の続行又は延期)

第46条 総会は、その決議によりこれを続行し、又は延期することができる。

② 前項の規定により続行され、又は延期された総会には、第38条の規定を適用しない。

(書面又は代理人による決議)

第47条 正組合員は、第38条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項について、書面又は代理人をもつて議決権を行うことができる。

② 前項の規定により書面をもつて議決権を行おうとする正組合員は、あらかじめ通知のあつた事項について、議決権行使書面にそれぞれ賛否を記載し、これに署名又は記名押印の上、総会の日時の直前の業務時間の終了時（理事会が別に定めたときはその日時）までにこの組合に提出しなければならない。

③ 第1項の規定により正組合員が議決権を行わせようとする代理人は、その組合員と同一世帯に属する成年者又はその他の正組合員でなければならない。

④ 代理人は、5人以上の組合員を代理することができない。

⑤ 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

(准組合員の意見の陳述)

第48条 准組合員は、総会において議長の許可を得て意見を述べることができる。

(総会の議事録)

第49条 総会の議事については、議事録を作成し、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

1 開催の日時及び場所

2 議事の経過の要領及びその結果

3 出席した理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称

4 議長の氏名

5 議事録を作成した理事の氏名

6 前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

第6章の2 総代会

(総代会)

第49条の2 この組合は、総会に代わるべき総代会を設けるものとする。

② 総代は、正組合員でなければならず、かつ、その半数以上は第12条第2項第1号又は第2号に該当する正組合員でなければならない。

③ 前項の規定の適用については、第12条の2の規定による正組合員である総代で、任期中に第12条第2項第1号又は第2号に該当しなくなった者は、その任期中は第12条第2項第1号又は第2号に該当する者とみなす。

④ 総代の定数は、565人とする。

⑤ 総代は、附属書総代選挙規程の定めるところにより、正組合員がこれを選挙する。

(総代の任期)

第49条の3 総代の任期は、3年とし、前任者の任期満了日の翌日から起算する。ただし、補欠選挙及び法第96条の規定による選挙又は当選の取消しによる選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

② 前項ただし書の規定による選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、同項ただし書の規定にかかわらず3年とし、就任の日から起算する。

(議決権等)

第49条の4 総代は、各々1個の議決権を有する。

② 総代会には、総会に関する規定を準用する。この場合において、第47条第3項中「その組合員と同一世帯に

属する成年者又はその他の正組合員」とあるのは「他の正組合員」と、同条第4項中「5人」とあるのは「2人」と読み替えるものとする。

- ③ 総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙をすることができない。
- ④ 総代会において組合の解散、非出資組合への移行に関する定款の変更、合併、包括承継又は新設分割の決議があつたときは、理事は当該決議の日から10日以内に、正組合員に当該決議の内容を通知しなければならない。
- ⑤ 総代でない正組合員及び准組合員は、総代会において議長の許可を得て意見を述べることができる。

第7章 理事会

(理事会の招集者)

第50条 理事会は、組合長が招集する。

- ② 組合長が事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会の決議により定めた順位に従い、他の理事が招集する。
- ③ 理事は、必要があると認めるときはいつでも、組合長に対し、会議の目的である事項を記載した書面を提出して、理事会の招集を請求することができる。
- ④ 前項の請求をした理事は、同項の請求をした日から5日以内に、その請求の日より2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられないときは、自ら理事会を招集することができる。

(理事会の招集手続)

第51条 理事会の招集は、その理事会の日の3日前までに、各理事及び監事に対してその通知を発してしなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

- ② 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

(理事会の決議事項)

第52条 次に掲げる事項は、理事会においてこれを決する。

- 1 業務を執行するための方針に関する事項
 - 1の2 業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する事項
 - 2 総会の招集及び総会に付議すべき事項
 - 3 役員の選任及び総代の選挙に関する事項
 - 4 参事の任免に関する事項
 - 5 職制規程に定める一定額以上の固定資産の取得又は処分に関する事項
 - 6 職制規程の定める一定額以上のリース取引による固定資産の賃借に関する事項
 - 7 借入金の最高限度
 - 8 余裕金の運用の方針及び運用方法並びに余裕金運用規程の設定、変更及び廃止に関する事項
 - 9 職制規程に定める一定額超の信用の供与等（法第11条の8第1項に規定する信用の供与等（第14号に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）の決定に関する事項
 - 10 組合員に対する信用の供与等の最高限度額及び組合員に対する貸付金の利率の最高限度
 - 11 組合員以外の者1人に対する信用の供与等の最高限度額及び組合員以外の者に対する貸付金の利率の最高限度
 - 12 同一人（当該同一人と特殊の関係のある者（法第11条の8第1項に規定する者をいう。）を含む。）に対する信用の供与等の最高限度額
 - 13 不良債権（農業協同組合法施行規則204条第1項第1号ホ（2）に定める破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権並びにこれらに類する貸出金以外の債権をいう。）の処理の方針に関する事項
 - 14 この組合の事業を行うために必要な株式の取得、出資又は出えん及び当該株式の処分、出資の全部又は一部の払い戻し（総会が決定する事項を除く。）
 - 15 子会社管理規程の設定、変更及び廃止
 - 16 第39条第2項に規定する共済規程の変更
 - 17 行政庁に提出する業務報告書及び連結業務報告書
 - 18 法第54条の3の規定に基づくこの組合の業務及び財産の状況に関する説明書類並びにこの組合及び子会社等につき連結して記載した業務及び財産の状況に関する説明書類
 - 19 行政庁による検査及び監事による監査の結果に関する事項
 - 20 信用事業再編強化法第3条の規定に基づく指導を受けた場合における当該指導に対する改善措置
 - 21 第39条第4項の規定に該当する合併
 - 22 第39条第5項の規定に該当する新設分割
 - 23 第39条第6項の規定に該当する信用事業の全部又は一部の譲受け
 - 24 第39条第7項の規定に該当する共済事業の全部又は一部の譲受け及び共済契約の包括移転につき移転先となること。
 - 25 前各号に定めるもののほか理事会において必要と認めた事項
- ② 理事は、前項第16号の共済規程の変更を決議したときは、その内容をこの組合の掲示場に掲示するほか、組合員に対する通知その他の方法により組合員に周知徹底するものとする。

③ 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

1 自己又は第三者のためにこの組合と取引をしようとするとき。

2 この組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

④ 理事は、前項各号の取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(理事会の報告事項)

第53条 組合長は、次に掲げる事項を定期的に理事会に報告しなければならない。

1 組合員の加入及び脱退の状況

2 取扱高その他この組合の事業の実施状況

3 余裕金の運用状況

4 内部統制（コンプライアンス・プログラムを含む。）及びリスク管理に係る取組状況

5 子会社の経営状況

6 理事会の決議事項の処理状況

7 内部監査の結果

8 信用事業再編強化法第5条の規定に基づく報告又は資料の提出に関する事項

9 前各号に定めるもののほか理事会において必要と認めた事項

(理事会の決議方法及び議長)

第54条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数でこれを決する。

② 前項の議事の特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

③ 前項の規定により議決に加わることができない理事の数は、第1項の理事の数にこれを算入しない。

④ 組合長は、理事会の議長となる。

⑤ 理事会の議事については、議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名又は記名押印するものとする。

⑥ 前項の議事録を電磁的記録により作成する場合には、署名又は記名押印に代わる措置として電子署名を行うものとする。

⑦ 理事会の議事録には次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

1 開催の日時及び場所

2 議事の経過の要領及び結果（議案別の決議の結果については、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名を含む。）

3 理事会に出席した理事及び監事の氏名

4 理事会の議長の氏名

5 前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

第8章 会 計

(事業年度)

第55条 この組合の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

(会計区分)

第56条 この組合は、信用事業に係る会計及び共済事業に係る会計をそれぞれ他の事業に係る会計と区分して経理するものとする。

② 第7条第1項第8号及び第9号の事業並びに第19号から第21号までの事業については、それぞれ他の事業と区分して経理するものとする。

(余裕金の運用)

第57条 この組合の余裕金は、次に掲げる方法によるほか、これを運用することができない。

1 農林中央金庫、銀行、信用金庫、労働金庫又は信用協同組合への預け金

2 国債証券、地方債証券、政府保証債券又は農林中央金庫その他の金融機関の発行する債券の取得

3 特別の法律により設立された法人の発行する債券（前号に掲げる債権を除く。）の取得

4 信託会社又は信託業務を営む金融機関への金銭信託（運用方法の特定したものを除く。）

5 証券投資信託（主務大臣の指定するものに限る。）又は貸付信託の受益証券の取得

6 金銭債権（主務大臣の指定するものに限る。）の取得

7 短期社債等の取得

② この組合は、前項2号若しくは第3号に規定する債券又は同項第5号に規定する受益証券の信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託をすることができる。

③ この組合が第1項第3号から第7号までに掲げる方法により運用する余裕金の総額は、この組合の受入れに係る貯金及び定期積金の合計額の100分の15に相当する金額を超えてはならない。

④ この組合が第1項第1号の規定により農林中央金庫への預け金に運用する総額は、この組合の受入れに係る貯金及び定期積金の合計額の2分の1を下ってはならない。

⑤ 前各項に定めるもののほか、この組合の余裕金の運用は、余裕金運用規程の定めるところによるものとする。

(剩余金の処分)

第58条 剰余金は、利益準備金、資本準備金、第61条の規定による繰越金、任意積立金、配当金及び次期繰越金としてこれを処分する。

(利益準備金)

第59条 この組合は、出資総額の2倍に相当する金額に達するまで、毎事業年度の剰余金（繰越損失金のある場合には、これにてん補した後の残額。第61条、第62条及び第63条第2項において同じ。）の5分の1に相当する金額以上の金額を利益準備金として積み立てるものとする。

(資本準備金)

第60条 減資差益及び合併差益は、資本準備金として積み立てなければならない。ただし、合併差益のうち合併により消滅した組合の利益準備金その他当該組合が合併直前において留保していた利益の額については資本準備金に繰入れないことができる。

(教育情報繰越金)

第61条 この組合は、第7条第1項第1号及び第15号の事業の費用に充てるため毎事業年度の剰余金の20分の1に相当する金額以上の金額を翌事業年度に繰り越すものとする。

(任意積立金)

第62条 この組合は、毎事業年度の剰余金から第59条の規定により利益準備金として積み立てる金額及び前条の規定により繰り越す金額を控除し、なお残余があるときは、任意積立金として積み立てることができる。

② 任意積立金は、損失金のてん補又はこの組合の事業の改善発達のための支出その他の総会の決議により定めた支出に充てるものとする。

(配当)

第63条 この組合の剰余金の処分に当たっては、経営の健全性の確保や事業の成長発展を図るための投資に資する内部留保を優先するものとし、組合員に対して剰余金の配当を行う場合には、次項から第5項までに定めるところによる。

② 組合員のこの組合の事業の利用分量に応じてする配当は、毎事業年度の剰余金の範囲内において当該事業年度において取り扱った物の数量、価額その他事業の分量を参照して組合員の事業の利用分量に応じてこれを計算する。

③ この組合の出資額に応じてする配当は、毎事業年度の終わりにおける組合員の払込済出資額に応じてこれを計算する。

④ 前2項の配当は、その事業年度の剰余金処分案の決議をする総会の日において組合員である者について行うものとする。

⑤ 配当金の計算上生じた1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(配当金等の出資払込みへの充当)

第64条 出資の払込みを終わらない組合員に対する払込済出資額に応じて配当する剰余金はその払込みに充てることができる。

(損失金の処理)

第65条 この組合は、事業年度末に損失金がある場合には、任意積立金、利益準備金、資本準備金及び再評価積立金の順に取り崩して、そのてん補に充てるものとする。

第9章 雜 則

(残余財産の分配)

第66条 この組合の解散のときにおける残余財産の分配の方法は、総会においてこれを定める。

② 持分を算定するにあたり、計算の基礎となる金額で1円未満のものは、これを切り捨てるものとする。

(規約)

第67条 次の事項は、定款で定めるものを除いて規約でこれを定める。

- 1 総会及び理事会に関する規定
- 2 業務の執行及び会計に関する規定
- 3 組合員に関する規定
- 4 役員に関する規定
- 5 職員に関する規定
- 6 前各号に定めるもののほか定款の実施に関する必要な規定

附 則

1. この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。

農地保有合理化事業に係る規定の変更は、第39条の規定の変更を除き、市町村から農地利用集積円滑化事業規程の承認を受けた日から効力を生じることとする。

2. 前項の規定にかかわらず、変更前の第39条第1項第13号、第40条第1項、第52条第1項第19号及び同項第20号については、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第10条

に基づく存続中央会の会員である間は、なお従前の例による。

3. 第1項の規定にかかわらず、会計監査人に関する規定については、平成31年3月1日以降最初に招集する通常総代会の日から適用し、同日までの間は、なお従前の例による。

別 表

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）
- ② 次の各号の1に該当する者
 - 1 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 2 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 3 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 4 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 5 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

470YS031120170705

青果市況明細表

J A コード 470

J A 名 J A利根沼田

1 ページ

2017/07/05 12:04:15 作 成

検索条件【出荷日 2016/07/27 ~ 2016/07/27 売立日

品名 34270 プール 集荷場 39 登録日 市場

検索条件【出荷日 2016/07/27 ~ 2016/07/27 売立日 品名 34270 プール 集荷場 39 登録日 市場

7月

2 月

ト21 (3月)								
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
A 2L	1	900						
L	50	893						
M	40	738						
S	9	522						
B 2L	8	600						
L	19	931						
M	17	564						
S	3	600						
2S	1	500						
C L	21	566						
M	7	450						
S	9	450						
D L	5	400						
M	4	400						

7月

5月

ズッキーニ (県外)			ブルーベリー (県外)			きゅうり (県外)		
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
A L	4	200	A2L	13	220	A M	1	1100
M	32	200	L	38	200	S	36	1400
S	5	200	M	81	200			
						B S	3	1000
						C	2	600

7月

6月

7月

9

湖水 (県央)			ダーティー (県央)			茄子 (東一)		
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
AS	33	1530	AL	2		AL	80	130
			M	31		M	160	150
BS	2	1000	S	10				
C	4	600						

7月

10

7月

12日

7月

13日

A2T (シティ)								
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
AL	2	1000						
M	4	1100						
S	2	800						
BL	3	800						
M	5	800						
2D	3	400						
3S	1	400						
CL	18	525						
M	5	600						
S	9	500						
DL	6	400						
M	3	300						

ブルーベリー(東一)			ズッキーン(ラティ)					
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
A2L	5	230	AM	5				
L	19	230	(1ID-)					
M	24	230						
S	12	200						

7月

18日

トマト (洋ナシ)			胡瓜 (県央)					
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
AM	1	500	AM	1	1000			
2S	1	300	S	33	1200			
3S	3	400						
BL	5	500	BP	2	800			
M	6	450						
S	3	350	C	6	400			
3S	1	300						
CL	18	375						
M	2	350						
S	11	250						
DL	6	260						
M	2	200						
10y7								
A	10	60						
(A)	10	50						

ズッキニ (県央)			茄子 (東一)					
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
A2L	2	50	AL	100	100			
L	12	50	M	500	120			
M	47	50	S	20	100			
S	1	50						
1ID-								
L	1	50						
M	5	50						

ズッキニ (洋ナシ)			茄子 (洋ナシ)					
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
A2L	9	100	AL	20	80			
L	23	250	M	230	109			
M	106	201	S	5	80			
S	21	264						
BM	3	100						
S	2	150						

						アーティチョーク (東一)		
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
						A2L	44	
						L	40	
						M	24	
						S	12	

7月

19日

トトト (シテイ)						ミントト (東京)		
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
A L	1	500				A2L	28	100
M	4	450				L	40	120
S	1	400				M	45	140
2S	1	350				S	16	120
3S	3	333				2S	12	100
BL	3	400						
M	4	400						
S	2	350						
2S	1	300						
CL	13	273						
M	7	350						
S	10	300						
DL	8	300						
M	6	250						
A	10	30						
④	10	50						

ガロ子 (シテイ)			ズツチ-ニ (東京)			湖水 (東京)		
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
A2L	2	80	A2L	1	50	A S	34	1200
L	3	86.5	L	1	50	B S	3	900
M	272	109.6	M	13	100	C	8	500
S	16	80	S	1	50			

ガロ子 (東一)			ズツチ-ニ (シテイ)					
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
A L	80	95	A2L	4	250			
M	400	115	L	14	250			
			M	21	243			
			S	23	217			
			BM	2	300			

						ブルーベリー (東一)		
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
						A2L	28	174
						L	96	155
						M	28	174
						S	4	200

7月 20日

人2F (374)								
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
A S	1	350						
2 S	2	250						
3 S	2	200						
B L	2	450						
M	3	500						
2 S	1	300						
C L	14	325						
M	6	300						
2 S	8	300						
D L	8	250						
M	9	250						
1847								
(A)	10	20						

ズッキーニ (駄糞)			ズッキーニ (374)			胡瓜 (駄糞)		
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
A S L	1	100	A S L	6	216	A L	1	800
L	2	106	L	21	347	S	36	1200
M	12	200	M	80	282			
			S	8	300	B S	3	800
						C	5	400

茄子 (東一)			茄子 (374)					
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
A L	80	90	A L	48	96			
M	500	115	M	201	110			
S	20	90	S	16	70			
			B L	10	60			
			M	11	70			
			S	5	50			

						ブルーベリー (東一)		
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
						A S L	8	200
						L	88	157
						M	46	178
						S	14	200

7月

21日

トマト (ミニ)			胡瓜 (県央)			トマト (ミニ)		
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
A L	1	400	A M	1	1000			
M	1	450	S	22	1200			
2P	2	400						
3P	2	300	B M	10	700			
			S	3	900			
B L	2	400	2P	1	700			
M	3	400						
S	2	400	C	8	400			
2P	1	300						
C L	1.5	300						
M	5	300						
S	13	300						
D L	10	250						
M	10	250						

ズイチニ (シティ)		ガラス (シティ)		フル-ベリー (ヨー)				
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
A2L	18	228	A2L	11	60	A2L	28	130
L	22	356	L	53	80	L	158	130
M	88	263	M	221	100	M	54	130
S	24	241	S	19		S	12	130
			B1	4	60			
			M	11	70			

7月 23日

人2ト		(洋ナシ)	人2ト		(県米)			
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
A M	3	600	A 2 L	24	100			
S	4	550	L	24	120			
2S	2	450	M	29	140			
3S	5	450	S	9	100			
B L	2	600						
M	2	550						
C L	26	300						
M	8	300						
S	16	300						
D L	16	250						
M	7	250						
<hr/>								
<i>10.7</i>								
A	10	80						
(A)	20	70						

胡瓜 (県央)			ズッキーニ (県央)			茄子 (東一)		
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
A L	1	600	A 2L	1	100	A L	160	90
M	1	800	L	4	100	M	800	110
S	40	1100	M	19	150	S	40	80
BS	4	700						
C	12	400						

ブルーベリー (凍一)			ズイカーン (351)			茄子 (351)		
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
A2L	12	150	A2L	10	185	A2L	3	60
L	198	150	L	17	258	L	109	80
M	156	120	M	105	325	M	387	100
S	18	120	S	17	350	S	1	70
						B L	10	50
						M	11	70
						S	2	50

7月 24日

毛 や う り		導 準		ス ッ ッ チ エ ー ニ (三行)		存 す		(三行)	
規 格	数 量	単 価	規 格	数 量	単 価	規 格	数 量	単 価	
A S	18	1100	A 2L	10	200	A 2L	3	60	
			L	16	250	L	104	80	
B S	3	700	M	92	295	M	411	109	
			S	13	2x6	S	10	80	
C	10	400				B L	10	50	
						M	12	60	
						S	1	50	
						2P	1	50	

7月 26日

胡瓜 (1kg)			茄子 (1kg)			ズワイガニ (1kg)		
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
A M	1	800	A L	160	100	A2L	1	100
S	22	1000	M	800	120	L	4	100
			S	60	90	M	11	200
B S	4	600				S	1	100
C	12	350						

羽公 43 (原)			茄子 (3斤)			ズッキーニ (3斤)		
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
BL	6	500	AL	13.9	80	A2L	8	250
S	8	700	M	58.2	99	L	11	250
			S	11	80	M	45	282
			2S	3	60	S	13	261
			BS	1	60			

7月 27日

タカヒコ		(原)	茄子		(原)	ズッキーニ		(原)
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
AM	1	900	AL	100	100	A2L	4	300
S	10	1100	M	600	120	L	5	250
			S	40	90	M	58	306
BS	2	700				S	2	800
C	6	400						

タマゴ 43 (県央)			茄子 (三行)			ズワイ (県央)		
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
BL	10	600	A2L	3	60	AL	1	100
M	2	700	L	77	80	M	8	200
S	3	800	M	403	99			
C	6	800	S	38	80			
			28	4	60			
			BL	5	50			
			M	17	93			

7月 28日

トト (芝生)			シート (県央)		
規格	数量	単価	規格	数量	単価
A M	1	800			
A 3L	1	800			
B L	10	700			
L	33	70			
M	4	700			
M	54	110			
S	1	700			
S	51	130			
C L	18	600			
S	26	100			
C L	6	600			
S	16	70			
D L	17	500			
M	4	500			

胡瓜 (県央)			ズツモー (シイイ)			茄子 (シイイ)		
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
A S	13	1200	A 2L	5	300	A 2L	1	60
B S	3	800	L	6	150	L	36	80
C	7	500	M	56	296	M	266	99
			S	13	600	S	25	80
						S	2	60
						BM	1	60
						S	1	60

						ブルーベリー (東一)		
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
						A 2L	18	120
						L	110	119
						M	88	148
						S	12	110

7月 30日

胡瓜 (県中)			ズッキーニ (3種)			茄子 (3種)		
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
A L	1	200	A 2 L	6	275	A 2 L	3	60
S	14	1200	L	7	314	L	102	80
			M	72	302	M	517	99
B S	1	900	S	11	400			
C	6	500				BL	6	50
						M	15	60
						S	1	50

ガガガ (身) 一			ブルーベリー 一					
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
A	90	130	A2L	24	180			
			L	128	195			
			M	216	134			
			S	28	120			

7月 31日

トマト (ミニ)			ミニトマト (県央)					
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
A L	1	600	A 2L	8	80			
M	1	600	L	18	120			
S	1	400	M	60	140			
			S	35	100			
BL	4	725	S	23	70			
M	8	700						
S	2	700						
CL	41	500						
M	12	500						
S	12	500						
DL	19	300						
M	7	300						

胡瓜 43 (県央)			ズッキーニ (県央)			茄子 (ミニ)		
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
BS	5	1000	A L	2	100	A 2L	1	60
S	6	800	M	4	200	L	68	80
						M	324	109
						BM	1	60

胡瓜 (県央)			ズッキーニ (ミニ)			茄子 (県一)		
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
AS	10	1300	A 2L	6	300	A L	140	100
			L	4	800	M	600	120
BS	3	900	M	12	500	S	60	100
			S	1	500			
C	6	500						

ブルーベリー (県一)			オオウバ (県央)					
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
A 2L	23	130	A	180	120			
L	152	120						
M	156	110						
S	24	110						

利根沼田農協 御中

協力依頼

本報告の趣旨

誤解のないようにまずはじめに申し上げます。

これは農協の現状の値決めの仕組みや農協が抱える構造的問題を批判しようとするものではありません。

意図せざる結果としてその方面に検査の矛先が向かった場合には取り合いませんし必要な
らいかようにでも和解させていただきます。

あくまで私個人への経済的打撃を意図した価格操作を封じ、また摘発する為です。

なお、この際ですので構造問題についても触れておきます。

まずここ十年ほどはセリではなく相対での値決めになっているとのことですが、どちらでも
一年を通して見れば大数の法則が働きますから同じ結果になると思います。

むしろ気になるのは、相対だと構造的にブローカーとの癒着が起こりやすい点です。

出荷責任者とブローカーとのリベートの授受などという明確な違反は論外としても、たとえば「当地ではマイナーなズッキーニの価格は適当でいいから主力のナスは勉強してよ」
みたいな暗黙の合意は形成されやすいのではないか?

そうなると零細作物家はたまたまものではないので昔ながらのセリの方が安心な気はしま
す。

これはもちろん現にそうだと言っているのではなくて、あくまで可能性の問題としての話で
す。 気を悪くしないでください。

そういう印象は持っていますが、その問題はこの報告の趣旨ではありません。

それにしても前回の話し合いで農協の方が妙に狼狽しておられたような気がしてなりま
せん。 まさか積極的にこの価格操作に加わっていたりはしませんよね?

そうでなければ農協の責任が問われることはないはずです。

蒸し返しになりますが、農協との連名による公正取引委員会への諮問を是非ご検討いただき
たくお願いもうしあげます。

2016. 8. 30 の文書で未報告の現象を列挙します。

①2016年8月に同じ価格が続いた件

8/1 各サイズとも 400 円 8/2 各サイズとも 400 円 8/3 各サイズとも 400 円

8/4 各サイズとも 400 円 8/5 各サイズとも 400 円

8/7 総数 87 S8(347) M60(367) L13(340) 2L6(300)

8/8 各サイズとも 400 円 8/9 各サイズとも 400 円

8/11 総数 77 S4(400) M56(369) L11(336) 2L6(300)

8/12	各サイズとも 400 円	8/14	各サイズとも 400 円	8/16	各サイズとも 400 円
8/17	各サイズとも 400 円	8/18	各サイズとも 400 円	8/19	各サイズとも 400 円
8/21	各サイズとも 400 円	8/22	各サイズとも 400 円	8/24	各サイズとも 400 円
8/25	各サイズとも 400 円	8/26	各サイズとも 500 円	8/28	各サイズとも 600 円
8/31	各サイズとも 800 円				

相対の場合だとせりよりも価格が安定しやすくなるのはわかりました。

でも、私が始めて三年目になりますが、こんなにも同じ価格続いたのは初めてです。

というより、過去に三日以上続けて同じ価格だった記憶がありません。

この月はなんと、ほとんど一律 400 円です。

例外は 8/7 と 8/11 ですが、いずれもこれから述べる「大量出荷日に限って安くなる」現象がみられています。

私が指摘しなければいったいいつまで続いたことやら・・・。

問題はこの間の実勢価格の動きです。

もし実勢価格もほとんど変化していないのならばそんなにおかしくもありません。

ところが例年この月は特にお盆明けから価格が激しく動きます。

過去の推移を踏まえたうえでおかしいのでは?と言っているのです。

実勢価格との比較なしに最終的判断はできません。

お手数ながらこの月だけは日々の実勢価格を教えてください。

おそらくは「敢えて実勢価格と乖離した価格を付けそれを固定させてみせることによって包囲網の組織力を誇示しよう」という意図が浮き彫りになると思います。

②サイズ間の価格差を利用したもの

一年目は要領がわからずてんてこ舞いしまし。

M サイズの価格が平均的には最も高いのだということを知らなかつたので、私の M サイズの構成比率は高くありませんでした。

つまり自然体でした。三割前後だったと思います。

しかるに他の二軒は経験豊富ですから、七割近くを M サイズで出していた。

この 3 軒間の構成比率の差に着目し、私だけを狙った価格操作と思われるのがこの事例です。

2014/7/25 L サイズが安くなっている例

2014/8/3 S サイズが安くなっている例

このように他の二軒より私だけが比率の高いサイズの価格が最も安くなる現象がままあります。もっとも逆のケースもたまに見られますが。

常に私の揚げ足を取るべく価格操作が行われている結果だと思います。

そのうち私もせっせと M サイズの比率を高めた為、サイズ間の価格差はわずかになりました。

今では先の 8 月のようにサイズ間の価格差が全く見られず全て一律 400 円です。

③大量出荷日に限って価格がその前後より安くなる現象

過去三年の大量出荷日を列挙します。おおむね指摘通りであることをご確認ください。

2014/7/22 2014/7/27 2014/8/3 2015/7/21 2015/7/29 2015/8/2 2016/7/27

2016/7/31 2016/8/7 2016/8/11

確認してはおりませんが、他の二軒は同じ日には出荷していないのですか？

私の巻き添えを喰わないように回避していると思います。

この間のお話では、マイナーな作物の場合は量がまとまらない為に買い叩かれることが多いとのことでしたね。この例の場合はそれとは全く逆の現象が起きています。

もっとも、もし私がバイヤーだったら、休み明けは平均的に鮮度が悪いのを知っていますからそう高値はつけないかもしれません。

この指摘は私が始める以前の年の状況を調べないと判断できません。

④2016/7/27 は三重の意味で異常な日

最近では常にMサイズの比率が高いことに業を煮やしたのか、なんと Mサイズだけ落ち込む 日が出現しました。

一時的な嗜好の偏りか、どうかすると片方がMサイズより高くなることはたまにありました。

しかしこれはありえません。いったい何のためのMサイズでしょうか？

過去にもこのような例は無いはずです。

また、この日は年に数回しかない「大量出荷日」でした。

出荷総数 116 箱のうち、実に 91 箱がMサイズでした。

また、この日は私の分と他の二軒分を別々の市場に出荷しました。

別添の出荷所の手書きメモをご覧ください。

何と、私の出荷分には他市場に回った分の半値近い安い値段が付きました。

おそらくは他の日も常にこのような貧困化圧力を受けているものと推測されます。

他の二軒の私への逆恨みはいかばかりかと思うとぞっとします。

証拠として私が最も重視しているのは④と①です。

直感的に平均出荷価格は私が参入する前に比べて半値近くになっていませんか？

毎日汗水たらし、おまけにビルに吸われ血まで流しながら出荷したズッキーニが一本 30 円やそこらでは腹も立ちます。

市場価格を恣意的に操作しようなどという野蛮な試みは断じて見逃すべきではないと思います。

〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 今井豊(携帯 090-3087-1577)

昭和 30(う)1561 暴力行為等処罰に関する法律違反被告事件

昭和 32 年 9 月 13 日 大阪高等裁判所 破棄自判

(中略)

主 文 原判決を破棄する。 被告人 A 1、同 A 2 を各懲役六
月に、被告人 A 3、同 A 4、同 B 1 を各 懲役四月に、被告人 B 2、同 B 3 を各懲役三月に、
被告人 B 4 を懲役二月に、被告 人 A 5、同 A 6、同 A 7、同 A 8、同 B 5、同 C 1、同 B
6、同 B 7、同 B 8 を各 罰金六、〇〇〇円に、被告人 B 9、同 C 2、同 C 3 を各罰金五、
〇〇〇円に処する。 右罰金を完納できないときは金二〇〇円を一日に換算した
期間その被告 人を労役場に留置する。 被告人全員に対し、本裁判確定の日から
二年間いざれもその刑の執行を猶予する。 (中略)

理 由 (中略) さて一定地域の居住者が集団社会を形成し、朝夕寒暑の挨拶を
かわし、吉凶互いに慶弔し、相互依存の協同生活を営むことは、人間本来の常態ということ
ができるが、他人と交際すると否とは個人の自由に属し、従来結んできた交際を絶つことを
決意し、これを相手方に通告したからといって、それだけで違法行為として刑事責任を問わ
れることは決してない。しかしながら、その地域における多数者が結束して、特定の一人又
は数人に対し将来一切の交際を絶つべきこと、いわゆる村八分の決定をし、これを通告する
ことは、それらの者をその集団社会における協同生活圏内から除外して孤立させ、それらの
者のその圏内において享有する、他人と交際することについての自由とこれに伴う名誉とを
阻害することの害悪を告知することに外ならないのであって、それらの者に集団社会の平和
を乱し、これに適応しない背徳不正不法等があつて、この通告に社会通念上正当視される理
由があるときは格別しからざる限り、刑法第二二二条所定の脅迫罪の成立を免れないのである。
そしてそれが脅迫罪となるには、地域を基本とする集団社会から、特定の一人又は数人
を除外して孤立させることについて、多数者が意思を共通にして、その通告をすれば足りる
のであって、その集団社会の地域の広狭、<要旨第一>居住者の多寡によつて、犯罪の成立が
左右されるものではない。本件のような農林産部落あるいは隣保は、その地域は必ずしも広
くはなく又居住者も多くはないが、その居住者による集団社会の交際関係は却つて緊密度が
高く、このような関係から除外されることから受ける前記自由及び名誉に対する脅威は、よ
り深いものがあるということができる。従つてこの協同生活圏内から除外する旨の通告が、
少数者間に行われたということだけで、脅迫罪の成立を否定する理由とするには足らないの
である。

以上

20190510 13:07 利根沼田農業協同組合みなかみ集荷所(群馬県利根郡みなかみ町月夜野 425)でのトミザワ所長ら 4 人の会話録音の反訳書

(所員) こんちは、どうも、お世話になります、

(私) こんちは、お世話になります、ええと、今年の出荷のスケジュール表をいただけますか? 7月頃からナスをお世話になる予定なんで。

(トミザワ) ナス、あ、はい、わかりました、大丈夫です、はい、

(私) それでですね、ええ、ちょっと、ええ、確認にうかがったんですけども、

(所員) あ、どうぞ、座って下さい、

(私) 東一青果ってな、今、名前変ってますか?

(トミザワ) 東京、東京青果ですね、

(私) 東京青果?

(トミザワ) ええ、はい、そうです、東京、だから、東京青果なんんですけど、あの、呼び名がトウイチ、東京ですね、

(私) ああそうなんですか? 正式名は東京青果株式会社、

(トミザワ) ええ、東京青果ですね、はい、

(私) 場所は太田区東海?

(トミザワ) そうですね、太田区のあたりですね、はい、

(私) わかりました、その、各市場で、値段付ける人ってゆうのは、決まってないんですけどね? 仲卸しが日々変わる? な、仲卸しか?

(トミザワ) ええ、そうですね、

(私) セリ落す人が日々変わることですね? 可能性としては、

(トミザワ) ええ、そうですね、

(私) まあ、その、でも、それぞれあの、市場に元請的なこう、責任者みたいな方は居らっしゃるわけですよね? 名前お互い知ってる、

(トミザワ) あのう、う、うちの品物を売る、売ってる、例えば東一の職員てゆうのは居ますよ、はい、

(私) そうゆう、まあ、今年の話ではないんですけども、そうゆう方々の名前をちょっと、教えていただければと思うんですけど?

(トミザワ) 日々変わるつつうんか、変るんで、今年、まだちょっと聞いてねえんですけど、聞いときますよ。だ、誰がその、担当するんだがな、しょ、職員が。これがあの、東京の豊洲、今回新しくなった豊洲なんんですけど、イチゴが行ってるんですけど、ええ、これがその、担当ですね。

(私) タケダトモヒロさん?

(トミザワ) ええ、あ、はい、これがあのイチゴなんですけど、だからあの、今年の出荷の前なったら聞いときますんで。

(私) これがシティの人ってことですよね? タケダ、

(トミザワ) この人は、全然関係ねえから、覚えないで下さい、

(私) あ、そうなんですか?、

(トミザワ) だ、この人はイチ、あの、果実のほうなんで、はい。

(私) はあはあ、いや、あのう、

(トミザワ) 今年は誰が担当してくれるんだがな、あの、聞いときますんで、はい。

(私) ええ、あのう、これ、もう話すと長くなるんで、お見せしたほうがいいんでしょうが、ちょっと裁判所からあの、お訊ね貰ってまして、こんな感じなんですよ? あの、これ、あの、写し取って貰っても構わないんですが、

(所員) あ、お茶よければどうぞ、

(私) あ、いただきます、すいません、

(所員) あ、今度こちらに異動んなったタカハシオサムなんですけど、宜しくお願ひします。

(私) あ、そうですか。あの、ナス、ナスしか予定無いんですが、イマイユタカです。

(トミザワ)★ だけど、また、あれですよ、値段のことで、何だかんだ、またあれするようじや、俺、はあ受けねえですよ、実際のこと言って。他で売って貰って下さい。そんなんで、また、こんなやつ、やるんじや、俺とても受けられませんので。

(私) トミザワさん、私、当り前のことを言ってるんですよ?

(トミザワ) 当り前? いや、当り前じやねえですよ、

(私) 当り前のこと言って、そうゆう不当なお返事をされると、ますますあの、まあ、言わなくてもわかると思いますが? それが当たり前であるということを、今あの、審判していただいて、いただく予定なんで、

(所員) イマイさん、ちょっとコピーむこうの支店で取らして貰ってよろしいですかね?

(私) はい、どうぞ、だけどね、ズッキーニ一箱50円という値段が異常じやないはずないでしょ? そんなこと。別に言うまでもないでしょそんなの? それが価格操作じやなかつたら何ですか? それを世に問おうとしてるんです? はい。それを言うことがおかしい、お前を排除するってゆうんだったら、まさに今度は農協を訴えるしかないです。 それで、今の状態だとあの、個人、個人を訴えようとしてるんですが、その個人名さえわからないと送達ができないもんですから、そうなると今度、団体を訴えるしかなくなるんですよ? それでお訊ねに来たわけなんですか? 言い合ひはしたくないんですが、極めて理不尽なお返事を、今んとこされてますよ?

(トミザワ) 俺が値段付けてるわけでもないし、するんで。

(私) まあ、それはそうですよね、ええ。だから、値段のことに関しては市場参加者が共謀してんだろうと。正常な値段ではないとゆうことですね。

(トミザワ) まあ、個人のあれじやねえんで、そうゆう、対処する部署が在りますんで、はい、そちら、そこへ言って貰うしきしがねえね?

(私) まあ、結論から申し上げますと、警察もどこもそうなんですけども、個人情報だから教えられないとだけ言ってるんですよ。だけどそれには例外があるはずなんですね? あの、私が訴え、私の訴えを否定できる根拠が無い以上は、当事者と連絡させなきや、無条件に不当んなるわけなんですよ? それを、どこもまあ、個人情報、個人情報ってそれだけ言ってあの、逃げ回ってるのは極めて不当だと思うんですけど、その論理で行きますとあの、

まず私の自治権を侵害してるんですね？ 人権侵害なん、人格権の侵害なんです、私の訴えを無視してますんで。

(トミザワ) いや、あれですよね？ キクチ代理、リスク、リスク管理室にでも言って貰わなけ、するしきしがねえですよね？

(代理) これってちょっと、どうゆう話なのかわかんないんで、何とも言えないんですけど。

(私) そうですね、訴状そのものは、

(代理) いや、今、聞いたばっかで申し訳ないんですけど、何と答えていいんだか？ ちょっと判らない部分が有りますんで。

(私) あの、まあ、私の人権侵害とかゆう問題以前に、組織的隠蔽の疑いが掛かって来るんですね？ ということはあの、犯人蔵匿等という刑法の罪状が、罪名が有りますが、そちらの疑いが掛かって来るとゆうことなんですよ？

(トミザワ) ちょっと自分、頭が悪くって、あんまり難しいことは全然わかんねえんで、自分とすれば農協の一雇われ人でありますので。

(私) はい、

(トミザワ) ほいで他の人からもそうゆった仕事に対しての苦情は来ておりませんし、するんで、

(私) いや、それは関係無いですね？ 私個人を狙ったあの、価格操作だと思ってますんで、他の人は関係無いと思います。

(トミザワ) 他の人は、皆同じだと思うんで、

(私) そうゆう内容の訴状にはなってないですよ。私だけの分を、色に難癖を付けて別扱いして、徹底した低価格が突き付けられてますよね？ 事実として記録んな、残ってますけども？ それを問題にしてます。だから前から言ってます通り、か、市場価格を利用して威力を示そうなんて発想自体がナンセンスだと思うんですよ？ 市場価格ってゆうのはあの、はっきりき、あの、数字が残ってしまう世界ですからね？ そこで何か悪さしようとゆう発想自体がね、それはあの、通るはずがないと。公序違反、公序良俗違反であるとゆうことで訴えてますけど？

(トミザワ) うちは出て来た物を市場に送って、市場で売って貰う、その値段が正式な値段だと思って精算してますんで。じゃあ俺が、イマイさんのやつはこの値段ですよ、こっちの人はこの値段ですって、付けてるわけじゃないんで。農協とすればそうゆう値段を付けるあれができないんで、市場へ出して、市場のほうで評価して、なかお、仲卸しさんが買ってくれる、値段、付けた値段が、その値段ですので、

(私) ですから二重の価格操作をしてるわけですよね？ まあ、ズッキーニならズッキーニ、当地全体のズッキーニをあの、価格水準を下げておいて、更に私の分を別扱いして、更に二重の価格操作で下げてると。

(トミザワ) そこはわかりません、あの、ちょっと、

(私) 現象、あの、値段の動きとしてはそうなってます。ズッキーニだけじゃなくて、マコモもナスも同様にして来たようですね？ 今年はナスを出すんで、たぶんナスが、ろくな相場にならんだろうと予想されますね。まあそんなこと、先の話をしてもしょうがありません

が。要するにあの、名前あの、担当者名を教えてくださいとゆうことなんですが? 一応あの、月曜日に裁判所行く予定ですから、日曜一杯なら待ちます。お返事が無ければ、このまま代表者を相手ど、とした訴えに切り替えて進めます、はい。

(トミザワ) 個人名つつうわけに行がねえんすよ、やっぱし。と、東京青果さん、東京シティ青果さん、を相手にするしきしうがないんですね? 市場のほうは。

(私) いやいや、でも名刺交換ぐらいなさってるわけでしょ? 名前をご存知なのに、教えていただけないという事実が残ります。まあはつきり言って、一箱50円とかゆう値段は完全に殺人的な値段ですからね? もう破壊的な、明らかにもう破壊レベル、生活破壊の意図はもう明らかなわけですよ? 50円どころかまあ、200円以下だって生活はできないんですが、もう完全にあの、お前を殺すよ、という値段をずっと続けていただと。国連の自由権規約ってゆうのには、ああ、社会権規約か? ええ、同一労働同一賃金とゆう条文が有るんですよ。その趣旨から言えば、生産物で何倍もの価格差が出ること自体がもう、その条文に違反してます。同じ人間が同じ作物に対して、同じ時間をかけて作った物が、何倍も開きが在ったら、それはもう人権、人権を侵害してるとゆうことですね。あれ、コピーは?

(代理) あ、持って来ます、お渡しします、

(私) すいません、まあ、お聞き苦しい話で恐縮です。あの、もし答えられるんだったら日曜一杯までにお願いいたします。 どうもお邪魔しました。

以上

470YS642720160803-00652

J A 3 - T₅ 470

J A 名 JA 利根沼田

〒3791303 群馬県利根郡みなかみ町上牧
3158-1

013-6341034 今井 豊 様

品名：ズッキーニ

青果販売代金精算書

私のMサイズ91箱だけが高崎へ)不審な出し方
残りと他の二家分は築地へ

2016/08/03 作 成

出荷期間 2016年07月27日 ~ 2016年07月27日
精算日 2016年08月02日

第一口座 013-1-***3495 29,615

精算金額合計 A	36,837
消費税額 B	2,947
合計金額 C (A+B)	39,784

控除合計口	10,169
概算払控除巨	0

上記の通り精算いたしました。

利根沼田農業協同組合

沼田警察署 御中

1 現象(被害の状況)

とにかく道の駅・みなかみ水紀行館の売り場をご覧下さい。これではまるで晒し者です。

私の出荷分が、どの日の分も、ほぼそっくりそのまま売れ残っています。

7月下旬頃からナスを毎日、40から70袋ほどみなかみ水紀行に出荷していますが、8月末から突如、売れ残りによる返品が激増し始め、以後、日を追って増加し、9月7日には40袋強(出荷数の約7割)に達しました。

なおこの間、出荷数はやや微増傾向にありますが、あまり変っておりません。

これでは出荷する意味が無いので当面見合せますが、そもそもそれが狙いだと思われます。

①価格現象として、絶対的に異常であること

ナスの小売価格は7月20日348円、9月1日は258円(いずれも下牧ベイシア)でした。

つまりこの間、小売では少なくとも200円台後半が続いていたと思われます。

この間、私のナスはMサイズ5本(農協基準)で、ずっと同じ100円でした。

要するに超激安価格であり、このように生鮮品で3倍近くの価格差があれば、首都圏のスーパーなら飛ぶように売れて即日完売するはずですし、買占め現象も起るはずです。

置場や置き方、披見率などの影響を補って余りある価格差だと思います。

②私の分ばかり売れ残るのは、相対的に異常 価格は最安、品質も勝る 別紙一覧表の通り他の出荷者もその後、価格を引き下げておりますので、最近では、120円、130円、150円といったところとなっていますが、私の100円が相変わらず最安値です。

100円ナスの売れ残りを希薄化する為に、他の出荷者達が協力しているものと思われます。

品質は一概には比較できませんが、他の出荷者は皆、当地特有のラージサイズなので、サイズ面での市場価値としては私のよりかなり劣ります。

販売数で私のナスが一番だったようですが、そもそも出荷数も一番であろうし、販売シェアが仮に20%としても、返品シェアは常に80%以上で、非常にアンバランスなのです。

2 原因

私個人を狙った不買運動(社会的村八分)が展開されています。

狙いは私の経済生活の破壊による生命への無言の脅迫と思われます。

不特定多数によるネット(携帯電話)を媒介とする不当な指名手配ということですが、この加害者組織を「包囲網」と呼んでいます。

包囲網は日本国民の大半であり、さらには全世界に拡がっています。

3 このような露骨な社会不正義を糾し、包囲網を摘発・検挙し、厳罰に処して下さい

過去の推移とのデータ比較が重要

この包囲網が組織力を駆使すれば、日本のナス全体の相場を意図的に下げることも、水紀行あるいは当地への来訪を減らすことも充分に可能です。

以上

届出人 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 今井豊

TEL 携帯 090-3087-1577 FAX 0278-72-5353 E-MAIL donkeyson14@gmail.com

日付	総箱数	M価格
1		
2		
3		
4		
5	14	353
6		
7	12	289
8	11	327
9		
10	42	320
11	44	318
12		
13	53	310
14	39	321
15	46	322
16		
17		
18	81	310
19	53	312
20	48	311
21	52	328
22	58	312
23		
24	65	354
25	37	361
26		
27	116	310
28	22	367
29	66	357
30		
31	114	381

大田市場平均

計

973

562

		H-甲10号書証	ナス売れ残り記録表	
日付	処理者	今井豊分	他者分	その他
2019.08.31		14(26日分1、27日分13)	1	
2019.09.01		16(28日分)	0	
2		12(29日分)	1	腐れ2
3		9(29日分1、30日分7、31日分1)	4	腐れ3
4		23(31日分)	11	腐れ2
5		23(1日分)	2	
6		23(2日分)	1	腐れ1
7		40(3日分)	1	腐れ5
8		37(4日分36、6日分1)	0	腐れ5、警察に届出、全品回収
9		以後の出荷を見送り		
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				

20191206 12:35 サカタのタネ(〒224-0041 神奈川県横浜市都筑区仲町台 2-7-1

TEL 045-945-8800 (代表) お客様相談室ヨシハラ氏から私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158 番地 1)への通話録音の反訳書

(私) もしもし?

(ヨシハラ) もしもし、

(私) あ、お待たせしました、あの、そうすると、ええ、ま、その、私が言ってるような価格差は、み、み、見当たらなかったってゆうことですよね?

(ヨシハラ) ええ、それがですね、あの、ごめんなさい、ちょっとあの、ま、特別ですね、あの、ちょっと、当社のほうも、そうゆうような情報を持ち合わせておらずですね、はい、

(私) ええ、そうゆうことは、まあ、聞いたことが無いってことですね? 要するに。

(ヨシハラ) そうですね、あの、ちょっと、特に調査もしていないので、あの、要するに、あの、ま、過去の、だいぶまあ、古い話でもありますし、はい、ちょっと、あの、はっきりした内容はわからないんですが、はい、あの、特別その、市場でですね、ま、その、値下げとか、要するに、ま、こ、この品種だから値下げだったとかってゆうような、あの、そうゆうことは、あの、聞いてはいないんですが、

(私) なるほど、

(ヨシハラ) はい、ただ、実際ちょっとどうだったかとゆうのもですね、まあ、はっきり把握はしていないってゆうのが、状況でございます、

(私) はい、あの、それとあの、長野にも、宮崎にも、その、グリーンツカの出荷者は居るんでしょうね? それはご存知ないですか?

(ヨシハラ) ちょっと、市場のですね、あの、特にこのズッキーニについて、特に市場の調査とかってのはしておりますんで、はい、それで、ちょっとあの、正直な話その、このグリーンツカのですね、その、長野の生産者さんとか、宮崎の生産者さんが、ええと、市場のほうに出荷されてるかどうか、どうかってゆうのもですね、ちょっと、当社ではあの、把握していない状態でございます。

(私) ああ、そうですか? ええと、あの、まああの、どこでたくさん売れてるかってゆう、その、市場の把握はされてるんですか?

(ヨシハラ) 正直、しておりません、

(私) (苦笑)ああ、そうなんですか? ふうん、あの、私があの、始めた頃はあの、グリーンツカがその、作付面積が一番多いようなことをどつかで聞いたんですけど、そうゆうことは、あのう、ないですか?

(ヨシハラ) それはない、ないんではないかと思います、

(私) ああ、あの、一番メジャーだとゆうことはない?

(ヨシハラ) それはないと思います、

(私) ああ、そうですか? 何番目とかは、わかりませんか?

(ヨシハラ) いやあ、わからないですね、

(私) 長野はあの、シンジエ、シンジエンタの銘柄が多いんですよね?

(ヨシハラ) いやあ、ごめんなさい、ちょっとあの、どこの商品がですね、ちょっと今その、一番かつてゆうのもですね、ま、把握はしていない状況です、はい、

(私) そうですか、

(ヨシハラ) はい、あの、種を販売として頂いてるところまでですね、ちょっと正直あの、どこの会社が一番シェ、シェアを持ってるとかですね、ちょっとそのへんについてはあの、把握はしていないでご、ですね、はい、

(私) わかりました、あのう、ま、今あの、お話を伺ったのでも充分なんんですけども、できましたら、その、お答えいただいたようなことを、あの、書面で返していただけるとありがたい、書面なりメールなり?

(ヨシハラ) ちょっと、あの、できたらちょっとそうゆうあの、私共はですね、ちょっとそれについてはですね、はい、あの、基本的にちょっとあの、ま、商品をまあ、種は確かに当社で開発はしてるんですけど、ちょっとその、市場についてのことについてはですね、ちょっと、私共で何かを申し上げるようなことはございませんので、はい、

(私) ええ、ただその、色による差別、価格の差別とゆうのはあの、御社にとっても、非常にあの、不名誉な話だと思うんですけども? その点はあの、特にその、共同告訴とか、考
える、考えてはいらっしやらないですか?

(ヨシハラ) いや、それは全く、今のところ、そうゆうお話をあの、そうゆうことは考えておりません、

(私) あ、そうですか?

(ヨシハラ) はい、まああの、これについてはですね、ちょっと、おやも、お役に立てずに申し訳ないんですが、はい、あの、ま、あくまでもその、市場価格ってゆうのはですね、まああの、市場様のほうが、まあ、付けられるようなものでございますので、はい、ちょっと、私共があの、その、要するにその、どうこう、どうこうってゆうことはちょっと、言えない立場でございますので、

(私) そうですか、はい、わかりました、はい、あり、ありがとうございました、

(ヨシハラ) お役に立てずにたいへん申し訳ございませんが、そうゆうことで、ご理解いただけたらと思います。

(私) はい、失礼します。

以上

20190520 原告 今井豊

20190514 11:47 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158 番地1)から利根沼田農業協同組合(群馬県沼田市東原新町 1940 番地 1)リスク管理室イシクラへの通話録音の反証書

(イシクラ) お電話代りました、ええ、リスク管理室イシクラです、

(私) もしもし、あ、昨日お電話したイマイです、

(イシクラ) はい、あ、はい、お世話になります、

(私) お世話になります、

(イシクラ) ええとあの、昨日、ええと、トミザワ所長のお名前とからつてゆうことで連絡いただいた件なんんですけど、あの、うちのほうで検討したんですけど、ちょっとあの、ま、個人情報にも該当しますので、あの、イマイさんほうに回答することができないってゆうようなことになります、

(私) はあ? あの、まず個人情報云々に関しては、その例外に当る内容を私は主張しているわけなんんですけども?

(イシクラ) ううんと、何が例外に当るんですかね?

(私) や、犯罪を訴てるんですけど?

(イシクラ) 犯罪ですか? だけど、ちょっとうちのほうはそれ、犯罪を訴てるかどうかってゆうのはわかりませんので、イマイさんほうで、もしあれでしたらそのへんを、あの、確認していただいて、そこで、ま、裁判所のほうに連絡していただければと思うんですよね?

(私) ううん、まああの、主張の要点を申し上げますと、

(イシクラ) はい、あの、たぶん、ちょっとあの、集荷所のほうからも、裁判所から来たその、何てんですかね? 事務連絡ってゆう書類のほうをうちのほうにいただいておりまして、で、まあ、それを見させて貰ってるんですけど、たぶん慰謝料請求ってゆう形での、ま、訴えを起こしてるんかな? ってゆうふうに見取れるんですけど、で、そん中で、まああの、ちょっと最初のほうに書いて有るんですけど、ま、誰を訴えるかってゆうようなところで、たぶん、個人であればあの、集荷所の所長の個人名とか、その、住所とかが必要になるってゆうなことが書いて有るかと思うんですけど、もしこれを行うんであればその、個人を訴えるってゆうよりも、たぶん農協としての仕事でやってますんで、利根沼田農協を訴えるのが筋なんかなあ? なんてこれを見させて貰った時に思ったんですよね?

(私) いや、まあ、それでいいんだったら、そうさせていただきますけれども? 私もあの、今年も出荷するつもりなんで、農協自体を訴えたくはなかったんですよ。それはウメザワさんにも何度も言ってますけども?

(イシクラ) ええ、結局、個人を訴えるってゆうことは、うちは使用者として、その、出荷所の所長を、農協として、まあ、雇用契約結んでるんで、農協を訴えると同じことなるかと思うんですよ? はい、それなんで、それであればその、ね、一個人の職員でゆうよりも、農協自体ってゆう形になるんかなあ? なんて、ちょっとこっちでは個人的には感じていたんですけど。

(私) なるほど、要するにあの、ま、ええ、市場、価格操作が行われてますと、それは蓋然性として、当然に、皆さんを感じるべきですと、知性の問題として、はい。それがわからな

とゆうのがそもそも異常ですから犯罪ですと言ってるんです？隠蔽ですと言ってるんです？

(イシクラ) ま、それはあの、各個人の見解が有ると思いますんで、それはそうゆう場でしっかりと判断してもらえばいいかと思うんですよね？ なんで、ま、この件に関しては、ちょっとその個人的なものをお教えするってゆうことができませんので、

(私) その、できないとゆう論理がまた不当ですね？

(イシクラ) まあ、何をもって不当って言うんか、ちょっと私のほうも理解に苦しむ部分は有るんですけど？

(私) いやいや、私は不法行為をされてると認識してるから訴てるんです？ 少なくとも。

(イシクラ) なんで、それであればその、公の場でそれを争うべきで、この電話で、の場でどうこう言うものではないかと思うんですよね？

(私) ですからあの、何もやましいことが無いんであれば、少なくともお名前、名前を開示することに何の支障も無いでしょう？

(イシクラ) いや、それであるんでしたら、イマイサンのほうで個人的に調べていただくんが筋かと思うんですよ？

(私) どうやって？

(イシクラ) うちは訴えられる側になりますんで、

(私) どうやって調べるんですか？

(イシクラ) それ、あれじゃないんですか？ 専門家に頼むとか、そうゆうな形してもらうしかないんかなあなんて思うんですよ？

(私) 専門家とは？

(イシクラ) いや、弁護士なりってゆう形で、

(私) はあ、いや、それを開示しない正当性は無いでしょ？ 私は出荷者です、あの、利害関係者なんですよ？ 当事者なんですよ？ その不法行為の被害者、

(イシクラ) 違法性の話じゃないですか？

(私) 当事者が開示を求めてるのに、それをあの、拒否する正当性が有りますか？

(イシクラ) いや、うちのほうはだけど、そこは開示はしません。 この電話ではお答えはできません。

(私) だからその、できないとゆうのは正当行為を前提にした話ですよね？ 正当行為じゃないと主張しているのに、開示しない正当性が有りますか？ と申し上げてる。

(イシクラ) それはそちらの意見であって、こちらはこちらの考え方がありますですね、

(私) いや、意見ではなくて、当たり前のことですよ？ それが。それは当然、裁判所もそう判断せざるをえないでしょ？

(イシクラ) で、そうゆうところからの照会であるんでしたら、うちはお答えしますけど？

(私) いやいや、私は当事者なんですか？ 私の当事者適格を無視してますよね？

(イシクラ) いやだって、それはできませんよ、うちは、やっぱり、

(私) だから、できないこと自体がおかしいつつってるんです？ 不開示の例外だと言つてるんです？ 当り前にそれをわかるべきです、わからないのは故意の隠蔽です。

(イシクラ) いや、隠蔽とかってゆうことじやないかと思うんですけど?

(私) いやいや、当たり前のことを認めないのはそりや、公序違反ですかね? 違法の上を行く、公序違反ですよ? 公序良俗違反です? 当り前の蓋然性を、蓋然性じやないですね、これは。

(イシクラ) ああ、はい、うちとすれば回答は変りませんので、この電話でお教えすることはできません、

(私) 更にあの、この間うかがった時にトミザワさんはとんでもない暴言を吐きましたよ?

(イシクラ) ちょっとそこまではこちらでは把握してないんで、

(私) はい、いや、聞いといて下さい、聞いといて下さい、あの「価格に文句を言うんだつたら、もう出荷してもらっちゃ困るよ」と「うちは受けないよ」と、そうおっしゃいましたよ? いや、価格に文句を言うんだつたらって、それはあの、正当業務行為であるとゆう前提であればそうゆう理論も成り立ちますね。あのう、ええ、一括、包括委託の関係にあるんでしょうから。だけども、私は違法性を主張してるんです? 犯罪を主張してるのに対して、適法性の推定は効かないですよね? 当り前に。

(イシクラ) だ、う、それはあれですよね? やっぱり違法性ってゆうのはその、ある程度、公の場で認められているんであれば別ですけど、今とりあえずイマイさんのほうからも、言われてるだけであって、うちはそのへんの認識とゆうものが有りませんから、

(私) いやいや、私は当たり前のことを言ってるんだから、別に裁判所でなくっても、一般人が当然に理解すべきことですよ? 貴方様が。

(イシクラ) や、そうじやないかとは思うんですよね?

(私) いや、そうですよ、当たり前に犯罪性が極めて高いですよ?

(イシクラ) ううん、そこはちょっとうちのほうは確認はできないんですね? そうは思わない、

(私) できます、ああ、思わないこと自体が異常です、

(イシクラ) そうゆうんであればやはり双方あの、意見が食い違ってますんで、あの、公の場でそこを明らかにするってゆうんが方法なんじゃないんですかね?

(私) 少なくとも、トミザワさんがおっしゃったさっきの言葉は、あの、正当な根拠が無い以上、差別的取扱に当たりますよね? 明確に。その点どう、どう思われます? これから農協を相手に訴えるとして、もう既に、明確にあの、不法行為に当るであろう暴言が一つ出てるんですが?

(イシクラ) まあ、そのこの経過ってゆうのがはっきりわかんないんで、で、一方的な話ではうちでは判断できないんで、その回答についてはちょっとコメントはできないですよね?

(私) 一方的な話とは? 私はウメザワさんにもトミザワさんにも、散々書面を渡したうえで説明しますよ? 何度も。

(イシクラ) や、その、双方の話を聞いてからでなければ、こちらとしては判断できませんので、

(私) 録音もたくさん残ってますよ?

(イシクラ) はい、

(私) はい、私が申し上げるのは以上です。

(イシクラ) ああ、はい、

以上